

ちちぶ定住自立圏共生ビジョン

(第2次：平成27年度～平成31年度)



平成27年 3月24日 初版

秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

目次

1	定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間	
(1)	定住自立圏の名称	1
(2)	定住自立圏を構成する自治体	
(3)	定住自立圏共生ビジョンの期間	
2	ちちぶ定住自立圏の現状と将来像	
(1)	圏域の状況	2
(2)	圏域の将来像	
(3)	ちちぶ定住自立圏の取組	3
3	共生ビジョン政策体系図	5
4	ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表	6
5	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	9
(1)	生活機能の強化に係る政策分野	11
ア	医療	
(ア)	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	12
(イ)	救急医療体制の充実	19
(ウ)	リハビリテーション体制の確立	26
イ	保健・福祉	30
(ア)	住民を対象とした保健福祉事業の充実	31
(イ)	子育て支援及び児童福祉の充実	39
ウ	教育	43
(ア)	生涯学習の充実	44
(イ)	保護者の学習に関する事業の充実	46
エ	産業振興	48
(ア)	滞在型観光の促進	49
(イ)	外国人観光客の増加	
(ウ)	秩父まるごとジオパークの推進	61
(エ)	圏域内企業の支援体制の充実	71
(オ)	有害鳥獣対策の推進	78
(カ)	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	81
オ	環境	85
(ア)	ちちぶ環境保全の推進	86

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	95
ア 地域公共交通	
(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進	96
イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラの整備	100
(ア) 秩父圏域情報化の推進	101
(イ) 地域情報共有システムの構築準備	102
ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進	104
(ア) 交流及び移住促進事業の(合同)実施	105
エ 水道	109
(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し	110
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	113
ア 人材育成等	
(ア) 人材育成等	114
○共生ビジョン事業一覧表	117

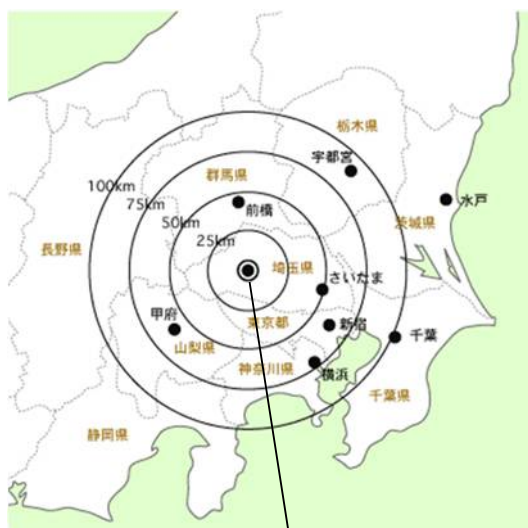
1 定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間

(1) 定住自立圏の名称

ちちぶ定住自立圏

(2) 定住自立圏を構成する自治体

秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町



0110A4CM21「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平22第使 第632号）」

(3) 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成 27 年度～平成 31 年度

※毎年度所要の変更を行うこととします。

2 ちちぶ定住自立圏の現状と将来像

(1) 圏域の状況

「ちちぶ」は、周囲に秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵をめぐらせる盆地に開けた山紫水明の地です。奥秩父に発する荒川の清流と大森林が生み出す大気は、多くの生命を育み、人々の暮らしに潤いと安らぎを与えています。

「ちちぶ」の歴史は古く、崇神天皇の時代には「知知夫国(ちちぶくに)」が開かれ(旧事紀一國造本紀一)、そこに暮らした先人は豊かな自然の中にあつて文化を形成してきました。知知夫国は後に武蔵国の一部となり「秩父郡」が置かれました。「ちちぶ」が歴史上著名になったのは、西暦 708 年に武蔵国秩父郡から自然銅を朝廷に献上したことが「続日本紀」に現れてからです。天皇は年号を「和銅」に改め、この銅により我が国最古の通貨「和同開珎(わどうかいちん)」が鑄造されました。

時代は下り、江戸時代には忍藩の陣屋を大宮郷(現秩父市中心部)に置き、代官が民政を担当していました。また、大宮郷に鎮座する妙見宮(現秩父神社)が秩父郡の総鎮守として古くから郡内の神社信仰の中心的地位を占め、その祭礼、祭市により商業も発展してきました。

爾来大宮郷は秩父地方の政治経済の中心地として栄え、明治維新後大宮郷に「秩父郡役所」が置かれ近代化への道を歩みました。

明治 19 年の秩父新道開通、明治 28 年の熊谷大宮道改修、そして大正 3 年の熊谷秩父間の鉄道敷設など、交通網が著しく整備されました。それに伴い従来の農林業、織物業に加えセメント産業が興り新たな地場産業となりました。そしてこれらは戦後も秩父地方の主要な産業となって地域の発展に貢献しました。さらに昭和 44 年の西武鉄道秩父線開通や関越自動車道の開通など交通アクセスが整備され、観光が新たな産業として脚光を浴びるようになってきました。

また、行政組織としては、昭和 45 年 4 月に秩父広域市町村圏組合が発足し、現在、ごみ処理や消防など 9 事業を 1 市 4 町で共同処理しています。

市町村合併についても、平成 15 年 2 月より全国的な動きを受け、1 市 5 町 3 村の 9 自治体により合併の検討が始まり、様々な協議や住民投票の結果、平成 17 年 4 月 1 日に旧秩父市、旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村の 1 市 1 町 2 村で現在の秩父市となり、平成 17 年 10 月 1 日に旧小鹿野町と旧両神村の 1 町 1 村で現在の小鹿野町となりました。

現在、秩父圏域では、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町が行政を担っています。

(2) 圏域の将来像

秩父圏域の人口は平成 22 年(2010 年)時点で 10 万 8 千人ですが、平成 32 年(2020 年)には 10 万人を下回り、平成 52 年(2040 年)には 7 万人となる人口推計が出ています。また、地域主権の推進により、基礎自治体の責任範囲が拡大し、住民ニーズや行政が直面する課題はさらに高度化していくと予想されています。

このように、私たちを取り巻く環境は必ずしも明るいとは言えませんが、全国的な

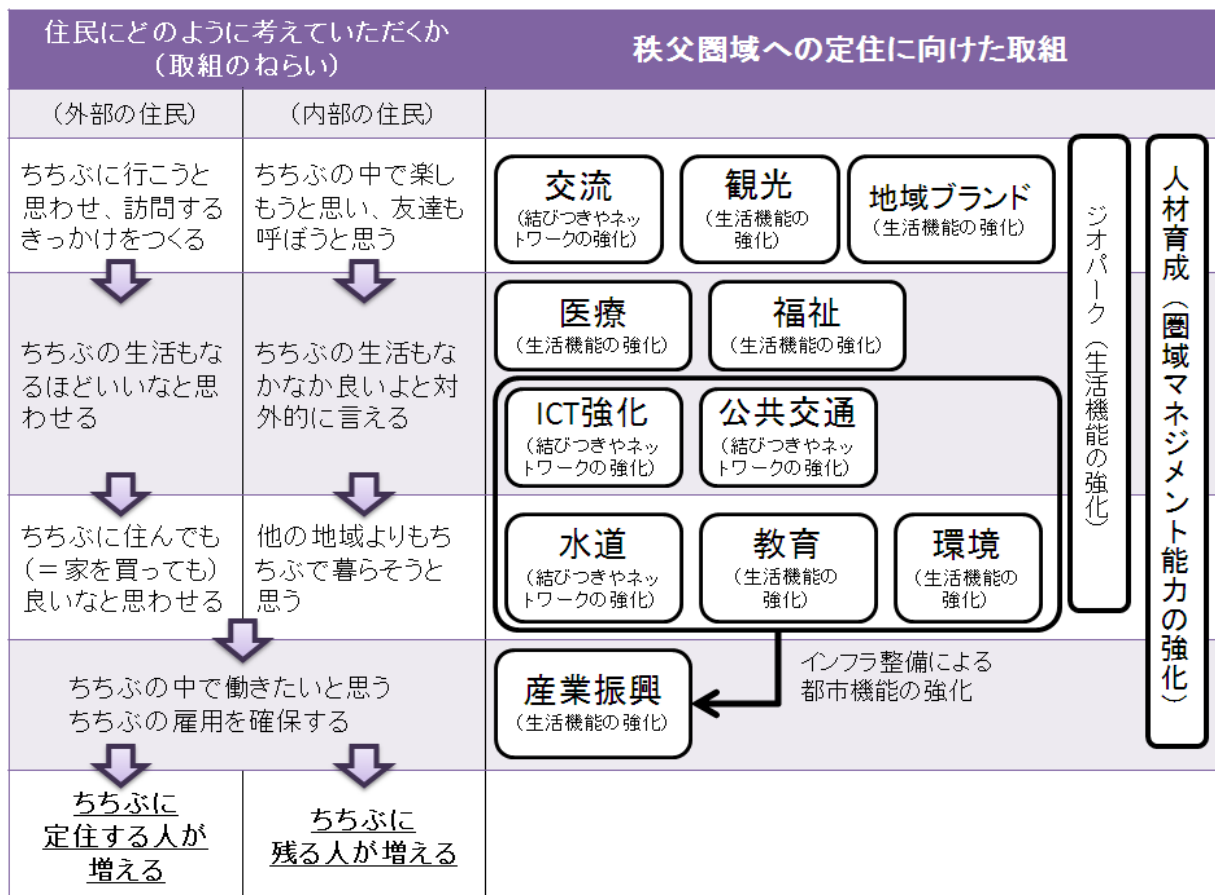
傾向として、情報技術や公共交通の進歩やライフスタイルの転換により農村型の生活を嗜好する人々が増加し、地球温暖化防止のため環境政策に対する関心の高まりが見られます。都心から 80 km以内に位置する秩父圏域の地理的優位性を活かして 1 市 4 町が連携して諸課題にあたることができれば、持続可能な地域で有り続ける可能性を見出せることができるのではないのでしょうか。

「ちちぶ」に生きる私たちは、連綿と受け継がれている先人が育んできた伝統文化、産業を後世へ伝えるために今こそ力を合わせなくてはなりません。

ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は、それぞれの住民が秩父圏域を生活圏として意識していることを理解しつつ、互いの独自性を尊重しながら、圏域全体の活性化を図る政策を連携して展開し、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、希望に満ちた未来の「ちちぶ」を創りたいと考えています。

(3) ちちぶ定住自立圏の取組

地域住民の福祉向上と地域振興を図るため、ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は様々な分野で政策を実施します。具体的なイメージは以下のとおりです。今後、ちちぶ定住自立圏により外部及び内部の住民に秩父圏域に住みたいと考えていただくような取組を行いたいと考えています。



(参考) 秩父圏域における将来の市町村別人口

(単位:人)

	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	66,955	63,105	59,445	55,625	51,856	48,163	44,535
横瀬町	9,039	8,413	7,847	7,269	6,690	6,121	5,568
皆野町	10,888	10,182	9,525	8,856	8,200	7,541	6,893
長瀬町	7,908	7,421	6,929	6,411	5,893	5,378	4,875
小鹿野町	13,436	12,497	11,623	10,766	9,924	9,117	8,320
圏域合計	108,226	101,618	95,369	88,927	82,563	76,320	70,191

(単位:人)

60歳以上人口	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	24,173	23,891	23,261	22,482	21,895	20,489
横瀬町	3,243	3,233	3,219	3,161	3,047	2,816
皆野町	4,287	4,202	4,020	3,788	3,651	3,394
長瀬町	3,161	3,138	3,074	2,967	2,851	2,631
小鹿野町	5,196	5,142	4,903	4,674	4,451	4,146
圏域合計	40,060	39,606	38,477	37,072	35,895	33,476

60歳以上人口割合	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	38.3%	40.2%	41.8%	43.4%	45.5%	46.0%
横瀬町	38.5%	41.2%	44.3%	47.2%	49.8%	50.6%
皆野町	42.1%	44.1%	45.4%	46.2%	48.4%	49.2%
長瀬町	42.6%	45.3%	47.9%	50.3%	53.0%	54.0%
小鹿野町	41.6%	44.2%	45.5%	47.1%	48.8%	49.8%
圏域合計	39.4%	41.5%	43.3%	44.9%	47.0%	47.7%

(単位:人)

75歳以上人口	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	10,109	10,349	11,050	11,307	10,990	10,515
横瀬町	1,314	1,373	1,488	1,580	1,549	1,527
皆野町	1,736	1,784	1,965	2,085	2,001	1,844
長瀬町	1,315	1,457	1,597	1,621	1,556	1,481
小鹿野町	2,249	2,211	2,305	2,493	2,479	2,298
圏域合計	16,723	17,174	18,405	19,086	18,575	17,665

75歳以上人口割合	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
秩父市	16.0%	17.4%	19.9%	21.8%	22.8%	23.6%
横瀬町	15.6%	17.5%	20.5%	23.6%	25.3%	27.4%
皆野町	17.0%	18.7%	22.2%	25.4%	26.5%	26.8%
長瀬町	17.7%	21.0%	24.9%	27.5%	28.9%	30.4%
小鹿野町	18.0%	19.0%	21.4%	25.1%	27.2%	27.6%
圏域合計	16.5%	18.0%	20.7%	23.1%	24.3%	25.2%

出典:日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)
 国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部編

ちちぶ定住自立圏

生活機能の強化

医療

- ・ 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
- ・ 救急医療体制の充実
- ・ リハビリテーション体制の確立

保健・福祉

- ・ 住民を対象とした保健福祉事業の充実
- ・ 子育て支援及び児童福祉の充実

教育

- ・ 生涯学習の充実
- ・ 保護者の学習に関する事業の充実

産業振興

- ・ 滞在型観光の促進
- ・ 外国人観光客の増加
- ・ 秩父まるごとジオパークの推進
- ・ 圏域内企業の支援体制の充実
- ・ 有害鳥獣対策の推進
- ・ 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

環境

- ・ ちちぶ環境保全の推進

結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

- ・ 誰もが利用しやすい公共交通の推進

デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

- ・ 秩父圏域情報化の推進
- ・ 地域情報共有システムの構築準備

圏域外の住民との交流及び移住促進

- ・ 交流及び移住促進事業の（合同）実施

水道

- ・ 秩父圏域における水道事業の運営の見直し



圏域マネジメント能力の強化

人材育成等

- ・ 人材育成（研修、専門家招へい）



4 ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表

●：平成21年9月で締結 ○：平成22年3月で締結
▲：平成23年9月で締結 -：締結未定

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
医療	1	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
	2	救急医療体制の充実	圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施します。	●	●	●	●	●
	3	リハビリテーション体制の確立	圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施します。	●	●	●	●	●
保健・福祉	4	住民を対象とした保健福祉事業の充実	保健福祉事業について住民が受講する合同で取り組むことが効果的・効率的と認められた事業を実施します。	○	○	○	○	○
	5	子育て支援及び児童福祉の充実	ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などを需要を調査検証した上で、必要と認められる事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
教育	6	生涯学習の充実	生涯学習の機会を充実させるため、生涯学習事業の実施や広報、学習施設の整備・運営を行います。	○	▲	○	○	▲

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
教育	7	保護者の学習に関する事業の充実	保護者の学習に関する事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
産業振興	8	滞在型観光の促進	既存事業の見直しを行った上で、広域型観光ルートの整備や観光客誘致宣伝活動を行います。	○	▲	○	○	▲
	9	外国人観光客の増加	外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制を充実させます。	○	▲	○	○	▲
	10	秩父まるごとジオパークの推進	秩父の地質資源等を活かした秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークの活用方策について、協議会を設置して計画を策定するとともに、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行います。	○	—	○	○	○
	11	圏域内企業の支援体制の充実	事業者や創業希望者を対象にコーディネータを派遣し経営課題等に関する診断、助言等の一貫した支援を行うための産学官連携コーディネート事業等を合同で実施します。	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲
	12	有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣に関する情報交換や対策の研究を行います。	○	○	○	○	○
	13	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	マーケティングに詳しく実績のある専門家を招へいし、首都圏を中心として、秩父の商品を効果的に売り出す戦略を立て、商談会に参加するなどして、地元産品の販売促進につなげます。	▲	▲	▲	▲	▲
環境	14	ちちぶ環境保全の推進	新たな環境保全に関する総合的な計画を合同で策定し、それに基づき事業を実施します。	○ ▲	○ ▲	○	○	○ ▲
地域公共交通	15	誰もが利用しやすい公共交通の推進	圏域における公共交通の需要を調査し、検証することにより、既存の公共交通振興計画等を見直して圏域で統一した計画を作成します。	○	○	○	▲	▲

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備	16	秩父圏域情報化の推進	圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定します。	●	●	●	●	○
	17	地域情報共有システムの構築準備	圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究します。	●	●	●	●	○
圏域外の住民との交流及び移住促進	18	交流及び移住促進事業の（合同）実施	圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、（子ども）農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
水道	19	秩父圏域における水道事業の運営の見直し	圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行います。	●	●	●	●	▲
人材育成等	20	人材育成等	圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施します。	●	●	●	●	●
平成 21 年 9 月で締結 ●				8	6	8	6	5
平成 22 年 3 月で締結 ○				11	9	11	12	9
平成 23 年 9 月で締結 ▲				1	4	1	2	6
締結協定項目数合計				20	19	20	20	20

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

☆本項の記載事項について

各分野の取り組み内容は、以下の6つの項目で構成されております。

・「○施策体系○」

共生ビジョン政策体系図（P.5）の該当政策を抜粋し、それぞれの政策を実現するための施策を示しております。

・「○戦略図○」

圏域が抱える課題等、ちちぶ定住自立圏で実施する事業、事業の実施により短期的に期待される効果、中・長期的に期待される効果及び将来像をチャート図としてまとめています。

・「○現況と課題○」

定住自立圏形成協定を締結するに当たっての問題意識を記載しています。

・「○今後の展望○」

定住自立圏構想の枠組みで実施する事業がどのような方向性で推進されていくかを記載しています。

・「○主要事業○」

以下に示す、事務事業の選択基準に基づき、ちちぶ定住自立圏において推進する事業として掲載しています。

◎事務事業の選択基準

- ・事業を実施するに当たり、ちちぶ定住自立圏に参画する自治体が複数で参加し、圏域全体の発展を見込めるものとなっているか。
- ・共生ビジョン懇談会及びちちぶ定住自立圏推進委員会における議論を経て、共生ビジョンに掲載された事業となっているか。
- ・単独自治体で実施している既存事業の単なる財源の付け替えとなっていないかどうか。
- ・既存事業をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけた場合は、圏域のために発展させる事業となっているかどうか。
- ・現状では実施が難しい事業であっても、前向きに検討する。

具体的な項目として、形成協定、事業名、事業概要、成果、関係市町の役割分担、事業費（『0』は事業費計上がないが、協議・検討は行う。『-』は事業終了。）、国県補助事業等の名称・補助率等、関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方を記載しています。

なお、形成協定は、最初に締結した自治体間の協定文書を転載しており、各自治体により若干書きぶりが異なります。

・「○今後想定される事業○」

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業を掲載しています。

これらの事業については、共生ビジョン更新時に、共生ビジョン懇談会及び1市4

町で協議を行い、実現可能性や事業費の見通しがつく場合は、「主要事業」として位置づけることができます。なお、「今後想定される事業」に掲載された事実をもって、今後「主要事業」として位置づけられることについて保証するものではありません。

☆共生ビジョン事業一覧表

巻末に、主要事業の一覧を添付しております。

☆費用負担の考え方

特別な記載のある場合を除き、基本的な負担割合の考え方は以下に示すとおりです。

秩父市 約 53.8% (事業費×70,000 千円/130,000 千円)

横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

約 11.5% (事業費×15,000 千円/130,000 千円)

関係市町の費用負担割合は、状況変化に応じて、適切な調整及び見直しを図ります。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

○施策体系○

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

- ①医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援等
- ②院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上
- ③事務サポート体制の整備
- ④公立病院の経営改善
- ⑤医療関係を取りまとめる連絡調整会議の運営

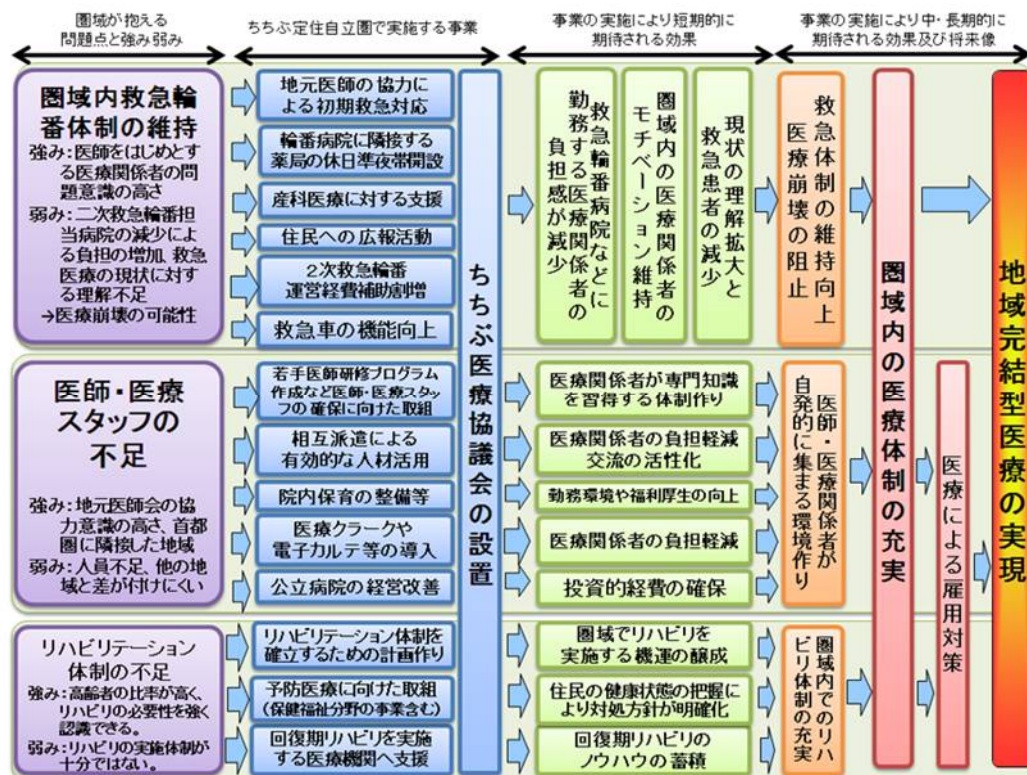
(イ) 救急医療体制の充実

- ①地元医師の協力による初期救急の充実等
- ②休日準夜帯の薬局開設
- ③救急医療体制維持のための広報周知
- ④救急搬送体制の充実
- 産科医療に対する支援（終了）
- 病院群輪番制病院運営経費補助金の割増（終了）

(ウ) リハビリテーション体制の確立

- ①リハビリテーション体制を確立するための計画作り
- ②予防医療を充実させる取組
- ③リハビリテーション体制充実に向けた人材の確保育成
- 回復期リハビリテーション実施病院への支援（終了）

○戦略図○



(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

○現況と課題○

近年、医療制度改革や医師数の地域間格差等から、医療を取り巻く環境は悪化してきています。秩父圏域の医療機関でも勤務医や看護師をはじめとする医療スタッフの不足から診療科の見直し等を行わざるを得ない病院も出始めています。

また、秩父圏域の高齢化率は25.34%（平成19年1月1日現在）から29.23%（平成26年1月1日現在）へ上昇しています¹。この高齢化率が高くなるに従い、医療機関への受診率も上昇傾向になると予想されます。

秩父圏域には秩父市立病院と国保町立小鹿野中央病院の2つの公立病院があります。地域医療の中核として救急医療や高度医療、地域に不足する医療の確保に向け医療体制の整備や医療の充実に取り組んでいます。しかし、平成16年度に施行された新臨床研修制度の影響で大学医局から医師を引き上げられることなどにより、従来どおりの手法では常勤医の確保はほぼ不可能です。また、看護師についても、平成18年度の診療報酬改定で新たに盛り込まれた7対1の看護配置基準により、新基準取得を目指した都市部の病院が看護師の大量採用に動いたことなどにより、慢性的な看護師不足に悩まされています。これは、公立病院に限らず、圏域内にある民間病院も同じ状況です。

これまで、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保は、各医療機関の対応が中心であり、行政の支援による取組みはそれほど活発に行われていませんでした。公立病院における医師・医療スタッフの不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながり、少なからず圏域内における民間病院にも影響を及ぼします。

このことから、平成22～23年度、医療分野に対する重点支援をちちぶ定住自立圏の事業として実施しました。主要4病院（秩父市立病院、秩父病院、皆野病院、町立小鹿野中央病院）に対する支援を行うことにより、医療スタッフの負担軽減などがある程度図られています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で医師・医療スタッフの確保や相互派遣による有効的な人材活用等について、支援対象となる医療機関や配分額を検討し、支援を実施しています。また、平成25年1月から、秩父圏域の産科医療機関は1診療所となっており、産科医療の確保は困難な状況が続いています。大学病院等からの産科医師の派遣や公立病院から助産師を研修派遣することで1診療所ができるだけ多くの分娩を扱えるよう支援するとともに、秩父圏域の公立病院に産科医師や助産師等の医療スタッフを確保するための方策を協議・検討しています。

○今後の展望○

今後、医療体制を維持していくためには、医療関係者の業務負担が過度にならないように、秩父圏域の勤務環境を向上させることが重要です。また、自治医科大卒埼玉出身義務年限内派遣医師の研修や勤務体制など医療政策全般で埼玉県と連携を強化していくことも重要です。

¹ 埼玉県統計課「町（丁）字別人口調査結果」から算出

長期的には、医療機関と行政が連携して実施し、圏域に外部の医療関係者が自発的に集まってくる環境を作り、医師・医療スタッフの確保をしていくことが求められます。さらに、医療従事者の相互派遣等により医師の負担軽減や診療交流を推進します。

具体的な取組として、秩父郡市医師会、地域の公立・民間病院、行政機関等の協力のもと、後期研修プログラムを作成し研修医の定着を図ることや研修医受入病院の研修環境の体制整備を図ることへの支援、大学病院等との連携により地域に不足する産科医師・医療スタッフの確保を推進することとします。

これらの取組は、ちちぶ医療協議会において方向性を議論し、事業を実施することにより、圏域内の医療体制の充実を図り、地域完結型の医療の実現を目指します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

① 医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援等

事業名	医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保				1	関係市町名
事業概要	<p>現在勤務している医師・医療スタッフの勤務状況等を踏まえて、圏域内の医療機関へ相互に医師・医療スタッフの派遣体制等を確立し、有効的な人材活用を行う。</p> <p>専門的知見を有する専門家を招へいし、医師のニーズに応じた教育研修プログラムの作成など医師・医療スタッフの確保に関する各医療機関等の取組に対し支援を行う。また、大学病院等からの医師派遣についても支援を行う。特に、産科医師、医療スタッフの確保について重点とする。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院、秩父生協病院、関連する医療機関、大学病院、秩父圏域の産科医療機関とする。また、医療従事者養成機関も支援対象とする。</p> <p>各年度において実際に支援する医療機関及び配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀨町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>
成果	<p>圏域内で専門的知識を得られる環境を整えることにより圏域外の医療関係者が秩父の勤務に関心を持ち、医師・医療スタッフの確保と相互派遣につなげることが期待できる。また、1診療所となっている産科医療機関の医師や助産師等が確保されることにより分娩取扱件数の増加が期待できる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>各市町において、専門家の助言を踏まえ、企画立案する。なお、実施に当たっては、秩父郡市医師会など関係機関の聴取を実施する。</p>					
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	172,500 の内数
	<p>※1 以下の4事業との合計額</p> <p>医療分野（ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「予防医療に関連する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」</p> <p>保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」</p>					

国県補助事業等の名称・補助率等	
該当なし	
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	
各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。	

② 院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上

事業名	院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上	2	関係市町名			
事業概要	<p>医師・医療スタッフが安心して働ける環境を整備するために、院内保育施設の整備や運営の支援など勤務環境・福利厚生への向上を行う医療機関に対し支援を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関及び配分額は、必要に応じて、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>		<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀨町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>			
成果	勤務環境や福利厚生への向上により、医師・医療スタッフの新規獲得や離職防止が期待される。					
関係市町の役割分担	各市町は、専門家の助言を受けながら院内保育の整備等を行う。また、病院事務局の取組みに支障が生じないよう手続上、事務上の配慮をする。					
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。					

③ 事務サポート体制の整備

事業名	医療クラーク等の活用による事務負担軽減				3	関係市町名
事業概要	<p>医師事務作業補助者いわゆる医療クラークの活用や電子カルテの導入などにより、医師・医療スタッフの事務負担を軽減することを目指す医療機関に対し支援を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関及び配分額は、必要に応じて、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>
成果	<p>救急輪番病院に勤務する医師の事務負担を軽減することにより、執務環境の向上、モチベーションの維持が期待される。</p>					
関係市町の役割分担	<p>各市町は、専門家の助言を受けながら、医療クラークの導入等の支援を行い、また、病院事務局の取組みに支障が生じないよう手続上の配慮をする。</p>					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。					

④ 公立病院の経営改善

事業名	コスト削減などによる公立病院の経営改善				4	関係市町名
事業概要	<p>救急医療や不採算医療を担っている公立病院において、コスト削減など経営改善に向けた取組を行う場合に、支援を行う。経営改善に当たっては、専門的知見を有する専門家の助言を受けることとする。</p> <p>支援対象となる医療機関は秩父市立病院及び町立小鹿野中央病院とする。必要に応じて、医療協議会で協議を行い、配分額を決定する。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>経営改善により投資的経費を確保し、病院運営を向上させるための医師・医療スタッフの雇用や設備投資が積極的に行われること、また、公立病院の機能向上により、秩父圏域全体の医療体制の向上につながることを期待される。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市立病院事務局及び小鹿野中央病院事務局は、専門家の助言を受けて、現状分析などを行い、コスト削減などの経営改善の取組を行う。各市町は、経営改善に向けた病院事務局の取組に支障が生じないように、手続上、事務上の配慮をする。</p>					
事業費	27	28	29	30	31	計
(千円)	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。					

⑤ 医療関係をとりとめる連絡調整会議の運営

事業名	「ちちぶ医療協議会」の運営					5	関係市町名
事業概要	行政からの財政支援等により、平成 23 年 9 月 26 日「ちちぶ医療協議会」が設置された。これにより医師・医療スタッフの確保と相互派遣のための方策、救急医療体制の維持のための方策、リハビリテーションの充実に取り組むための事業を実施する。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	地域医療を地域の基幹インフラとして捕らえ、医療に対する需給ギャップの解消を目指した事業を実施し、ちちぶ定住自立圏の制度を活用して地域医療の維持・向上を図る。						
関係市町の役割分担	各市町の首長及び医療・福祉関係団体の代表者で協議会を組織する。1 市 4 町、埼玉県及び秩父広域市町村圏組合の担当者が、関係者として協議会の運営を補助する。						
事業費 (千円)	27 500	28 500	29 500	30 500	31 500	計 2,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	各市町は、10,000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 医療関係者に対する意識調査の実施
医療関係者に対して意識調査を実施し、秩父圏域の勤務環境を魅力あるものにするための方策を検討する。
- ② 産科医療を維持するための施策の検討
秩父圏域内の分娩数の推計を行い、助産院等の必要性について調査・研究する。

(イ) 救急医療体制の充実

○現況と課題○

現在、病院勤務医をはじめとする医師不足により、医療体制は各地で崩壊の危機に直面しています。特に、住民の命を守る救急医療は、従事者が少なく、医師や医療スタッフは疲弊しながら業務にあたっており、医療事故等の発生にもつながりかねない状況にあります。秩父圏域の救急医療体制は初期救急医療体制と第二次救急医療体制がありますが、第三次救急医療体制は埼玉県内の他地域に依存しています。

日中の救急患者については、秩父消防本部が各医療機関と調整し搬送を行っています。夜間や休日の時間帯については、秩父地域では、初期救急、二次救急の医療体制をとっています。初期救急医療体制としては、秩父郡市医師会を中心に休日診療所、在宅当番医制、平日夜間の小児初期救急体制があります。二次救急医療体制としては、病院群輪番制により秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して休日・夜間の救急診療に対応しています。

特に、平成22年度から小鹿野中央病院が医師不足により救急輪番病院を外れたことで、他の輪番病院の負担増が懸念されましたが、関係者の尽力により何とか二次救急医療体制を維持しているところです(但し、小鹿野中央病院は、初期救急患者に限り、夜間でも受入を行っています)。ちちぶ定住自立圏では、平成22～23年度の医療分野に対する重点支援により、救急車の機能向上、救急医療体制の維持、休日及び準夜帯の薬局の開設に対して、一定の支援を行っています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で協議を行い初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局の開設に対して一定の支援を行い救急医療機関の負担軽減を図っています。

○今後の展望○

二次救急輪番体制は、平成4年度時点で7病院ありましたが、徐々に減少し、平成21年度に小鹿野中央病院が常勤勤務医不足により病院群輪番制からの一時撤退を表明するなど、現在は3病院で担当しています。

平成25年の救急・救助統計によれば、秩父圏域で発生した年間救急搬送人員は4,569人(日中、夜間休日含む。)であり、その内の約74%にあたる3,361人を秩父市立病院・秩父病院・皆野病院の3病院で受け入れました。日中はともかく、不十分な体制のまま夜間休日の二次救急輪番体制を続けていくことは、医師・医療スタッフに過重な負担をかけ、大量退職などにより医療崩壊につながりかねません。現在は、各病院の努力により対応しており、ちちぶ定住自立圏医療分野の重点配分も行いましたが、秩父圏域で二次救急輪番体制を残る3病院だけで担当して継続するのは厳しい状況です。

秩父郡市医師会との連携による初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局開設、救急搬送体制の充実などの支援を行政が実施することで、二次救急輪番病院の負担が軽減され、医療崩壊を阻止し、救急医療体制の維持向上を目指すことが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】 (イ) 救急医療体制の充実 圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。</p>

① 地元医師の協力による初期救急の充実等

事業名	地元医師の協力による初期救急の充実等					6	関係市町名
事業概要	<p>地元の医師が休日の救急輪番担当病院に参加して、二次救急医療を必要としない軽症患者に対応したり、圏域内の医療機関が初期救急診療を行う医師を招へいするなど、各医療機関が初期救急の充実を行う経費を支援する。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院とする。配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	<p>救急輪番担当病院の医師・医療スタッフが、休日の救急輪番担当日に軽症患者を診察する負担が軽減されることが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、秩父郡市医師会や専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>						
事業費 (千円)	27 11,000	28 11,000	29 11,000	30 11,000	31 11,000	計 55,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。</p> <p>平成27年度以降も事業費11,000千円を予定しているが、平成26年度までの成果を考慮しながら、ちちぶ医療協議会で医療分野全体としての協議を行う。</p>						

② 休日準夜帯の薬局開設

事業名	休日及び準夜帯の薬局開設					7	関係市町名
事業概要	秩父郡市薬剤師会の協力により、二次救急輪番担当病院及び休日診療所に隣接する薬局において、休日（8時～18時）及び準夜帯（19時～22時）に、調剤薬局の開設を行うための経費を支援する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果	休日及び準夜帯に薬局が開設されることにより、特別な薬の処方をする必要がなくなるなど、救急輪番担当病院の医師の負担が軽減されることが期待される。						
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市薬剤師会や秩父郡市医師会、専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 毎年度、事業費4,000千円を予定しているが、医療分野に対する全体的な支援や平成26年度までの実施状況を考慮して、ちちぶ医療協議会で協議を行った上で額を確定する。						

③ 救急医療体制維持のための広報周知

事業名	救急医療体制維持のための広報周知					8	関係市町名
事業概要	救急輪番担当病院の減少や医師不足について、住民に対して、秩父圏域の医療体制の現状を理解していただくための広報周知活動を実施する。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	医療体制の現状を踏まえ、二次救急輪番担当病院での受診や休日・夜間の体調不良時の適切な受診の仕方について圏域内の住民に理解していただくことにより、救急輪番担当病院で勤務する医師・医療スタッフの負担軽減、モチベーション維持を行う。						
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案し、各市町で協力して周知活動を行う。なお、実施に当たっては、秩父広域市町村圏組合、埼玉県秩父保健所及び秩父郡市医師会など関係機関の意見を聴取する。						
事業費	27	28	29	30	31	計	
(千円)	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	広報周知活動は、市報・町報などを活用するなど通常経費の範囲内で実施する予定であるが、必要が生じた場合は、各市町で協議の上、ちちぶ医療協議会から運営経費の範囲内で、必要な措置を行う。						

④ 救急搬送体制の充実

事業名	救急車の機能向上					9	関係市町名
事業概要	気管挿管認定救急救命士が追加講習及び病院実習を経て、新たに使用することとなるビデオ喉頭鏡と、現在救急車内で不足している LED 喉頭鏡、AED、自動心マッサージ器、バスケットストレッチャーの資器材を装備し、救急車内の装備の充実・機能向上を図る。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果	救急救命士等は患者に対する処置を救急搬送時に行っており、救急車内で新たに必要となる資器材と不足している資器材を装備することにより、初動時の処置の質の向上が期待される。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。						
関係市町の役割分担	各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。						
事業費 (千円)	27 6,000	28 6,000	29 6,000	30 6,000	31 6,000	計 30,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 3,232 千円、各町が 692 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。（医療支援枠ではなく包括支援枠を活用する。）						

事業名	人づくり（気管挿管認定救急救命士の養成）				10	関係市町名
事業概要	<p>秩父消防本部では救急救命士の処置範囲拡大に伴い、気管挿管認定救急救命士の養成を行っている。手術室にて 30 症例の実習を経ての資格取得となるため、現在、実習待機者が 20 名以上、年間の修了者は 1～2 名の実情にある。</p> <p>実習受入れ病院を確保し、年間 5 名ずつを養成し人的面での充実を図りたい。また、気管挿管認定救急救命士はビデオ喉頭鏡を用いた追加講習・病院実習へと進み、3 年毎の再教育が課せられている。</p>					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	<p>気管挿管認定救急救命士の養成により、救急搬送時の初動の処置の質の向上が期待される。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。</p> <p>※病院実習に係る費用： 370,000 円／人</p>					
関係市町の役割分担	各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	9,250
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 998 千円、各町が 213 千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。（医療支援枠ではなく包括支援枠を活用する。）					

事業名	救急隊員用教育訓練資器材の整備					11	関係市町名
事業概要	<p>秩父消防署各分署の統廃合計画が進み、1署4分署体制が整備される。これに伴い、統合分署の人員・仕事量の増加が見込まれ、これまで本署からの借用に頼っていた救急隊員用教育訓練資器材も、各分署の備品として整備する必要がある。救急救命士養成所で使用している高度シミュレーター人形を各分署に導入し、救急隊員の技術の向上を図る。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>各分署に救急隊員用教育訓練資器材（高度シミュレーター人形）を整備することで、より実践的で効果の高い模擬訓練を日常的に習慣として実施することが可能になる。救急隊員の、技術向上、技能の維持に貢献することができる。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。</p> <p>※高度シミュレーター人形：2,000,000円</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成27～31年度の市町負担は、秩父市が1,076千円、各町が231千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。（医療支援枠ではなく包括支援枠を活用する。）</p>						

(ウ) リハビリテーション体制の確立

○現況と課題○

秩父圏域の高齢化率の大幅な上昇については、(ア)で述べたとおりですが、一般的に、高齢になるに従い、脳卒中や心筋梗塞を発症したり、日常生活や事故による骨折にあたりする確率が高くなります。脳血管疾患や骨折などによる障がいの残存は、早期の回復期リハビリテーションにより予防し、在宅で療養できるようにすることが望ましいとされています。回復期リハビリテーションとは、脳血管疾患、大腿骨頸部骨折などの患者に対して、ADL（日常生活活動）能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的とした集中的なリハビリを行うもので、医師、看護師、理学療法士、作業療法士などが共同で、それぞれの患者に合ったプログラムを作成し、これに基づいて実生活の自立を目指したものです。回復期リハビリテーションを実施するためには、十分なスタッフや設備を備えていることが望ましいとされていますが、現在、この取組を実施している医療機関は非常に少なく、圏域内の取組は始まったばかりです。

こういった状況に対応し、平成 21 年度より、埼玉県地域保健医療計画のうち秩父圏域の重点事項として回復期リハビリテーションの取組が追加されました。これは、高齢化率の上昇に伴い、住民のニーズが高まると予想されたためです。

平成 22～23 年度は、回復期リハビリテーションに取り組む医療機関に対して、一定額の支援を行ってきました。平成 24 年度から、ちちぶ医療協議会のリハビリテーション分科会において、高齢に伴い増加する「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」（骨や筋肉、関節などの障害により要介護なるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまうこと）の発症予防に役立つ健康体操の選定普及や予防医療分科会において予防医療を充実させる取組みについて検討し事業を実施するほか、平成 25 年度には、「ちちぶお茶のみ体操」（通称茶トレ）として住民への周知、普及活動が開始されました。

○今後の展望○

前述のとおり、現在の秩父圏域の状況を考慮すると、リハビリテーションに対する住民のニーズは高くなっていくことが予想されます。また、秩父圏域は、都心に隣接し、豊かな自然と歴史・文化が残る地域であり、他の先進地域のように、リハビリテーションを地域全体で取り組んでいくことができる可能性を秘めています。

今後は、秩父地域の高齢化率の伸びと限られている医療資源（ヒト・モノ・カネ）を考えれば、回復期リハビリテーションだけではなく、リハビリテーションの取組みを秩父地域全体で考えていかなければなりません。具体的には、秩父地域でリハビリテーションについて計画を策定するとともに、予防医療に関連する事業の実施、「ちちぶお茶のみ体操」等の普及、回復期リハビリテーションに取り組む医療機関のノウハウを医療関係機関等で共有していくことでリハビリ医療の充実を図ります。これらの取組みについては、秩父圏域におけるリハビリテーションのあり方・方向性をちちぶ医療協議会で協議し、対応していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】 (ウ) リハビリテーション体制の確立 圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。</p>

① リハビリテーション体制を確立するための計画作り

事業名	秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定	12	関係市町名			
事業概要	秩父地域のリハビリテーションの取組の方向性を打ち出すために秩父地域リハビリテーション計画（仮称）の策定を行う。		秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）			
成果			計画の策定により、秩父地域の方向性が明確化されるとともに、国や県が運営するリハビリテーションセンターの誘致活動に寄与することなどが期待される。			
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、計画策定に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど作成に協力する。					
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	172,500 の内数
	※1 以下の4事業との合計額 医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 （ウ） ・「予防医療に関連する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。					

② 予防医療を充実させる取組

事業名	予防医療に関連する事業の実施				13	関係市町名
事業概要	<p>少子高齢化社会へ向けて誰もが自立した生活を送れるように地域住民の生活習慣改善と健康増進を目的とする事業を行う。また、ロコモティブシンドロームの発症予防のため「ちちぶお茶のみ体操」の普及を行う。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、保健センター、包括支援センター、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>住民が自らの健康状態を把握することにより、健康に対する意識が向上する。リハビリテーションが必要となる疾患の発症件数を抑制することができ、また、リハビリテーション段階になった場合でも悪化を防ぐことが期待できる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、予防医療に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>					
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	172,500 の内数
	<p>※1 以下の4事業との合計額</p> <p>医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」</p> <p style="padding-left: 40px;">（ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」</p> <p style="padding-left: 40px;">・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」</p> <p>保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。</p>					

③ リハビリテーション体制充実に向けた人材の確保育成

事業名	リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成					14	関係市町名
事業概要	<p>リハビリテーション医療の需要が高まるなかで、圏域内医療機関等に従事するリハビリ専門職の状況を把握し、医療機関等が相互に連携して、リハビリ専門職を確保育成する事業に支援する。これにより、秩父地域のリハビリテーション機能の向上を図る。</p>					秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、保健センター、包括支援センター、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）	
成果	<p>リハビリ専門職の確保育成を行うことにより、脳血管疾患や心疾患、骨折等を患う人の早期回復、社会復帰を図ることができ、急性期から回復期、維持期へと切れ目ないリハビリテーションを提供できる連携体制の構築が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、ちちぶ医療協議会において、秩父郡市医師会や専門家等の意見を踏まえ企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>						
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計	
	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	172,500 の内数	
	<p>※1 以下の4事業との合計額 医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 （ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「予防医療に関連する事業の実施」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」</p>						
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	各市町は、10,000千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 圏域内での様々な取組に関する研究

温水プールなどを活用してリハビリテーションに関する様々な取組を秩父圏域で実施できるかについて実務者による研究を行う。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

イ 保健・福祉

○施策体系○

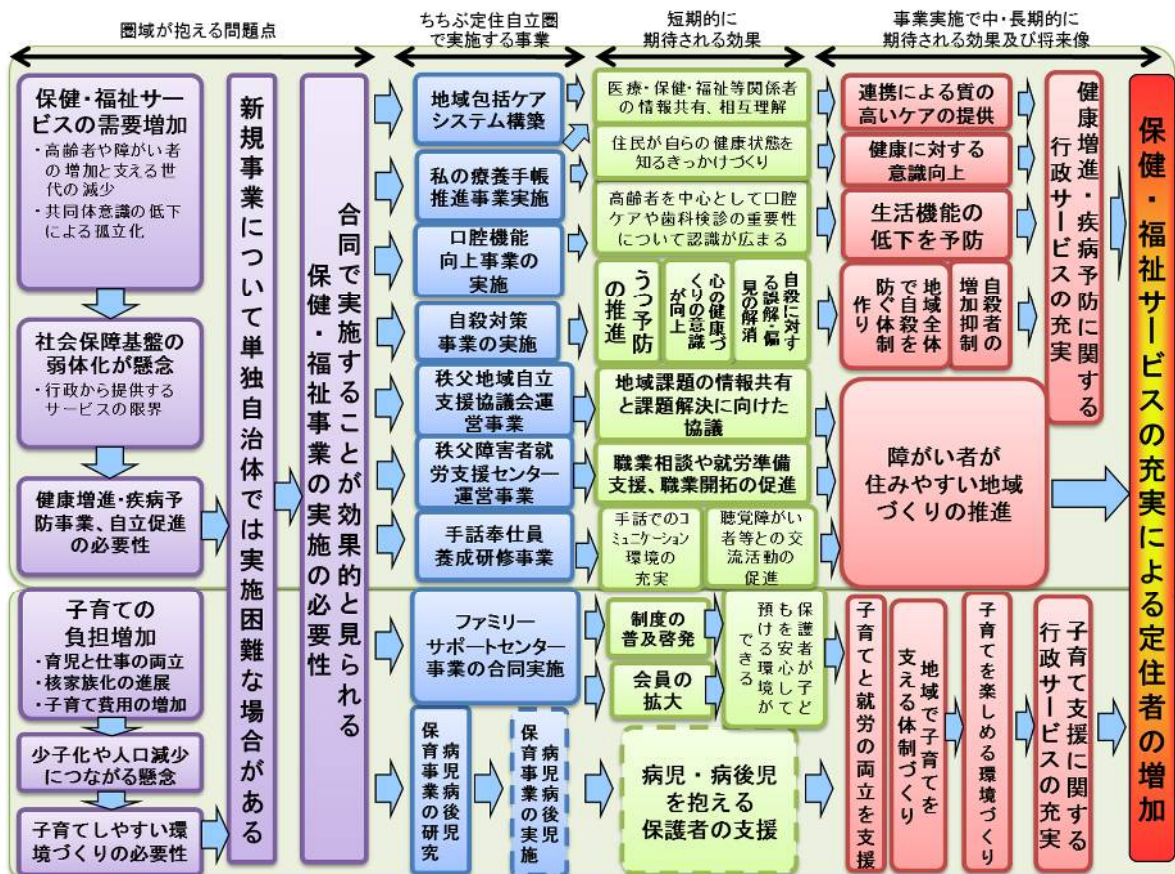
(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

- ①住民を対象とした保健福祉事業の合同開催
- ②地域包括ケアを充実させる取組

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

- ①ファミリー・サポート・センター事業の合同実施
- ②病児・病後児保育事業の研究

○戦略図○



(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

○現況と課題○

近年、高齢者や障がい者など支援が必要な人の増加と支える世代の減少、共同体意識の低下による孤立など、ライフスタイルや社会環境の変化による様々な社会的要因により、保健・福祉サービスの需要が増加しています。保健・福祉サービスの需要の増加は、医療費の増加とともに財政を圧迫しており、大きな社会問題となっています。また近年、健康問題や生活不安、家庭環境等の問題による自殺者が増加しており、その対策が急務となっています。

しかしながら、現在の税財源のままでは、保健・福祉サービスを維持していくことは非常に困難であると予想され、社会保障制度の弱体化が懸念されています。高齢者や障がい者が地域で健康的に安心して暮らし続けるためには、当事者が主体的に取り組むことや家族等の支援に加え、社会全体として個人の行動変容を支援していく環境を整備することがより一層必要になっています。

保健・福祉サービスは各自治体で取り組んでいますが、限られた財源の中で維持・向上させていくためには、住民が健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解できるような健康増進・疾病予防事業に取り組んでいくことも重要になってきます。しかし、必要性は認識していても、人員体制などが整わず事業に取り組めない自治体が出ることで、健康増進や疾病予防、自立促進の取組について圏域内で格差が生じる可能性があります。そこで、1市4町が連携して実施することが効果的と認められた事業については、合同で事業を実施することにより、圏域全体の保健・福祉サービスの向上を図りたいと考えています。

○今後の展望○

今後、保健・福祉サービスを向上させるためには、これまでのような各自治体の状況に合わせて個別に進められる事業のほかに、圏域全体に共通する事業については、定住自立圏の事業として共同で実施することも考えていく必要があります。

当面は、圏域全体に共通する事業として、「私の療養手帳（マイカルテから名称変更）」推進事業、口腔機能向上事業、自殺対策事業、「秩父地域自立支援協議会」運営事業、障害者就労支援センター運営事業、手話奉仕員養成研修事業の6事業に取り組んでいきます。

さらに、住民が高齢になっても安心して地域で生活を続けられるように医療・保健・福祉の連携を図る地域包括ケアを充実させる取組について、圏域全体で協議・検討をはじめます。

「私の療養手帳」推進事業は、地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳」を作成し、それを普及しようというものです。これにより、支援に係わる関係職種（多職種）間での情報共有、相互理解が行われ、連携促進により質の高いケアにつながることで、さらに、医療情報を自ら管理することにより健康に対する意識の向上が期待されます。

口腔機能向上事業は、様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、

口腔機能の向上¹につながる取組みや歯科検診の重要性について普及啓発を行うものです。この実施により、口腔機能の低下から引き起こされる肺炎などの疾病の予防、また、歯科検診の重要性に関して意識が向上することが期待されます。

自殺対策事業は、精神保健の普及啓発や相談体制の充実、自死遺族へのケアなど自殺対策に関連する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行うものです。この取組により、うつ病に対する理解を深め孤立を防止し、自殺に対する誤解や偏見がなくなることなどにより心の健康づくりが推進され、自殺者の増加を抑制することが期待されます。

「秩父地域自立支援協議会」運営事業は、相談支援体制の機能共有と評価、地域の関連機関のネットワークの構築、困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善、権利擁護に関すること等を協議する場を圏域全体で設置し運営することにより、また、障害者就労支援センター運営事業は、障がい者の職業相談や就職準備支援、職場開発、職場実習支援、職場定着支援等を促進する事業を圏域全体で運営することにより、障がい者の自立支援を促進し、障がい者が住みよい地域づくりを促進することが期待できます。

今後、6事業に加え「地域包括ケアを充実させる取組」も含め、圏域全体で取組むことが効果的と見られる保健福祉事業については合同で事業を展開して、多様な住民ニーズに応えていくことを予定しています。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

住民を対象とした保健福祉事業の充実をめざし、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて実施する。

¹ 口腔機能の向上の取組には、口腔内の衛生状態の維持・改善、摂食(せつしょく)・嚥下(えんげ)等口腔機能の維持・改善がある。

① 住民を対象とした保健福祉事業の合同開催

事業名	「私の療養手帳」推進事業				15	関係市町名
事業概要	<p>地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳（マイカルテから名称変更）」を発行し、これを秩父圏域で普及させる。</p> <p>※実施主体：「私の療養手帳」委員会、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会の3者。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課）</p>
成果	<p>平成25年6月18日に秩父郡市医師会内に「私の療養手帳委員会」を設置し、「私の療養手帳」を作成し、平成25年10月15日に配布を開始した。この事業を推進することにより、支援に係わる関係職種間での連携が促進され、在宅療養者の意思を尊重した質の高いサービス提供が可能となり、さらに、ケアの継続性の確保、医療介護事故の防止、専門職の育成につながることを期待される。</p>					
関係市町の役割分担	各市町が協力して企画立案・運営する。					
事業費 (千円)	27 ^(※1)	28 ^(※1)	29 ^(※1)	30 ^(※1)	31 ^(※1)	計
	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	172,500
	<p>※1 以下の4事業との合計額</p> <p>医療分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」</p> <p>（ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」</p> <p>・「予防医療に関する事業の実施」</p> <p>・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	各市町 10,000 千円（医療支援枠）を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。					

事業名	口腔機能向上事業					16	関係市町名
事業概要	<p>様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、口腔機能の向上につながる取組や歯科検診の重要性について普及啓発を行う。</p>						<p>秩父市（高齢者介護課、包括支援センター、保健センター）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課）</p>
成果	<p>口腔機能の低下は、結果的に免疫力などが低下して、感染症など、様々な病気にかかりやすくなり、寝たきりや認知機能の低下にもつながるものであるため、疾病の予防や「健康寿命²」の延伸が期待できる。また、歯科検診の重要性に関して意識の向上も期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・運営する。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。</p>						

² WHO が提唱した新しい指標で、病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命。

事業名	自殺対策事業					17	関係市町名
事業概要	<p>自殺対策基本法³に基づき、自殺対策に関連する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行う。</p> <p>なお、自殺対策の一層の推進を図るために策定された「自殺対策加速化プラン⁴」によると自殺対策事業として以下の9項目について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 「自殺の実態を明らかにする」 (2) 「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」 (3) 「心の健康づくりを進める」 (4) 「適切な精神科医療を受けられるようにする」 (5) 「社会的な取組で自殺を防ぐ」 (6) 「自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」 (7) 「遺された人の苦痛を和らげる」 (8) 「民間団体との連携を強化する」 (9) 「推進体制等の充実」</p> <p>※この事業は、秩父市の行うセーフコミュニティ活動を兼ねるものとする。</p>						秩父市（社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者介護課、保健センター事務局、包括支援センター） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課）
成果	<p>圏域全体で自殺対策に取り組むことにより、うつ病に対する理解を深め孤立を防止するとともに、自殺に対する誤解や偏見がなくなることが自殺予防対策の推進に繋がり、自殺者の抑制が図れると期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<p>埼玉県秩父保健所と連携しながら、各市町が協力して企画立案・運営をする。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成27～31年度の市町負担は、秩父市が540千円、各町が115千円とする。</p>						

³ 自殺対策基本法とは、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

⁴ 平成20年10月31日に政府の自殺総合対策会議において決定されたプラン。

事業名	「秩父地域自立支援協議会」運営事業					18	関係市町名
事業概要	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、相談支援事業をはじめとする秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置し運営する。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果						秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。	
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	200	200	200	200	200	1000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成27年～31年度の市町負担は、秩父市が108千円、各町が23千円とする。						

事業名	秩父障害者就労支援センター運営事業					19	関係市町名
事業概要	秩父郡市内の障がい者の自立と社会参加を促進するため、秩父障害者就労支援センター（愛称：キャップ）を設置・運営委託し、職業相談や就労準備支援、職場開拓等の障がい者の就労に必要な事業を実施する。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果						秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。	
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成27～31年度の市町負担は、秩父市が3,232千円、各町が692千円とする。						

事業名	手話奉仕員養成研修事業					20	関係市町名
事業概要	<p>秩父地域内の聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。</p>						秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）
成果	<p>秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。</p>						
関係市町の役割分担	<p>障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	5,780	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>障害者地域生活支援事業補助金</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成27～31年度の市町負担は、秩父市が624千円、各町が133千円とする。</p>						

② 地域包括ケアを充実させる取組

事業名	地域包括ケアに関連する事業の実施				21	関係市町名
事業概要	<p>少子高齢化に伴い、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療体制の推進と包括的な支援を『ちちぶ版地域包括ケアシステム』（医療と介護の密接な連携）として構築する。</p>					<p>秩父市（高齢者介護課、包括支援センター、市立病院事務局、保健センター、地域医療対策課）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>
成果	<p>「地域包括ケア」を推進する関係機関の連携・協力体制が構築されることで高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるようになる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・運営する。</p>					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>					

○今後想定される事業○

圏域において効果が見込まれる事業を、順次企画し実施予定。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

○現況と課題○

近年、人々のライフスタイルの変化などにより、核家族化の進展や子育てにかかる費用の増大、育児と仕事を両立しなければならない保護者の増加などにより、以前よりも子育ての負担が増加しています。これにより子育てに対する意欲や関心をなくしてしまうことは、少子化の原因になりかねません。少子化の進行は、人口減少をもたらすだけでなく、地域社会の活力低下、税や社会保障の世代間負担にゆがみが生じるなど様々な分野で影響をもたらします。この影響を最小限とするためには、行政として保護者が子育てしやすい環境づくりを行っていく必要があります。

実際に、秩父圏域の合計特殊出生率をみると、平成 24 年度は 1.38 で、埼玉県平均の 1.29 は上回るものの、全国の 1.41 に及ばず、さらには人口を維持するのに必要とされる 2.08 を大幅に下回っており、十分な数値とはいえません⁵。

既に、子育て支援に関する行政サービスについては様々な取組が行われていますが、今後、子育てしやすい環境づくりを行うためには、保護者の現状に対応したサービスをさらに充実させていくことが重要です。しかしながら、今後、必要性を認識していても、財政状況や人員体制の事情などにより、さらなる充実は困難と判断せざるを得ない自治体が出てくると予想されます。

この状況を打開するために、圏域内の 1 市 4 町が連携して、合同で子育て支援及び児童福祉の事業を実施することで、単独の自治体では実現が難しい事業を実施しようというものです。合同実施は、既に単独で実施している自治体でも、規模のメリットを受けることができることから、参加する自治体相互にメリットがあります。

○今後の展望○

当面は、子育て支援及び児童福祉に関する事業のうち、実施することが効果的と見られるファミリー・サポート・センター事業の合同実施、病児・病後児保育事業の実施に向けた研究を行います。これらにより、圏域内の子育てに関する行政サービスを充実させ、子育てと就労の両立支援と地域で子育てを支える体制づくりを目指し、子育てを楽しめる環境づくりを実現する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです⁶。秩父市では、横瀬町とともにこの事業に取り組んでおり、平成 22 年度下半期より皆野町・長瀬町・小鹿野町に事業を拡大しております。利用実績は 593 件（平成 25 年度）、会員数は 248 名（平成 26 年 3 月末時点）となっています。今後、更なる利用者の拡充を図るため、事業の周知広報を十分に行っていく必要があります。

病児・病後児保育事業は、地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となっ

⁵ 埼玉県調べ。合計特殊出生率 2.08 は人口置換水準とも呼ばれ調査対象や時期により若干の変動がある。

⁶ 厚生労働省ホームページ、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ikuji-kaigo01/index.html>

た場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業のことであり、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3類型があります⁷。この事業は、必要性が認められるものの、実施にあたって医師や看護師、保育師の人数要件が定められており、運営コストが相当かかることが見込まれています。このため、まずは、事業の継続性について、国県の補助制度や他地域の事例を見ながら、秩父圏域で実現できるかどうか研究する予定です。実現できた場合には、病児・病後児を抱える保護者の子育てと就労の両立を支援できることが見込まれます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

⁷ 厚生労働省ホームページ、http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/dl/s0930-9e_0003.pdf

① ファミリー・サポート・センター事業の合同実施

事業名	ファミリー・サポート・センター事業					22	関係市町名
事業概要	<p>ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。</p>					<p>秩父市（こども課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）</p>	
成果	<p>ファミリー・サポート・センター事業を合同で実施することにより、秩父圏域での事業の普及啓発や会員の拡大が図られ、安心して子育てができる環境を提供することができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、関係団体との連絡調整を行い、事業を主体的に運営する。各町は、事業の普及啓発、会員の拡大を図る。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	25,000 (8,500)	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>・ 県補助金（ファミリー・サポート・センター事業）1,572 千円 ※（ ）内の金額は、ちちぶ定住自立圏としての支出額。</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・ 平成 27～31 年度の市町負担 全体額から県補助金（1,572 千円）及び秩父市単独負担額（1,728 千円）を除いた額（1,700 千円）について、秩父市が 916 千円（秩父市の合計負担額は 4,216 千円となる。）、各町が 196 千円とする。 ※県補助金は秩父市が申請する。</p>						

② 病児・病後児保育事業の研究

事業名	病児・病後児保育事業の研究					23	関係市町名
事業概要	病児・病後児保育事業を秩父圏域で実現できるかどうかについて調査・研究を行い、合同実施を目指す。						秩父市（こども課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）
成果	事業の継続性の見通しが立てば、病児・病後児保育事業を秩父圏域で実施することができる。事業の実現により、病氣中及び病氣の回復期にある児童を、施設で一時的に預かることができ、保護者の子育てと就労の両立を支援することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は、事業の実施にあたり、効果的かつ効率的な実施方法について調査を行う。各町は、秩父市が実施する調査・研究に協力する。						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・事業の進捗を踏まえて検討する。						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 病児・病後児保育事業の実施
病児・病後児保育事業の研究の結果、効果的・効率的と認められれば、秩父圏域の合同事業として実施します。
- ② 子育て支援拠点施設等の整備
秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査・検証した上で、住民のニーズに的確に対応できる箇所に施設を整備又は既存施設の改修を検討します。
- ③ 子育て支援拠点施設等の合同運営
秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需用を調査・検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業の実施を検討します。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ウ 教育

○施策体系○

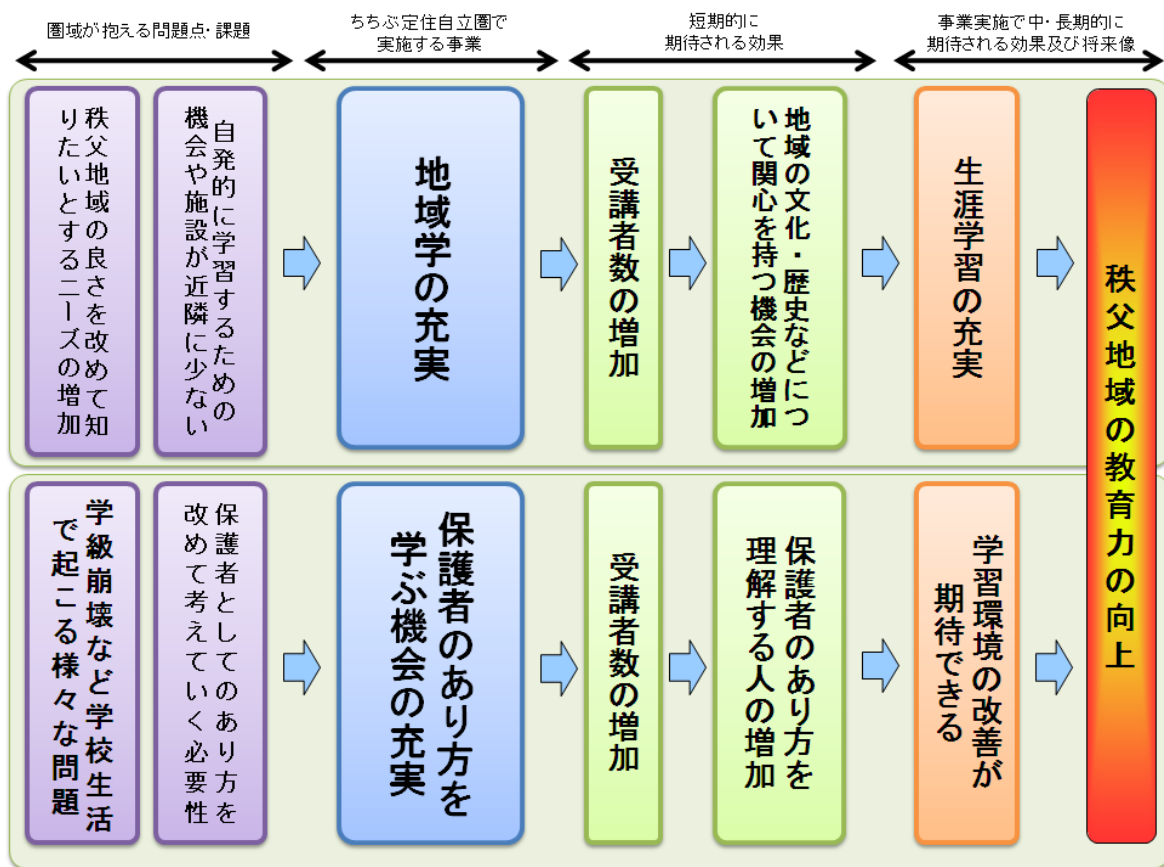
(ア) 生涯学習の充実

①地域学の企画及び実施

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

①保護者学習の企画及び実施

○戦略図○



(ア) 生涯学習の充実

○現況と課題○

高学歴化の進行、余暇時間の増大、女性の社会参画及び高齢化社会の進展に伴い、住民の学習意欲はますます高まり、生涯学習に対する住民ニーズは多様化・高度化しています。また、秩父圏域は、全国に誇れる自然と歴史に恵まれ、伝統文化が今もなお息づいています。秩父地域に住む人々が地域を知り、全国に情報発信するとともに、後世に伝えていくことが必要です。

現在、秩父市では、郷土の文化や歴史などに対する理解を深めてもらうため、ちちぶ定住自立圏に位置付けた事業、秩父市大学講座「ちちぶ学セミナー」を実施しており、平成25年度の年間延べ受講者数は1,231人となっています。

○今後の展望○

今後も秩父圏域での地域学の共同推進により、秩父の文化・歴史を知り、秩父の魅力や素晴らしさを地域の人に知ってもらうことで、まちづくりに活かす取組を構築していく必要があります。

このため、公開講座を充実させることで、参加者が秩父圏域の文化・歴史などを深く理解し、圏域の魅力を実感していただく取組を継続していくとともに、一般教養講座についても、幅広くテーマを設定していくことで、セミナーがより活発になることが期待されます。そして活発化することで、専門講座への受講意欲を向上していただき、深く掘り下げた専門的な講座を受講することで、より圏域の発展のために貢献できる人材が育つことが期待されます。

また、生涯学習施設の整備については、自治体の厳しい財政事情など現在の時代背景を考慮して、ファシリティマネジメントの手法を取り入れた公共施設のあり方を十分に検討し進めてまいります。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講座の充実を図る。

① 地域学の企画及び実施

事業名	地域学の企画及び実施					24	関係市町名
事業概要	ちちぶ学セミナーに関する講座を秩父圏域に広げ、圏域の自然や歴史、伝統文化を継承する団体と連携しながら、地域学に関する講座を企画・実施する。						秩父市（歴史文化伝承館） 横瀬町（教育委員会） 皆野町（教育委員会） 長瀬町（教育委員会） 小鹿野町（教育委員会）
成果	秩父圏域の自然・歴史・文化・産業等に関する講義を通じて、秩父圏域の現状と課題を深く理解することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は企画立案を行い、講座を実施するとともに広報及び受講生の募集を行う。各町は秩父市と協力して事業の企画立案を行うとともに、広報及び受講生の募集を行うなど事業実施に協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,355 (900)	1,355 (900)	1,355 (900)	1,355 (900)	1,355 (900)	6,775 (4,500)	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし ※（ ）内の金額は、ちちぶ定住自立圏としての支出額。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成27～31年度の市町負担は、受講料455千円を除く部分を、秩父市が484千円、各町が104千円とする。						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 各大学との連携事業

埼玉大学等と圏域内の市町が連携協定を締結し、地域の自然環境を活かした講座の開催や小中学校と大学との相互教育の事業展開、各市町で課題となっている事項の共同研究などの連携事業を行う。この取組により圏域住民及び児童生徒の教育力の向上が図れるほか、自治体の課題について共同研究を行うことにより課題解決が期待できる。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

○現況と課題○

教育をめぐるっては、学力や規範意識の低下、不登校やいじめの問題など様々な課題があります。また、子どもの生活基盤である家庭における教育力の低下もしばしば指摘されています。

核家族化が進み、人とのつながりが希薄となった現代社会において、これまで受け継がれてきた子育ての伝統的な知恵など、今日の保護者が保護者としての学びを十分に得られない環境が一般化しつつあります。

子どもたちが、心豊かに健全に育つために、子どもたちを取りまく周囲の大人たちの心が豊かである必要があります。しかし、仕事を持っている保護者が多く、毎日の生活の中で時間に余裕がないのが現状です。

○今後の展望○

このような現状を踏まえて、保護者の学習に対する意識を高め、また、参加しやすい条件を整える必要があります。

秩父市では、平成 19 年度から親学アドバイザー養成講座・認定講座を開設し、圏域内からも受講者を募り、事業を展開しました。平成 22 年度には、ちちぶ定住自立圏の事業と位置付けて実施、平成 23 年度からは、講座修了者が設立した「秩父子育て応援団」のメンバーを親学アドバイザーとして、派遣要請のあった学校等へ派遣しています。

しかし、まだ十分とは言えず、引き続き、秩父圏域全体で、親としての学びや親になるための学びの機会を設けていく必要があります。そこで、親学アドバイザーの積極的な活用を図ります。また、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、「親の学習」を圏域全体に普及・啓発していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

秩父圏域の保護者の学習機会の充実を図る事業のうち、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて開催する。

① 保護者学習の企画及び実施

事業名	「親の学習」の普及・啓発				25	関係市町名
事業概要	親学アドバイザーの活用を図り、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、圏域全体に親の学習を普及・啓発する。					秩父市（教育研究所） 横瀬町（教育委員会） 皆野町（教育委員会） 長瀬町（教育委員会） 小鹿野町（教育委員会）
成果	圏域全体で、保護者や家庭の役割、子どもへの接し方等、親としての在り方を学ぶことができる。					
関係市町の役割分担	秩父市は、親学アドバイザーの活用を関係機関に呼びかけ、派遣要請に対して、関係機関との連絡調整を行う。また、「秩父子育て応援団」へ負担金の支払いを行う。各町は、親学アドバイザーの活用について関係機関に呼びかける。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	250	250	250	250	250	1,250
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 134 千円、各町は 29 千円とする。					

○今後想定される事業○

特になし。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

エ 産業振興

○施策体系○

(ア) 滞在型観光の促進 及び (イ) 外国人観光客の増加

- ① 圏域外に秩父圏域の観光を打ち出すための取組
- ② 圏域内の観光資源を体系化する取組
- ③ サイクル関連イベントの充実
- ④ 多様な観点からの圏域観光の取組
- ⑤ 農山村交流体験の実施
- ⑥ 外国人観光客の増加を目指した取組

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

- ① 「秩父まるごとジオパーク」の普及啓発
- ② 「秩父まるごとジオパーク」を推進するための人材育成
- ③ 「秩父まるごとジオパーク」の圏域外へのアピール

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

- ① 産学官連携事業等に対する支援

(オ) 有害鳥獣対策の推進

- ① 広域的な有害鳥獣対策に対する支援

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

- ① 地域ブランドの発掘・再発見をするための取組
- ② 地域ブランドを構築・管理するための取組
- ③ 実践ノウハウの積み上げを行うための取組
- 販売促進のための人材育成の取組 (終了)

(ア) 滞在型観光の促進 及び (イ) 外国人観光客の増加

○現況と課題○

秩父圏域は都心から約 80 km圏内に位置していながら、豊かな自然と古くからの歴史・文化が残っており、それを活かした観光スポット、秩父札所、祭など観光資源が豊富にあります。例えば、秩父夜祭や芝桜、長瀨ライン下りなどは、全国的にも有名な観光資源です。既に「秩父」「長瀨」は観光地として多くの人々に知られており、ネームバリューもあります。

また、秩父圏域は、首都圏へは西武鉄道、埼玉県平野部には秩父鉄道、皆野寄居バイパス、国道 299 号、山梨県には国道 140 号の雁坂トンネルを抜けてつながっており、安近短の観光としては最適の場所にあります。その反面、宿泊客の割合が低く、秩父圏域の入込客数約 965 万人に対して、宿泊客は約 92 万人（平成 22 年度時点）となっており、約 1 割にとどまっています。比較対象として、都心から秩父とほぼ同距離である山梨県富士・東部圏を見ますと、入込客数は約 1,779 万人に対して、宿泊客約 323 万人（平成 21 年度時点）と約 2 割弱の方が宿泊しています。

秩父圏域の観光政策は、各自治体とも主要政策に掲げており、これまでも個々の事業者の企業努力や自治体間の協議会の結成などにより様々な取り組みがなされ成果を挙げてきました。しかしながら、都心と同距離の他地域と比べると、圏域内の魅力ある観光資源を戦略的・効果的に売り出したり、外国人観光客の増加に対応したりする取組については、必ずしも十分行ってきたとは言えないところがあります。

今後、地域間競争の時代の中で、秩父圏域が観光により地域の活力を維持するためにも、自治体単独ではなく、圏域で連携することにより、観光政策を展開し、様々な可能性を模索していくことが必要です。

○今後の展望○

今後、秩父圏域で観光による地域の活性化を目指すためには、秩父圏域の強みを活かした取組により、観光客数は基より、経済効果や宿泊割合を高めていくことが重要です。

取り組みの具体例として、観光資源の体系化、観光案内人などの人材育成、外国人観光客の誘客の取り組み、観光事業による経済効果を向上させる取り組み、観光連携政策を実行する組織作りなどが挙げられます。

観光資源の体系化は、各地区にある豊富な観光資源について、地元の観光関係者との意見交換を行いながら、専門家による検証を行う勉強会を開催しました。この勉強会の成果を踏まえ、観光商品の企画立案や情報発信方法の検討などを行っていきます。

観光案内人などの人材育成については、既に、地区によっては観光案内人の人材育成の取組がなされているところもありますが、それぞれの取組について専門家の検証を行い、観光客の受入れ体制を整えています。また、観光案内人などがいない地域においては、人材育成の体制を作り上げることも考えています。

外国人観光客の誘客に関する取組については、まずは、外国人観光客の誘客に関する理解を広げるために、各市町の観光担当課、観光関係団体などを対象として勉強会

を実施します。勉強会を継続することにより、動向調査や接客マニュアルの作成など多くの外国人が秩父圏域を訪れるための取組を行いたいと考えています。同時にパンフレット、ホームページ、観光案内板などにも外国語表記を行う整備を実施します。さらには、現在増加してきている外国人観光客に対応すべく、秩父市、横瀬町、長瀬町にある観光案内所の強化等をしていきます。

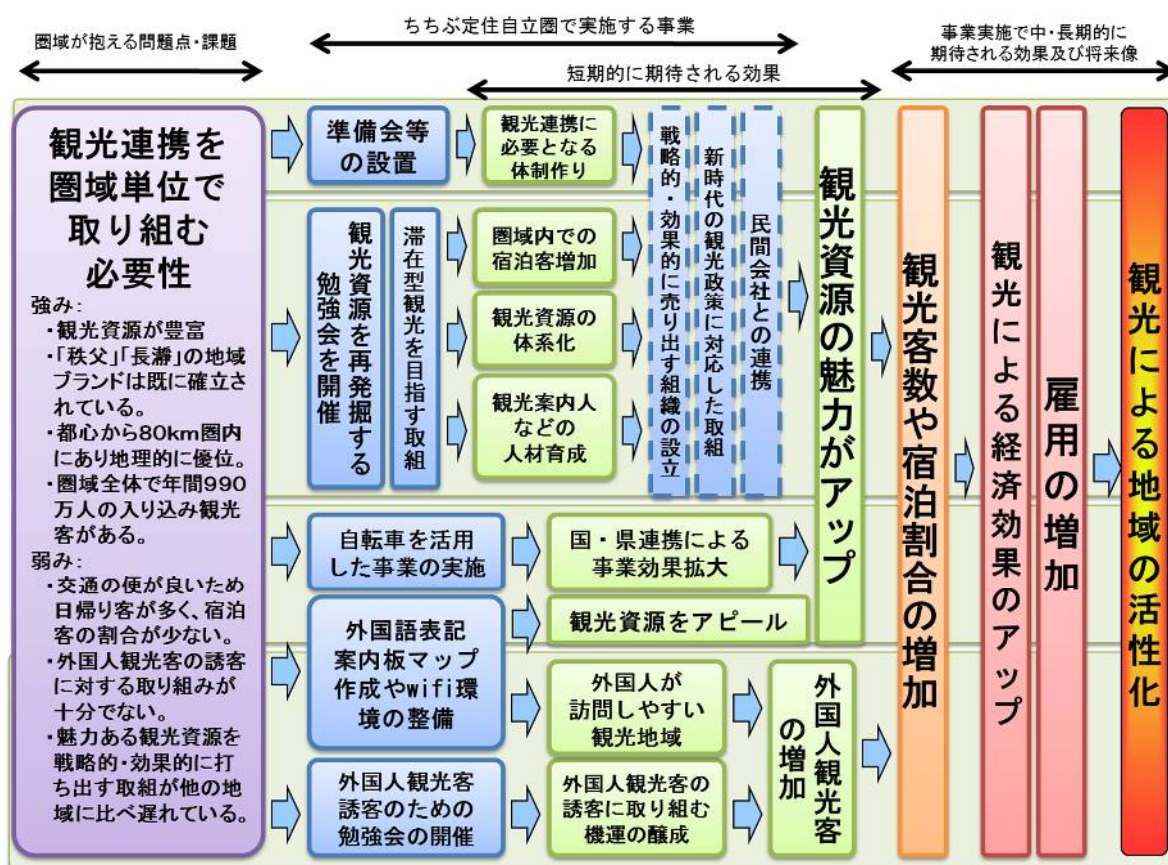
観光連携政策を実行する組織作りに関する取組については、戦略的・効果的に秩父圏域の観光を売り出す組織として設立・法人化した「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」が中心となって、圏域の連携を強化しながら、着地型の旅行商品の造成や教育旅行の誘致などを進めていきます。また、観光客の大切な足である公共交通機関や自転車も含めた二次交通等を活用した観光誘客策も進めていきます。

これらの事業は、圏域で取り組むこととなりますが、必要に応じて、国（観光庁）や埼玉県と連携して取り組むことにより、その効果を拡大することが期待されます。



秩父圏域内の観光資源

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 滞在型観光の促進

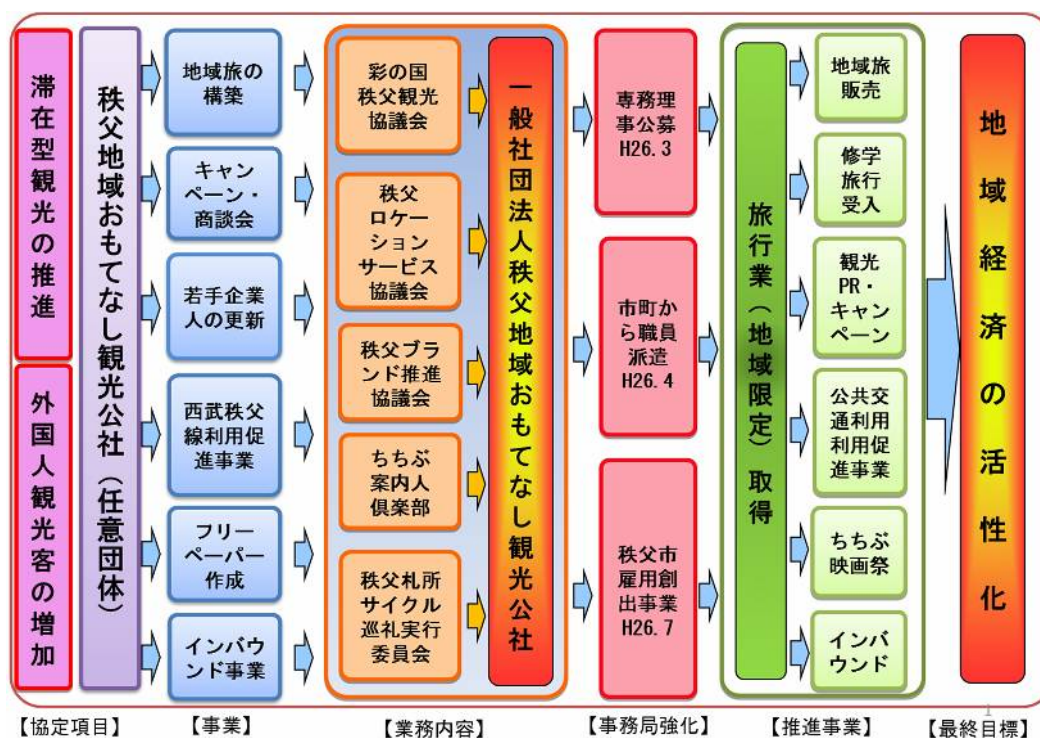
圏域全体における滞在型観光を促進するために、観光情報の共有化やマップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルートの整備や全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

(イ) 外国人観光客の増加

圏域内への外国人観光客を増加させるために、外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

① 圏域外に秩父圏域の観光を打ち出すための取組

事業名	観光連携のための体制づくり					26	関係市町名
事業概要	秩父の観光を対外的に打ち出すための体制作りを進めている。 具体的には、平成 26 年 2 月 27 日に法人化した「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」の組織を、全国公募した専務理事を中心に、出向職員等で強化し、主催する着地型観光商品の造成や教育旅行の誘致を行う。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	圏域をまとめ、組織化することにより秩父の観光ひとつのイメージで、対外的に打ち出すことを着実に進めることができる。また、全圏域を活用したツアーの構築、イベントやキャンペーン、観光施設の整備ができる。						
関係市町の役割分担	観光公社に職員派遣を実施する。また、秩父市は観光公社の取りまとめを行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27 10,000	28 10,000	29 10,000	30 10,000	31 10,000	計 50,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 5,384 千円、各町が 1,154 千円とする。						



事業名	着地型観光商品の造成					27	関係市町名
事業概要	圏域の観光資源を売り出すための商品造成・販売を実施する。 魅力的な観光資源のブラッシュアップとともに着地型観光商品にして、HP を中心に販売する。商品数も増やしていき、その後販売先も旅行会社を中心に拡充していく。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	圏域の魅力的な商品を商品にして販売することで、PR はもとより、滞在時間の増加や観光消費額のアップに繋がる。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	0	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

② 圏域内の観光資源を体系化する取組

事業名	観光資源を再発掘するための勉強会					28	関係市町名
事業概要	<p>秩父地域内に点在する観光スポットの掘り起こしと磨きをかけるため、観光資源の再発掘をするための勉強会を行う。勉強会では、観光資源の項目出し、地域の特色や対象となる市場、商品企画、情報発信の検討などを行う。</p> <p>また、同時にその地域を担う、人材育成にも繋げ、商品に伴うプロのガイドも育成する。</p>						秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	<p>平成 23～25 年度までの専門家の助言に基づき、観光資源を再確認する作業を勉強会で行うことにより、観光資源の体系化を行うことができ、地域の特色のある商品を作ることができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>観光公社を中心に実施する。1 市 4 町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

③ サイクル関連イベントの充実

事業名	自転車を活用した事業				29	関係市町名	
事業概要	<p>環境にやさしく、健康増進に資する自転車を鉄道、バス、あるいは自家用車で秩父圏域に訪れた後の二次的交通手段として位置づけ、サイクリングを楽しみながら圏域の魅力をゆっくり堪能できるレンタサイクル事業を実施する。</p> <p>各市町に1か所以上のレンタサイクルステーション（貸出・乗捨て場所）があるが、利用者のニーズ等により、乗捨て場所の拡充など、利用しやすい環境も整備していく。</p> <p>また、各種サイクルイベントや埼玉県等の自転車関連事業と連携を行う。</p>				秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）		
成果	レンタサイクル事業や各種サイクリングイベントを充実することにより、自転車による観光を振興する。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 3,000	31 0	計 3,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成30年度の市町負担は、秩父市が1,616千円、各町が346千円とする。						

④ 多様な観点からの圏域観光の取組

事業名	圏域の様々な資源を活用した観光誘客事業					30	関係市町名
事業概要	圏域には自然や祭りをはじめとする様々な観光資源がある。そして、観光客が圏域を訪れるための公共交通機関が整備されている。これらを複合的に連携させることにより、多様な観光誘客策を進め、地域の活力を持続させる。また、情報発信や地域の特色を生かした滞在型観光商品の構築を進めるなど、地域の活性化につなげられる事業を積極的に展開していく。						秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	事業者等を含めた圏域全体が、一体となって観光客増加に向けた事業を行うことは、圏域外への強力なアピールにつながり、誘客にもつながる。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成27～31年度の市町負担は、秩父市が2,692千円、各町が577千円とする。						

⑤ 農山村交流体験の実施

事業名	交流体験事業の実施				31	関係市町名
事業概要	平成 24 年度から、埼玉県の「教育メッカ事業」と連携も 図りながら、平成 26 年度から本格的な受入れを行ってきた。 引き続き秩父地域おもてなし観光公社が受け入れ窓口と なり、民泊を活用した修学旅行誘致の事業展開をしていく。 受入民家の拡充やプログラムの整備なども行い、圏域での 事業として確立する。				秩父市（観光課、農政課） 横瀬町（振興課） 皆野町（総務課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	平成 26 年度からは本格的な受入を開始し、今後、体験プログラムをビジネスモデルとして確立させることにより、交流促進だけでなく観光資源として売り出すことができ、将来的に観光客の増加が期待できる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1 市 4 町は公社と協力して、受入民家の募集、プログラムの提供など事業実施に協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	500	500	500	500	500	2,500
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 268 千円、各町が 58 千円とする。					

⑥ 外国人観光客の増加を目指した取組

事業名	外国人にもわかりやすい案内板マップ等の作成				32	関係市町名
事業概要	<p>圏域内で外国人観光客の増加を目指して、各市町の観光担当課、観光関係団体などと連携し、外国語標記を加え目的地に迷わずにたどり着けるためのわかりやすいルート案内板の整備やマップの作成を実施する。</p>					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	<p>日本人はもとより外国人観光客にもわかりやすい案内板整備やマップを作成することで、だれもが訪れやすい観光地として魅力アップを図り、地域全体として観光客の増加に向け取組むことができ、秩父圏域のイメージアップ、PR 等にも活用できる。</p>					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。					

事業名	外国人受入体制整備事業 (外国人観光客の受入れに向けた勉強会の開催)			33	関係市町名	
事業概要	<p>圏域内に増加してきた外国人観光客に対応するため、観光関係者を中心に英会話教室を開催する。同時に、実態調査や誘客宣伝を実施する。</p> <p>また、観光施設を中心に wifi 環境の整備や圏域内にある観光案内所を「外国人観光案内所認定制度」の基準に達するように整備を行うことで外国人観光客の受入体制の充実を図る。</p>				秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	観光関係者が英会話のスキルを身に付けると同時に wifi 環境や案内所も整備することにより、外国人観光客に優しい地域となり、地域全体として外国人観光客の増加に向け取り組むことができる。					
関係市町の役割分担	秩父市は企画立案をして、観光公社に業務委託を行い、各町は広報宣伝、受講者募集に協力する。					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	13,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27～28 年度の市町負担は、秩父市が 2,692 千円、各町が 577 千円とする。 平成 29～31 年度の市町負担は、秩父市が 540 千円、各町が 115 千円とする。 					

○今後想定される事業○

① パンフレット等の統一

「彩の国秩父地域観光協議会」と統合を進め、観光パンフレットやポスター、ホームページなどの宣伝物は種類が多く乱立していることから、これらを再構築し、滞在型観光のニーズに沿うようなパンフレットの作成、また、デザインの統一などを行う。

② 既存観光資源の魅力アップ

圏域を代表する観光施設は 34 カ寺の札所巡りをはじめとする神社・仏閣、郷土芸能やお祭りなど多数存在し、圏域を訪れる観光客の牽引力となっている。それらに磨きをかけ、魅力アップすることで、地域のイメージアップや更なる誘客を目指す。

③ 音楽・スポーツ合宿等の誘致

既に秩父地域では、圏域外の文化活動団体やスポーツ活動団体の合宿等が盛んに行われている。この各種合宿等の予約受付や利用可能施設の情報提供を一元的に行う窓口の整備や、誘致体制の構築を検討する。

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

○現況と課題○

ジオパークとは、地域固有の地質や地理、生態系、歴史・文化などありのままの地域資源を素材として整備された「地球と人間のかかわり」を主題とする大地の公園です。平成 26 年現在、国内では 35 の圏域が日本ジオパークとして、その内 6 地域が、世界ジオパークとして認定されています。

秩父地域には、多くの地質資産や原生林、希少野生動植物の生息・生育地などの考古学的サイト、札所巡礼などのツーリズム、圏域内の各 NPO 団体の活動も盛んであり、ジオパークを展開する地域として十分な素材・素質を持っています。

ジオパークの活動を秩父で推進するため、平成 22 年 2 月に秩父まるごとジオパーク推進協議会を設立して様々な活動を行ってきました。この活動の成果が認められ、平成 23 年 9 月 5 日、日本ジオパーク委員会から「日本ジオパーク」の認定を受けました。

今後、構成団体である 1 市 4 町や埼玉県、NPO などとさらに連携し、地域の子どもたちが自らの地域をよく知り、誇りが持てるよう世界ジオパークを目指し「大地の守人（もりびと）を育む ジオ学習の聖地（メッカ）」をテーマに様々な活動を行っていきます。

○今後の展望○

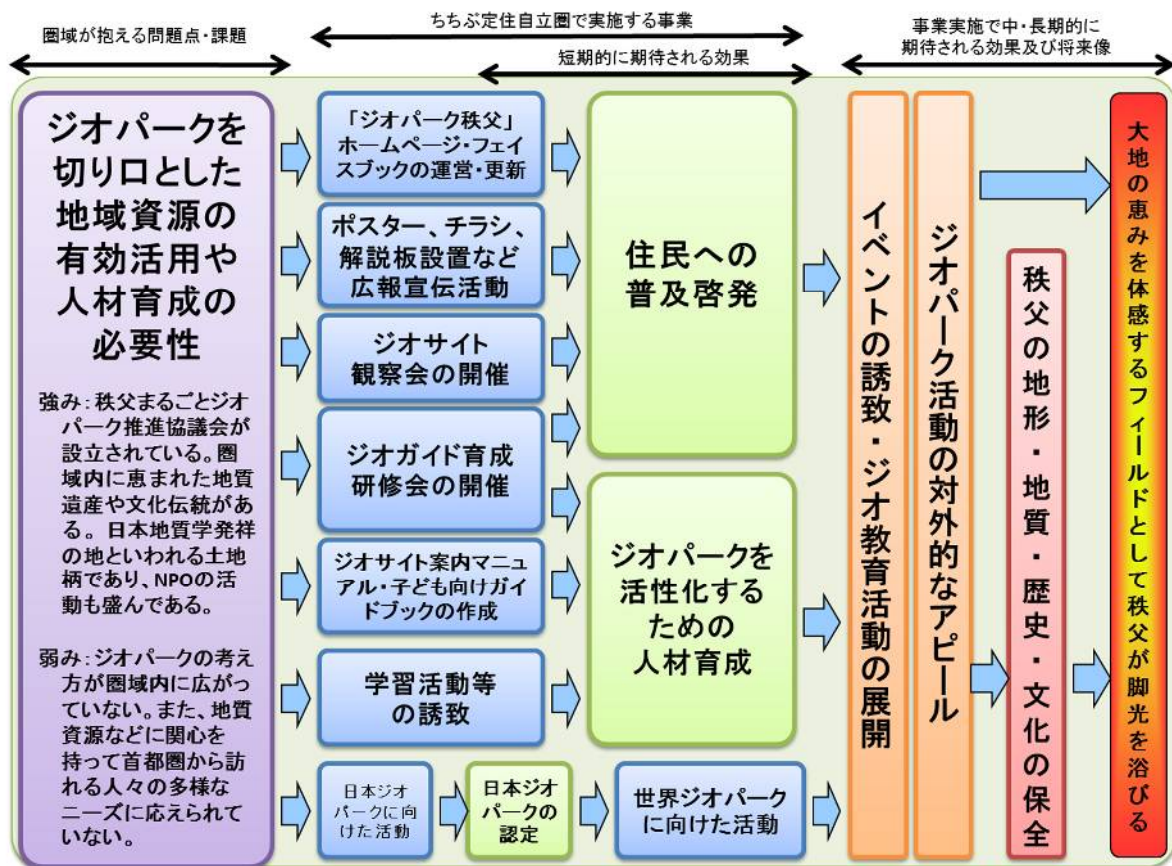
今後、ジオパークの活動を住民と行政との協働によって活性化させ、世界ジオパークとして認定されるよう取り組んでいきます。



しかし、世界ジオパークの認定を受けることは最終目的ではなく、地域住民と協働して、環境保全や地質資源の活用、人材育成をするなどの活動を最重要視しています。このため、訪れる方々が求める自然との出会いや自己探求、自己実現、体験学習などの知的欲求、癒しや安らぎなどの心理的欲求を満足させていくことを、引き続き積極的に事業展開していきます。

これらの事業展開により、首都圏をはじめとした多くの方々の多様なニーズに応え、大地の恵みを体感していくフィールドとして、秩父地域が国内、さらには、世界から脚光を浴びることが期待されます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

秩父の地質資源などを活かして秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置してジオパーク推進計画（仮称）を策定する。また、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

① 「秩父まるごとジオパーク」の普及啓発

事業名	「ジオパーク秩父」ホームページ・フェイスブックページの運営・更新		34	関係市町名		
事業概要	秩父まるごとジオパークの活動を対外的にアピールするためにホームページ及びフェイスブックページの運営を行う。また、日々の活動報告やイベントの告知などを行うため随時更新を行う。			秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）		
成果	関心を持つ多くの住民に対して、秩父まるごとジオパークの活動が効果的に説明できる。また、イベントの告知や活動実績の蓄積も効率的に行うことができる。					
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案し、各町は資料提供などで協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27 100	28 100	29 100	30 100	31 100	計 500
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 64 千円、各町が 12 千円とする。					

事業名	ポスター、チラシ、ジオサイト解説板等の作成	35	関係市町名			
事業概要	秩父まるごとジオパークの活動を住民及び学習観光者に普及啓発するために、ポスター、チラシ、ジオサイトの解説板の作成を行う。さらに、広くジオパークを周知するため、「荒川のうたで楽しむジオパークコンサート」を開催する。		秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）			
成果	秩父地域の住民及びジオパーク秩父への学習観光者に対し、ジオパークの活動を周知するとともに、楽しく学ぶツールとしての活用が期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27 600	28 600	29 600	30 600	31 600	計 3,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 393 千円、各町が 69 千円とする。					

事業名	ジオサイト観察会の開催					36	関係市町名
事業概要	<p>住民及び学習観光者への普及啓発を主眼としてジオサイト観察会（ジオツアー）を随時開催する。</p> <p>特に、秩父ならではの特性を活かした秩父札所と関連付けた事業を展開する。</p>						<p>秩父市（観光課、教育委員会）</p> <p>皆野町（産業観光課、教育委員会）</p> <p>長瀬町（産業観光課、教育委員会）</p> <p>小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）</p>
成果	<p>秩父圏域の住民及び学習観光者に対し、ジオパークの活動を周知し、魅力を発信することが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	200	200	200	200	200	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 131 千円、各町が 23 千円とする。</p>						

② 「秩父まるごとジオパーク」を推進するための人材育成

事業名	ジオガイド育成研修会の開催				37	関係市町名
事業概要	<p>ジオパークの活動に関心のある地域住民や既存の観光ガイド養成講座等を受講した地域住民などを対象として、ガイド養成研修会及び講演会を実施する。</p> <p>具体的には、ジオサイト観察会等の企画段階で、秩父ジオパーク上席推進員の助言を得ながら、実地研修などを実施する。</p>					<p>秩父市（観光課、教育委員会）</p> <p>皆野町（産業観光課、教育委員会）</p> <p>長瀬町（産業観光課、教育委員会）</p> <p>小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）</p>
成果	<p>秩父地域のジオ的な資源を語るができる人材を育成することで、地域に愛着を持ち、後世に秩父地域の素晴らしさを伝え、資源を保全していくことができる。</p> <p>また、訪れた方と、地元の方々の交流による新しいツーリズムの形を構築できる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、専門的な知識を有する秩父ジオパーク上席推進員を推薦（協議会で雇用）し、地域住民に対するガイド養成を行う。各町はこの活動に協力する。</p>					
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計
	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	10,500
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 1,374 千円、各町が 242 千円とする。					

事業名	子ども向けジオパーク秩父ガイドブックの作成	38	関係市町名			
事業概要	秩父地域の子どもたちが郷土に誇りを持ち、地域をしっかりと理解できるよう、子ども向けジオパーク秩父ガイドブックを作成する。作成に当たっては、専門家からの助言を受けることとする。			秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）		
成果	ジオサイトに関する専門的な知識を身につける住民及び郷土に誇りを持つ地域の子どもたちが多くなることにより、ジオパーク活動の活性化が期待できる。また、ガイドブックの作成により、ジオサイトに関する知識の蓄積・継承が可能となる。					
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	27 500	28 500	29 500	30 500	31 500	計 2,500
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 326 千円、各町が 58 千円とする。					

③ 「秩父まるごとジオパーク」の圏域外へのアピール

事業名	世界ジオパーク認定に向けた活動				39	関係市町名	
事業概要	世界ジオパーク認定を目指し、関係機関との調整や先進地域の情報収集、申請書作成などを行う。なお、申請書の作成にあたっては専門家による助言を受けることとする。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）	
成果	世界ジオパークの認定により、圏域内のジオパーク活動がさらに促進され、国内はもとより世界に向け大きくアピールでき、外国人観光客の誘客促進に繋がる。						
関係市町の役割分担	秩父市は企画立案、関係機関との調整を行い、各町はこれに協力する。また、事業方針は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。						
事業費 (千円)	27 500 の内数	28 500 の内数	29 500 の内数	30 500 の内数	31 500 の内数	計 2,500 の内数	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 326 千円の内数、各町が 58 千円の内数とする。						

事業名	学習活動等の誘致（自治体連携事業）					40	関係市町名
事業概要	環境・体験・交流に関する誘客促進事業として、積極的に首都圏の小学校・中学校・高等学校、教育旅行関連企業等に働きかけ、学習活動を秩父圏域で行うよう誘致活動を行う。						秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	首都圏の都市住民に対し、ジオパークの活動を周知することが期待できる。						
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。						
事業費 (千円)	27 500 の内数	28 500 の内数	29 500 の内数	30 500 の内数	31 500 の内数	計 2,500 の内数	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 326 千円の内数、各町が 58 千円の内数とする。						

○今後の想定される事業○

主要事業により、活動実績の積み上げが認められ、日本ジオパーク委員会から、世界ジオパークへの推薦をしていただけることを目指します。

また、この取組により多くのツーリスト、研究者等の受け入れが出来るものと考えられます。

さらに政策効果を高めるため実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 国際的な活動の展開

- ・ 国際的な秩父ジオパークのプレゼンテーション

世界ジオパークの認定を目指し、世界的に価値ある地域資産を有し、その保全活用に向けた地域全体の取組みが顕著であることを世界に向け発信する。

- ・ ジオパークイベントの誘致

日本ジオパークネットワーク (JGN) や世界ジオパークネットワーク (GGN) に加盟している他地域とともに、ジオパークの普及のためのイベントを秩父地域に誘致する。

② 子どもジオガイドの育成及びジオ教育活動の展開

秩父の地質資源について子ども達が自らの言葉で紹介できるような教育活動を行い、子どもジオガイドの育成を目指し、「大地の守人（もりびと）」を育成する。

③ ジオサイトの保全及び周辺整備、公共アクセスの整備

ジオサイト整備については、専門家の意見などを聴取し、財源を確保した上で保全をすすめる。周辺整備については、ジオサイト訪問者の状況を見ながら、行政、地元町会、地権者が協力してすすめる。なお、交通アクセス整備については、ジオパーク事業の進捗を見ながら検討する。

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

○現況と課題○

秩父圏域は、繊維、木材、鉱業、窯業などの地場産業で栄えてきましたが、これらに代わり、昭和 40 年頃から急速に増加してきた電気機械・電子部品・精密機械などの製造業が主力産業となっています。

現在、リーマンショック以降の景気低迷からのゆるやかな回復基調にありますが、消費税率引き上げや原料高騰などの懸念もあり、地域経済の動向は依然として不透明です。また、国内市場の縮小を補うため、生産や販売の拠点を海外にも展開する企業が増加しています。

圏域内には、世界に通じる技術を持つ優れた企業が数多くある反面、経営基盤の脆弱な中小零細企業も多く存在していますが、どの企業も雇用の場として重要な役割を果たしていることから、行政が企業に対する支援体制を作り上げていくことは必要不可欠となっています。

また、民間の有識者による日本創成会議の試算によると秩父圏域はすべて「消滅可能性都市」に位置づけられ、深刻な人口減少問題に直面しています。圏域内の定住人口の確保・維持を図るためには、秩父地域雇用対策協議会やハローワーク秩父、秩父地域振興センターなどと協力して雇用対策を実施することが重要となっています。

○今後の展望○

平成 23～25 年度に実施した圏域内企業 1,800 社へのアンケート調査により判明した企業支援ニーズに対応した企業支援施策を実施していきます。

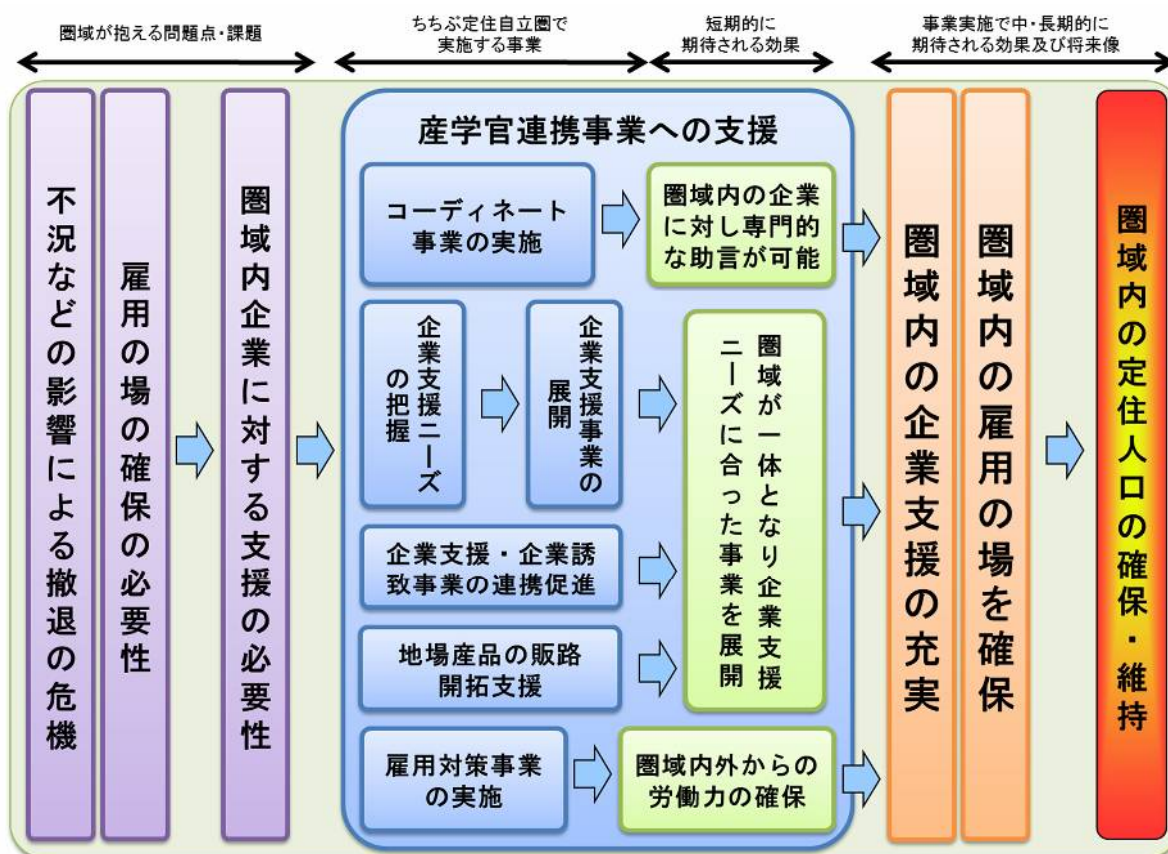
具体的には、計画経営を促進させるための啓発、新製品開発や販路拡大の支援、事業承継と人材育成、企業間連携などを重点的に支援していきます。

実施にあたっては、商工会議所、商工会、(一財)秩父地域地場産業振興センターなどの関係機関が一体となった支援体制の構築が不可欠なため、圏域内の支援機関の連携を推進していきます。

なお、企業誘致活動については、現在、設置されている「秩父市企業支援センター」に 1 市 4 町の企業誘致関連の情報を集約させるなど、共同で実施できる体制を目指していきます。

雇用対策としては、「秩父に住んで働こう」の合言葉のもと、秩父地域雇用対策協議会が実施している各種事業を実施することにより、秩父地域の良さや地域内企業の魅力を PR し、若者の定住促進につなげ、中長期的に圏域内の定住人口の確保・維持を目指します。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】
 事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題などに関する診断、助言などの一貫した支援を行うための産学官連携コーディネート事業等を実施する。

① 産学官連携事業等に対する支援

事業名	コーディネート事業の実施				41	関係市町名
事業概要	<p>(一財) 秩父地域地場産業振興センターに委託し、産学官コーディネート事業を継続して実施する。具体的には、圏域内の企業や事業所に対し、中小企業診断士などの有資格者で企業支援に精通したコーディネーターによる訪問型企業支援を実施する。</p> <p>コーディネーターは、企業を訪問し、マーケティングや財務状況、社員教育など、個々の企業状況に応じた経営課題全般に亘る助言・指導等の支援を行うほか、企業と大学等研究機関との連携を促進させるなど、圏域内企業の発展、経営力・競争力強化及び新産業の振興を図る。</p>					秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）
成果	専門的知見を有するコーディネーターが支援を行うことによって、圏域内の企業に対する支援体制の充実ができる。また、コーディネーターが圏域内企業の活動状況を把握し、行政と共有することで効果的な企業支援政策を打ち出すことも期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は事業実施に関わる事務を行い、各町は、秩父市と協力をして事業の周知、需要調査、情報収集等を行う。					
事業費 (千円)	27 6,000	28 6,000	29 6,000	30 6,000	31 6,000	計 30,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 3,232 千円、各町が 692 千円とする。					

事業名	企業支援事業の展開					42	関係市町名
事業概要	<p>企業支援ニーズ調査結果に基づき、企業の課題を解決するための支援を実施する。</p> <p>支援のテーマとして、計画経営、事業承継、販路拡大、人材育成、創業などに関するセミナー及び助成事業を実施する。特に計画経営の促進については、経営革新計画奨励金制度を創設し、圏域全体で経営革新を推奨していく。</p> <p>また、圏域内の産業活性化イベントへの支援を行う。</p>					<p>秩父市（企業支援センター、商工課）</p> <p>横瀬町（振興課）</p> <p>皆野町（産業観光課）</p> <p>長瀬町（産業観光課）</p> <p>小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	圏域内の各企業が課題を解決して業績が向上し、地域経済の活性化が期待できる。						
関係市町の役割分担	秩父市は各町と協力し支援施策を立案し実施する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	27,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 2,960 千円、各町が 635 千円とする。						

事業名	企業支援・企業誘致事業の連携促進					43	関係市町名
事業概要	<p>秩父市企業支援センターが各町と連携し、圏域全体の企業情報の収集、公的助成制度の紹介、マッチング、企業セミナー開催、経営創業相談などを実施する。</p> <p>また、市町の用地・企業支援情報についても一元化するとともに、共同作成した「秩父地域企業立地ガイド」を活用して圏域全体のPR、企業誘致活動を行う。</p>					<p>秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>各市町が実施するよりも圏域全体で実施する方が効果的な企業支援事務について、秩父市企業支援センターが実施する。</p> <p>また、圏域内の用地情報や支援情報を一元化し、同センターが企業誘致事務を実施することで、秩父地域へ参入する企業のワンストップ窓口として機能し、地域外へのアピール力が向上し、企業誘致につながることを期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は連携して実施する事務に関する企画立案、運営などを行い、各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	800	350	800	350	800	3,100	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27, 29, 31 年度の市町負担は、秩父市が 432 千円、各町が 92 千円とする。 平成 28, 30 年度の市町負担は、秩父市が 190 千円、各町が 40 千円とする。 						

事業名	地場産品の販路開拓支援					44	関係市町名
事業概要	<p>圏域内の地場産品の販路拡大を図るため、インターネット販売、各種展示会への出展支援を行い、地域内外での知名度向上、新たな販売方法の導入を図る。</p> <p>また、海外への販路開拓も視野に入れ、輸出に関する勉強会・セミナー等を実施し、輸出に取り組む事業者の育成、スキルアップを図る。将来的には、地域内の複数企業で組織する連携体等による海外販路を開拓する取組に対し支援を実施する。</p>					秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）	
成果	<p>地場産品の売上増加により、圏域内の関連企業の業績向上、雇用の拡大が期待できる。また、販売先を確保することにより、地域資源を活用した産業の6次化を促進させる。</p> <p>また、海外販路開拓の支援は、企業の海外展開へのチャレンジを促進させる。海外展開は、企業の売上高拡大など直接の効果に加え、海外で販売、評価されることにより、国内市場での付加価値の向上、事業者のモチベーション向上などの二次的効果も期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	秩父市は調査に関する企画立案を行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	4,000	1,500	1,500	1,500	1,500	10,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の市町負担は、秩父市が2,152千円、各町が462千円とする。 平成28～31年度の市町負担は、秩父市が808千円、各町が173千円とする。 						

事業名	雇用対策事業の実施					45	関係市町名
事業概要	<p>現在、秩父地域雇用対策協議会が実施している雇用対策事業をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけるとともに、市が単独で秩父地域雇用対策協議会に委託して実施している大学生等合同就職説明会についてもその一環として位置づけることにより、秩父圏域内への地元就職やUターン就職はもちろん、秩父の魅力に引かれて秩父圏域外から移住するIターン・Jターン就職などに繋げ、雇用の場の確保や定住人口の確保・維持を図る。</p>					秩父市（商工課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）	
成果	<p>秩父地域雇用対策協議会が実施している各種雇用対策事業実施することにより、秩父地域の良さや地域内企業の魅力をPRし、若者の定住促進につなげ、中長期的に圏域内の定住人口の確保・維持を図る。</p>						
関係市町の役割分担	<p>「秩父に住んで働こう」の合言葉のもと、秩父地域雇用対策協議会やハローワーク秩父、埼玉県秩父地域振興センターなどと協力し、圏域内への若者の定住促進につなげるため、市町が協力して実施する。</p>						
事業費 (千円)	27 5,590	28 5,590	29 5,590	30 5,590	31 5,590	計 27,950	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成27～31年度の市町負担は、秩父市が3,010千円、各町が645千円とする。						

○今後想定される事業○

特になし。

(オ) 有害鳥獣対策の推進

○現況と課題○

近年、野生鳥獣による農林漁業への被害は、秩父郡市内全域で発生し、地域農林漁業の振興を進めていく上で深刻な問題となっております。

その対策には、長年苦慮してきましたが、ここ10年くらいの間に、様々な調査・研究が行われ、新たな知見や対策技術の開発が進み一定の成果が表れ始めています。

これらに基づいた正しい対策を実施した地域では、徐々にではありますが被害が減少し始めております。

圏域内では、平成22年度より、秩父地域鳥獣害対策協議会の活動を定住自立圏の事業と位置付け、市町間の連携を深め、全国で実施している様々な調査・研究の成果を踏まえ各種取組を実施してまいりました。

結果、平成25年度の被害面積は12.7ha、被害金額は29,668千円となり、平成21年度の被害面積・被害金額と比較して、約60%の被害減少を図ることができました。

しかし、被害対策において、圏域内の地域間で温度差があり、具体的な正しい防除対策を実施していない地域では、未だに被害が増え続けており、今後、被害農家の意識改革も含め、更なる推進を図る必要があると考えられます。

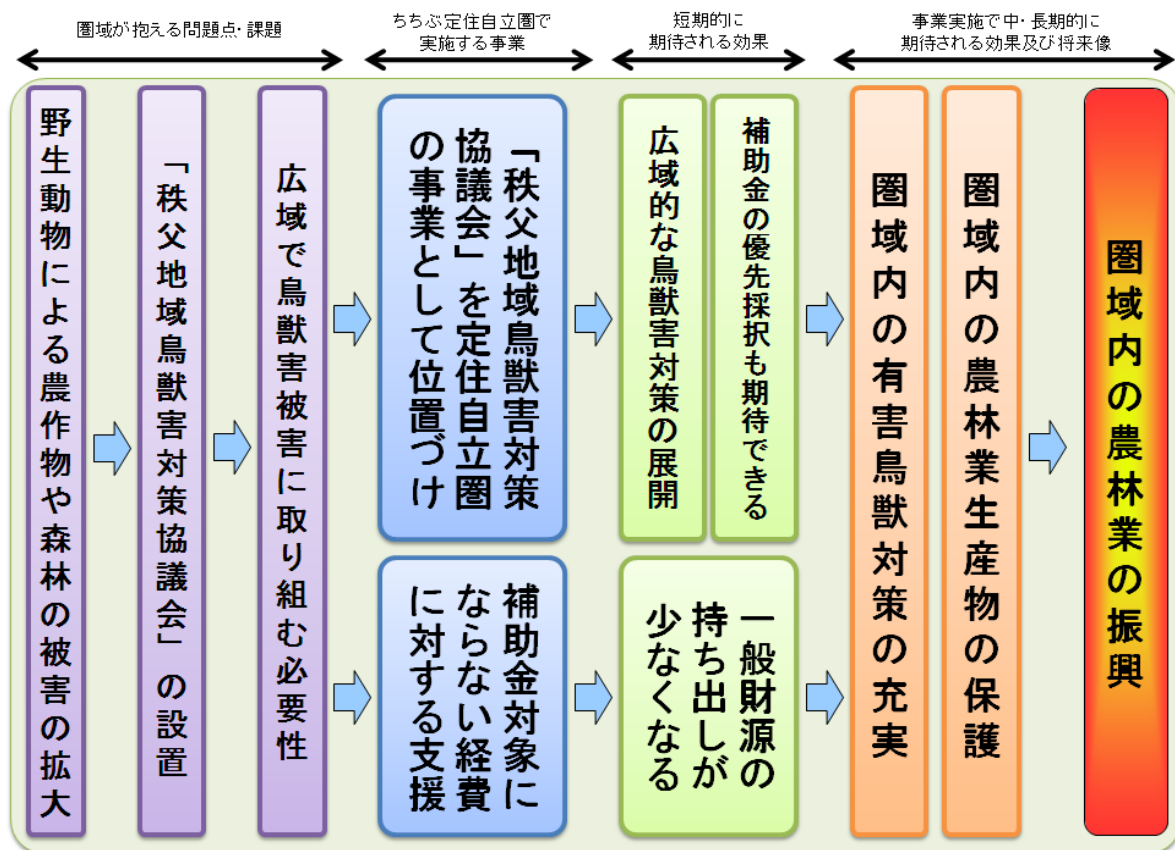
さらに、野生動物と一般住民との接触機会が増加する傾向がみられており、住民への被害対策も含めた鳥獣被害防止対策の推進が必要と考えられます。

○今後の展望○

鳥獣被害対策は、地域のあらゆる状況を考慮し、より効果の見込める手法を選択し、実施していく必要があることから、今まで以上に市町間の連携を深め、また、必要に応じて新技術の導入も視野に入れながら、秩父圏域における鳥獣被害対策の課題等について共有し、調査・研究も行ないながら、農作物等の収穫を目的とした鳥獣被害対策を実施していく必要があると考えます。

今後も、秩父地域鳥獣害対策協議会の活動をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけ、更なる被害減少を図りたいと考えます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づき、鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

① 広域的な有害鳥獣対策に対する支援

事業名	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業					46	関係市町名
事業概要	<p>秩父地域の関係機関の長等で構成されている、「秩父地域鳥獣害対策協議会」をちちぶ定住自立圏の事業と位置づけ、農作物等の収穫を目的とした、効果的な鳥獣害対策が実施できるよう支援する。</p> <p>具体的には、野生鳥獣の生息調査、環境整備事業、テレメトリーを活用したサル被害対策事業などを協議会の事業として取り組むこととする。</p>						<p>秩父市（農政課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>
成果	より効果の期待できる取り組みを無駄なく実施でき、被害減少を図ることができる。						
関係市町の役割分担	各市町は、秩父地域鳥獣害対策協議会に参加し、運営に協力する。						
事業費 (千円)	27 7,000	28 7,000	29 7,000	30 7,000	31 7,000	計 35,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 3,768 千円、各町が 808 千円とする。						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果をあげることができましたが、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 鳥獣被害対策における正しい知識の習得と情報の共有
各種研修会への参加、先進地視察の開催等を実施し、正しい知識の習得に努め、関係機関の連携を深め情報の共有に努める。
- ② 農作物等の収穫に向けた具体的な被害対策の推進活動
野生鳥獣の生息調査等を行うと同時に、防護柵の設置、環境整備、テレメトリーを活用したサル被害対策等を実施し、より効果の見込める被害対策の推進を行ない、農作物等の被害減少を図る。
- ③ 新技術の調査・研究
地域のあらゆる状況を考慮し、必要に応じて新技術（防除対策、捕獲対策）導入の調査・研究を実施する。

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

○現況と課題○

秩父圏域は、周囲を山に囲まれ盆地に広がる地域であり、寒暖の差が大きいことから、その特性を活かした農林水産業が営まれ、また、伝統産業として絹織物や窯業、酒造が営まれてきました。近年では、ちちぶ太白サツマイモや秩父カエデ糖を活用したお菓子や、柿のエキスを活用した商品など多種多様な地域資源が存在します。

これまで、秩父圏域の農林産物や特産品は、対外的に打ち出せる素材はありながら、地域を売り出す戦略が明確ではなく、ブランド化されておらず、圏域外の人々に知られてないことが指摘されています。今後、素材を活用して付加価値向上に努めるとともに、秩父地域をブランド化して、更なる販路拡大に取り組むことが重要です。

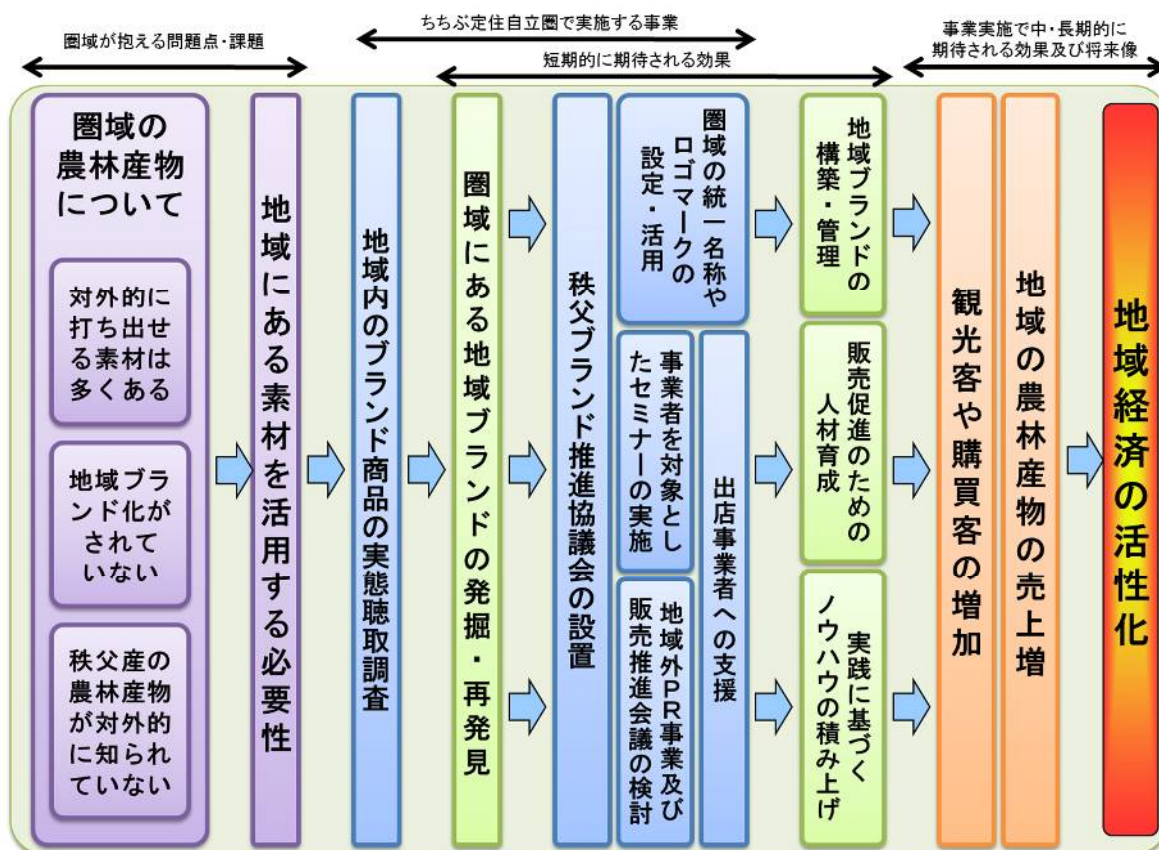
○今後の展望○

圏域にある地域ブランドを再発見するためには、圏域内の農林産物の生産・販売の促進や特産品の育成を図るとともに、それらの地域資源を活用した地域内経済の循環を一層進める必要があります。また、現在も個々で売り出している特産品を地域ブランドとして、取りまとめ、確立していくことも重要です。

具体的には、圏域内の地域ブランドの実態聴取調査、秩父地域おもてなし観光公社内に設置した秩父ブランド推進協議会による検討、平成 23 年度に作成した圏域の統一名称・ロゴマーク「LOVE CHICHIBU」の活用、地域外 PR 事業及び販売推進会議の検討を行っていきます。

これらを実施することで、統一的な地域ブランドの確立、新たな観光客・購買客の増加や地域農林産物の売上の増加が見込まれ、最終的には地域の活性化が期待されます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとともに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

① 地域ブランドの発掘・再発見をするための取組

事業名	圏域内の地域ブランドの実態聴取調査					47	関係市町名
事業概要	<p>専門家による現地調査や事業者ヒアリングにより行われてきた秩父地域にある地域ブランド商品の体系的整理を継続し、活用する。また、これまで行政や事業者が発信してきた発行物を参考に展示会や試験販売会で提供する発行物の検討を行う。</p>						秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）
成果	<p>平成 23～25 年度までの専門家による分析をもとに、秩父地域おもてなし観光公社で引き継ぎ、活用することにより、新たな販売の可能性を見出すことが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

② 地域ブランドを構築・管理するための取組

事業名	圏域の統一名称やロゴマークの活用					48	関係市町名
事業概要	<p>聴取調査や専門家の分析をもとに、地域ブランドの名称を確立するために、販売戦略の一環として、秩父ブランド推進協議会により設定した統一名称・ロゴマーク「LOVE CHICHIBU」の活用を行う。</p>						秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）
成果	<p>統一名称やロゴマークの活用を行うことにより、秩父地域のブランドに対する認知度、市場に対する浸透度が向上することが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父地域おもてなし観光公社が PR を実施する。1 市 4 町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

③ 実践ノウハウの積み上げを行うための取組

事業名	地域外 PR 事業及び販売推進会議の検討				49	関係市町名	
事業概要	<p>秩父地域の事業者の製品を地域外で開催される展示や商談会に積極的に参加して PR を行うことで販路開拓を行う。実践により得たデータについては、今後の商品開発や販路開拓に活用する。それを推進することを目的とし、平成 26 年度からは秩父地域おもてなし観光公社を事務局として、土産品団体や第三セクターと連携して事業を推進していく。</p>				<p>秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>		
成果	<p>展示、試験販売を行うことにより、効果的・効率的に販路開拓を行うことが期待できる。また、土産品団体、第三セクターの活性化、地域ブランドによる観光誘客にも繋がる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父地域おもてなし観光公社が PR を実施する。1 市 4 町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

○今後想定される事業○

① 土産品団体との共同事業

秩父土産品協同組合やお菓子な郷推進協議会と協力し、地域資源を活用した補助制度を利用しながら、秩父地域のブランドを確立していく。

また、地域ブランドを効果的に PR するためイベントも実施する。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

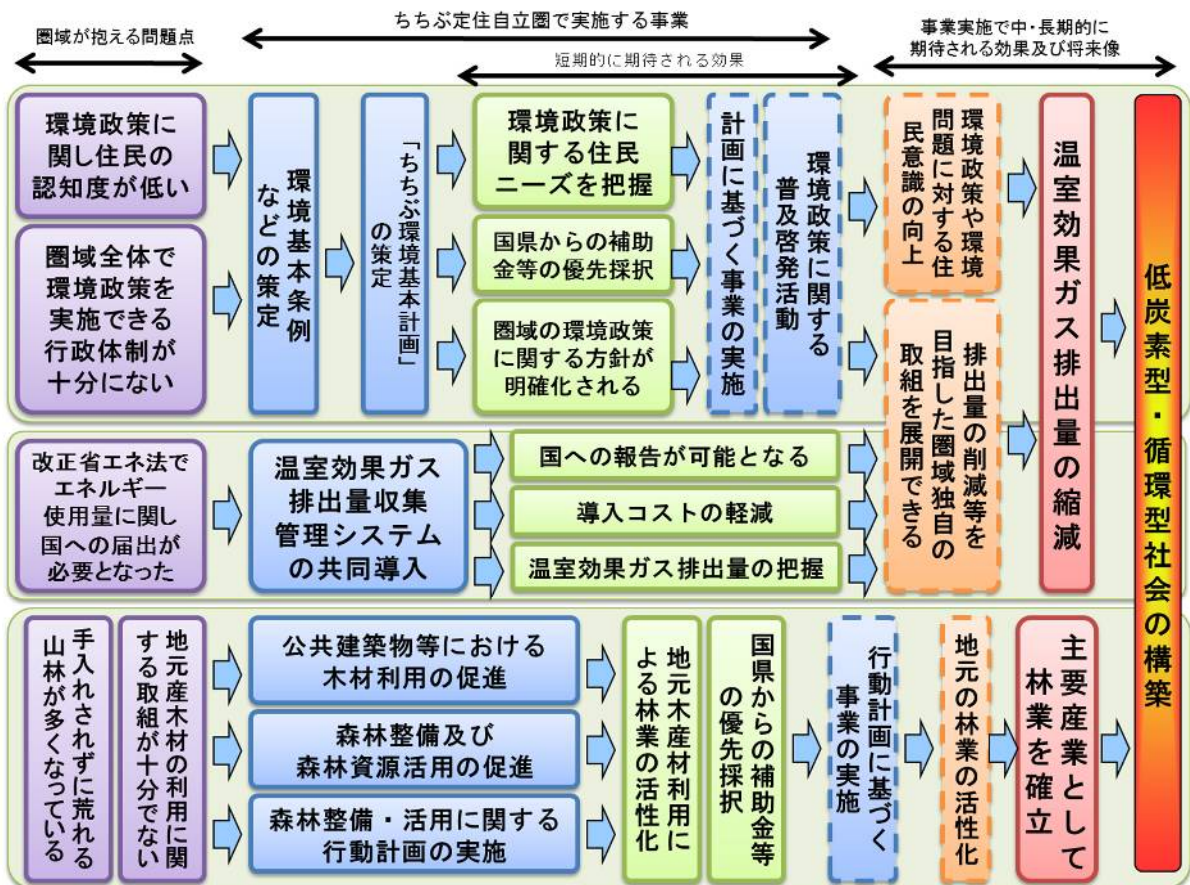
オ 環境

○施策体系○

ちちぶ環境保全の推進

- ①ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施
- ②温室効果ガス収集管理システムの導入
- ③公共建築物等における木材利用の促進
- ④森林整備及び森林資源活用の促進
- ⑤森林整備・活用に関する行動計画の実施
- 「ちちぶ環境基本計画」の策定（終了）

○戦略図○



(ア) ちちぶ環境保全の推進

○現況と課題○

現在、私たちは、温室効果ガスによる地球温暖化という深刻な問題に直面しています。COP3（第3回気候変動枠組条約締約国会議、1997年京都で開催。）において、各国の数値目標が設定され、日本は、2012年までに1990年比で6%の排出削減が設定されました。しかし、2011年東日本大震災時の福島原子力発電所の事故以降、火力発電の増加に伴い、化石燃料等の消費量が増えたため、2012年の温室効果ガス排出量は前年比2.8%となりました。

そして、2013年11月のCOP19において、2020年度の削減目標を2005年度比3.8%とし、原子力発電による温室効果ガス効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後のエネルギー政策の検討の進展も踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしています。

この削減目標を達成するためには、化石燃料に依存しない「低炭素社会」への移行と、資源を有効活用する「資源循環型社会」の構築を目指す必要があります。

また、秩父圏域は、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や5つの県立自然公園の区域に指定されており、圏域面積の約8割が森林です。この森林は、酸素の供給、生物多様性の確保や水源涵養機能など、多面的な能力を発揮し、圏域にとどまらず荒川を通じて、中下流域などの都市圏にも多大なる恩恵をもたらしています。

この秩父圏域の財産といえる自然環境を保全する取り組みには、住民、事業者及び行政が一致協力していくことが肝要ですが、行政も、個々の市町が単独で対処するのではなく、地域の事情を十分に考慮し、特性を活かし、圏域の将来像をイメージした上で、圏域で連携して取り組んでいく必要があります。

そこで、平成24年12月、秩父圏域を対象地域として「ちちぶ環境基本計画」を策定しました。この計画に基づき、「創エネ・省エネで低炭素な地域づくり」、「資源活用による循環型の地域づくり」について、重点的に取り組むことにより、地球温暖化対策の取組みの計画的導入や、秩父圏域ならではの新たな取組みの構築など、様々な環境問題に対応する社会構築を目指します。

○今後の展望○

秩父圏域は、広大な森林面積を保有するなど、豊かな自然に恵まれていますが、近年は、農林業や地場産業など、今まで栄えていた産業の衰退や高齢化などにより、人の手の入らない荒廃した森林や遊休農地が目につくようになってきました。また、温室効果ガス削減に向けた新たな環境政策にも対応していく必要があります。

今後は、秩父圏域で策定した「ちちぶ環境基本計画」に基づき、地元木産材の利用促進や間伐材を有効利用する仕組みの構築、生物多様性の維持、カーボンオフセットなど地球温暖化対策の新たな施策の導入などに取り組むことにより、最終的には、圏域全体の自然環境の保全・活用につなげていくことが考えられます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】</p> <p>甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組や既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。</p>

① ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施

事業名	「ちちぶ環境基本計画」検証事業					50	関係市町名
事業概要	<p>ちちぶ圏域を対象地域として、平成 24 年 12 月に策定した「ちちぶ環境基本計画」の進行管理を行う。</p> <p>計画の進行管理やとりまとめは、構成市町の環境部署の担当で構成する「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」及び「環境ワーキンググループ」において行う。</p> <p>また、実施状況を点検するための機関として、構成市町から推薦された委員で構成する「ちちぶ圏域環境委員会」を位置づけ、計画の実施状況や見直し等について評価や助言をいただき、計画全体の効果検証を行う。</p>					秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀨町（町民課） 小鹿野町（住民課）	
成果	近年、特に関心が高まっている自然環境保全や地球温暖化など様々な環境問題について、圏域一体となった対応ができる。						
関係市町の役割分担	<p>「ちちぶ環境基本計画」で設定した取組の環境目標における状況を各市町で調査し、秩父市が取りまとめる。</p> <p>「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」及び「環境ワーキンググループ」は構成市町の担当が行い、「ちちぶ圏域環境委員会」の事務局は秩父市が行う。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

事業名	バイオディーゼル燃料 (BDF) 製造事業					51	関係市町名
事業概要	<p>現在、吉田元気村で稼働しているバイオディーゼル燃料 (BDF) 製造装置は、平成 19 年 10 月製造事業を開始しているが、製品の製造能力が 7 時間で 50ℓしかできない。また、BDF の品質が悪く、排ガス規制対応車両に限られるため製造能力を 1 回 100ℓ製造でき、JIS 規格に準じる高品質の BDF を製造できる装置を新たに設置し、さらに多くの公用車に利用できるようにする。また、廃食油有価物回収事業とあわせて、新たな供給先について、検討するとともに、今後の運用について、あるべき実施主体等を検討する。</p>					秩父市 (環境立市推進課) 横瀬町 (振興課) 皆野町 (町民生活課) 長瀬町 (町民課) 小鹿野町 (住民課)	
成果	<p>廃食油有価物回収事業は、ごみ処理されていた資源の有効活用になる。また、BDF の利用を進めることで、化石燃料の使用量削減、ひいては化石燃料由来の CO₂ 排出量と燃料費の抑制につながる。</p> <p>廃食油の回収量増加とともに、排ガス規制対応車両等へ供給可能な品質及び製造量の高い能力を持った装置を設置することにより、利用車両の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、廃食油回収、BDF 製造・4 町への供給を行う。4 町は、廃食油の回収保管及びてんぷら油リサイクル工場までの運搬を行い、供給された BDF 燃料での公用車の運行などに使用する。圏域内市町において、BDF についての PR を行う。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	785	785	785	785	785	3,925	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 421 千円、各町が 91 千円とする。						

事業名	外来生物の防除対策事業					52	関係市町名
事業概要	<p>近年、オオキンケイギクなど様々な外来生物の侵入により、生態系等への影響が危惧されている。</p> <p>既に繁殖している外来生物のまん延を阻止するため、外来生物の生態系等への影響を記載したチラシやパンフレット等を作成し住民への周知を図る。</p> <p>また、住民やボランティア団体等との連携により、分布調査や外来生物の駆除活動を実施する。</p>					<p>秩父市（生活衛生課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民課）</p>	
成果	<p>外来生物等による被害を防止し、圏域固有の種の保存等を含む、生物の多様性をより広範囲で確保することにつながる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>1市4町で協議のうえ調整し、各市町で実施する。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	82	82	82	82	82	410	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成27～31年度の市町負担は、秩父市が46千円、各町が9千円とする。</p>						

② 温室効果ガス収集管理システムの導入

事業名	温室効果ガス排出量収集管理システム事業					53	関係市町名
事業概要	<p>平成 22 年 4 月から、改正された省エネ法（正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを消費する事業所（自治体を含む）が所轄する全ての施設において使用するエネルギーの使用量の記録・管理をし、国への届け出が必要となっている。</p> <p>平成 22 年度から 1 市 4 町で一括契約している「秩父市温室効果ガス収集管理システム」により、施設のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を管理する。</p>						秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民課）
成果	<p>システムの運用管理により、秩父郡市の施設で使用したエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の記録・管理のほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律や地球温暖化対策の推進に関する法律などの届出に利用している。</p> <p>また、秩父市が本システムを一括管理しており、経費を抑えることができた。</p> <p>圏域内の「ちちぶ環境基本計画」で設定している「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の温室効果ガス削減目標の達成に向けた状況確認にも、この事業によるデータは必要となる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市はシステム契約及び市施設のエネルギー使用量の入力の手続きを行い、圏域内のエネルギー使用量のとりまとめを行う。各町は各町施設のエネルギー使用量を入力する。</p>						
事業費 (千円)	27 590	28 590	29 593	30 593	31 596	計	2,962
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27～28 年度の市町負担は、秩父市が 318 千円、各町が 68 千円とする。 平成 29～30 年度の市町負担は、秩父市が 321 千円、各町が 68 千円とする。 平成 31 年度の市町負担は、秩父市が 320 千円、各町が 69 千円とする。 						

③ 公共建築物等における木材利用の促進

事業名	公共建築物や民間住宅等における木材利用促進事業				54	関係市町名										
事業概要	<p>圏域の各自治体において策定した『公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針』により、公共施設等における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進する。</p>					秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）										
成果	<p>公共建築物への秩父産木材の活用が進むことにより、木材利用量の増加が見込まれるほか、圏域全体として木材活用をPRすることができ、民間住宅等への木材利用の拡大が期待できる。さらには循環型社会の構築や地球温暖化の防止促進などが図られる。</p> <p>※木材利用に関する方針策定状況</p> <table border="0"> <tr> <td>秩父市</td> <td>平成 23 年 6 月 17 日</td> </tr> <tr> <td>横瀬町</td> <td>平成 24 年 1 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>皆野町</td> <td>平成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>長瀬町</td> <td>平成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>小鹿野町</td> <td>平成 23 年 8 月 1 日</td> </tr> </table>						秩父市	平成 23 年 6 月 17 日	横瀬町	平成 24 年 1 月 25 日	皆野町	平成 24 年 2 月 1 日	長瀬町	平成 24 年 2 月 1 日	小鹿野町	平成 23 年 8 月 1 日
秩父市	平成 23 年 6 月 17 日															
横瀬町	平成 24 年 1 月 25 日															
皆野町	平成 24 年 2 月 1 日															
長瀬町	平成 24 年 2 月 1 日															
小鹿野町	平成 23 年 8 月 1 日															
関係市町の役割分担	各市町の公共施設等の建設状況を把握し、方針の運用に努める。															
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0										
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし															
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし															

④ 森林整備及び森林資源活用の促進

事業名	森林整備及び森林資源活用促進事業					55	関係市町名
事業概要	1市4町、国、県、森林組合等で構成されている「秩父地域森林林業活性化協議会」を中心として、林業関係団体等と連携し、森林整備及び森林資源活用促進に向けた事業を検討、実施する。						秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）
成果	森林施業を効率化することにより、造林や下刈り、間伐等の森林整備が進み、林業労働者の雇用拡大が期待できる。また、秩父産木材の利用量が増加することにより、木材流通量も増加し、秩父地域から切り出される木材もおのずと増える。これにより森林活用の取り組みが活性化することが期待できる。更に、カエデの樹液を活用した商品等を創造するなど、新たな森林産業の育成が図られる。						
関係市町の役割分担	協議会の構成メンバーである市町の担当者を中心に、森林整備及び資源活用に関する企画立案を行う。						
事業費 (千円)	27 5,000	28 5,000	29 5,000	30 5,000	31 5,000	計 25,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成27～31年度の市町負担は、秩父市が2,692千円、各町が577千円とする。						

⑤ 森林整備・活用に関する行動計画の実施

事業名	森林整備・活用に関する行動計画実施事業					56	関係市町名
事業概要	<p>森林整備や活用促進に向けた基本計画である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」に基づき、圏域全体として森林政策を行うために策定した「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」の各事業を実施する。また、事業内容の検証を行い、行動計画の見直しも行う。</p>					<p>秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>森林の整備・活用に対する市町の姿勢を明確にし、体系ごとに森林事業が整理された行動計画に基づいて事業を展開することで、中・長期的な施策を推進することができる。また、行動計画における、「森林・林業データバンク」「森林・林業伝言板」等の公開ツールとして創設されたホームページ「森の活人」を活用し、各事業に関連した情報発信をすることにより森林の活用等の取組みが活性化されることが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は総合的な実施事業のとりまとめを行い、各町はそれぞれの管内における計画を実行する。また、各事業に関連した情報収集等は1市4町で行う。</p>						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,500	1,500	500	500	500	4,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成27～28年度の市町負担は、秩父市が808千円、各町が173千円とする。 ・平成29～31年度の市町負担は、秩父市が268千円、各町が58千円とする。</p>						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 住民に対する普及啓発事業
EV（電気自動車）、EV用充電器及びごみの不法投棄防止対策など今後の環境政策に関して、住民に理解を得るために普及啓発活動を行うことが考えられます。
- ② 地域資源活用推進事業
「低炭素社会」と「資源循環型社会」の構築のため地域特性にあった新エネルギーの導入推進と、省エネルギー設備の導入推進を図ることが考えられます。
- ③ エコ関連補助推進事業
秩父圏域で統一的なエコ関連の補助制度を制定することが考えられます。

④ 温室効果ガス排出量取引事業

秩父圏域の市町が温室効果ガス排出量を取引できるようにすることが考えられます。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

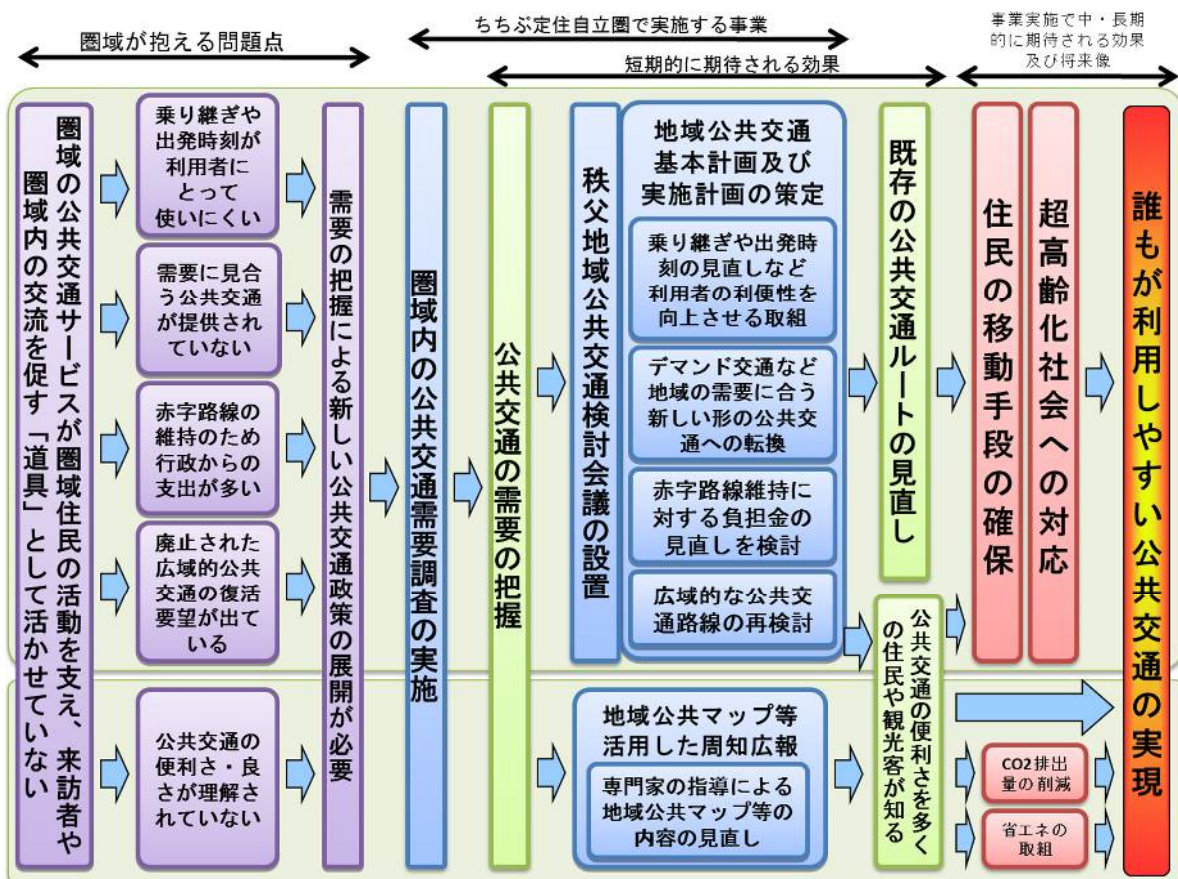
ア 地域公共交通

○施策体系○

(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

- ① 秩父圏域での公共交通会議の開催
 - ② 地域公共交通の広報の実施
 - ③ 地域公共交通基本計画（ネットワーク計画）及び実施計画の策定
 - ④ 地域公共交通実施計画に基づく事業の実施
- 秩父圏域内の公共交通需要調査（終了）

○戦略図○



(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

○現況と課題○

公共交通は、自動車などの交通手段を持っていない住民にとって、通勤通学手段、高齢者の買い物や通院手段として必要なものであり、住民生活に大きな影響を及ぼす政策です。また、秩父を訪れる観光客にとって手軽に利用できる移動手段にもなります。さらに、今後、高齢化社会が進行し、加齢に伴い自動車の運転を止める高齢者の増加が予想されることから、公共交通への取組はますます重要になってきます。

現在の秩父圏域の公共交通網は、鉄道路線、公営・民営バス路線、タクシーなどにより構成されており、また、輸送対象が限定されている交通機関として、公営ではスクールバスや大滝国保診療所送迎バス、民営では、公共交通空白地域解消のための秩父市吉田大田地区乗り合いタクシーや買い物乗合タクシー、NPO 法人などによる福祉有償運送のほか、病院や各地のデイサービスセンター、旅館などによる送迎バスが運行されています。

このように、秩父圏域の市町は公共交通機関により概ね最短距離で結ばれていますが、秩父圏域の公共交通サービスでは、様々な問題を抱えており、圏域住民の活動を支え、来訪者や圏域内の交流を促す「道具」として活かせていないのが現状です。例えば、公共交通間の乗り継ぎがしづらく利用できる時間帯が利用者のニーズに合わない、利用者が少ないバス路線や重複する区間が市内にあるなど需要に見合う公共交通サービスが提供されていないことが問題点として挙げられます。また、住民からは利便性を高める路線延長や増便要望があり、鉄道では増発等多種多様な要望が出されています。さらに、各自治体では公共交通路線を確保するため多額の負担金を支出しており、近い将来、財政状況から負担金を維持できない自治体も出てくることが予想されます。

○今後の展望○

公共交通機関は、地域住民の住みよい環境と経済・社会活動を支え、豊かな地域社会を形成する基礎的な社会資本ですが、最近では利用者の減少傾向が著しく、公共交通機関の路線の維持そのものが困難な状況になっています。

しかしながら、高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応や地球環境への負荷の軽減、省エネルギーの促進にもつながるものであり、秩父圏域全体で考えていく必要があります。

平成 22～23 年度には各種調査を実施し、現状、課題、問題点、需要等を把握し、これをもとに今後の進むべき基本理念となる地域公共交通ビジョンを策定しました。さらに平成 24 年度は、各路線ルートや乗り継ぎを明瞭化させるため、圏域全体の地域公共交通マップの作成及びわかりやすいサイン事業を実施し周知活動を行いました。平成 25 年度には、サイン改修事業の継続と、需要に基づくバス路線の再編、そしてタクシーの新たなビジネスモデル化の取組みが行われています。

今後は、地域公共交通ビジョンをもとに、さらに踏み込んだ圏域内公共交通計画（ネットワーク計画）を策定し、鉄道とバス間の相互連絡調整等の利便性向上や、需要に

応じた供給を考慮するデマンド交通に代表される、新しい公共交通への変換などによる、既存の公共交通ルートの見直しを行います。これにより、誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】</p> <p>圏域における公共交通の充実のため、公共交通の需要を調査・検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。</p>

① 秩父圏域での公共交通会議の開催

事業名	秩父圏域公共交通会議の開催					57	関係市町名
事業概要	<p>市営バス、町営バスを有する自治体では、それぞれ地域公共交通会議が開催されている。この会議は、地域公共交通に関して国から許認可を受けるにあたり、開催が必須のものである。</p> <p>しかしながら、複数の自治体にまたがる公共交通については検討する場が無いことから、圏域内の公共交通網について議論する秩父圏域公共交通会議を開催する。</p>					<p>秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀨町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）</p>	
成果	<p>圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町がそれぞれ組織する公共交通会議の開催とは別に、広域的な公共交通のあり方等を検討するため、各市町が協力し、会議を開催する。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

② 地域公共交通の広報の実施

事業名	地域公共交通広報事業					58	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域の公共交通網は、民営鉄道路線、民営バス路線、公営バス路線により構成されている。平成24～26年度間の事業によりサイン・行先表示の改修は行われたが、更に広報周知活動が必要である。</p> <p>観光担当課による観光パンフレット等作成時に、アクセス方法への公共交通情報掲載を促すなどにより、公共交通利用促進の広報周知活動を行う。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>広報周知活動により、住民や観光客などの利用者の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・広報を行う。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>既存の観光広報事業内での取組みとしたい。</p>						

③ 地域公共交通基本計画（ネットワーク計画）及び実施計画の策定

事業名	地域公共交通計画（ネットワーク計画）策定事業					59	関係市町名
事業概要	<p>圏域行政及び交通事業者等の連携により、持続可能かつ住民満足度の高い公共交通システムを再構築するため、秩父圏域における公共交通の総合的な連携計画を策定する。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>住民満足度の高い公共交通システムの構築により、利用者の増加が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して計画策定を行う。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

④ 地域公共交通実施計画に基づく事業の実施

事業名	地域公共交通活性化推進事業					60	関係市町名
事業概要	圏域行政及び交通事業者等の連携により、持続可能かつ住民満足度の高い公共交通システムを再構築するため、秩父圏域における公共交通の総合的な事業を実施する。						秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	住民が公共交通を利用しやすくするための各種事業を実施することにより、利用者の増加が期待できる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して計画に基づいた事業を行う。						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

○今後想定される事業○

- ① 地域公共交通のネットワーク再編
 - (1) 鉄道と基幹的なバス路線、きめ細やかな支線交通有機的に連携したネットワーク構築のための計画を策定する。
 - (2) 基幹的なバス路線の構築
 - ・沿線人口と旅客の多いバス路線のサービス向上
 - ・秩父市内における基幹的路線の構築
 - ・基幹的路線に結節する支線交通の提供
- ② 地域公共交通の品質向上
 - (1) 日頃の「お出かけ」がしやすくなるサービスの改善
 - (2) 路線バス等が運行されていない場所での生活観光路線の試行

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

イ デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

○施策体系○

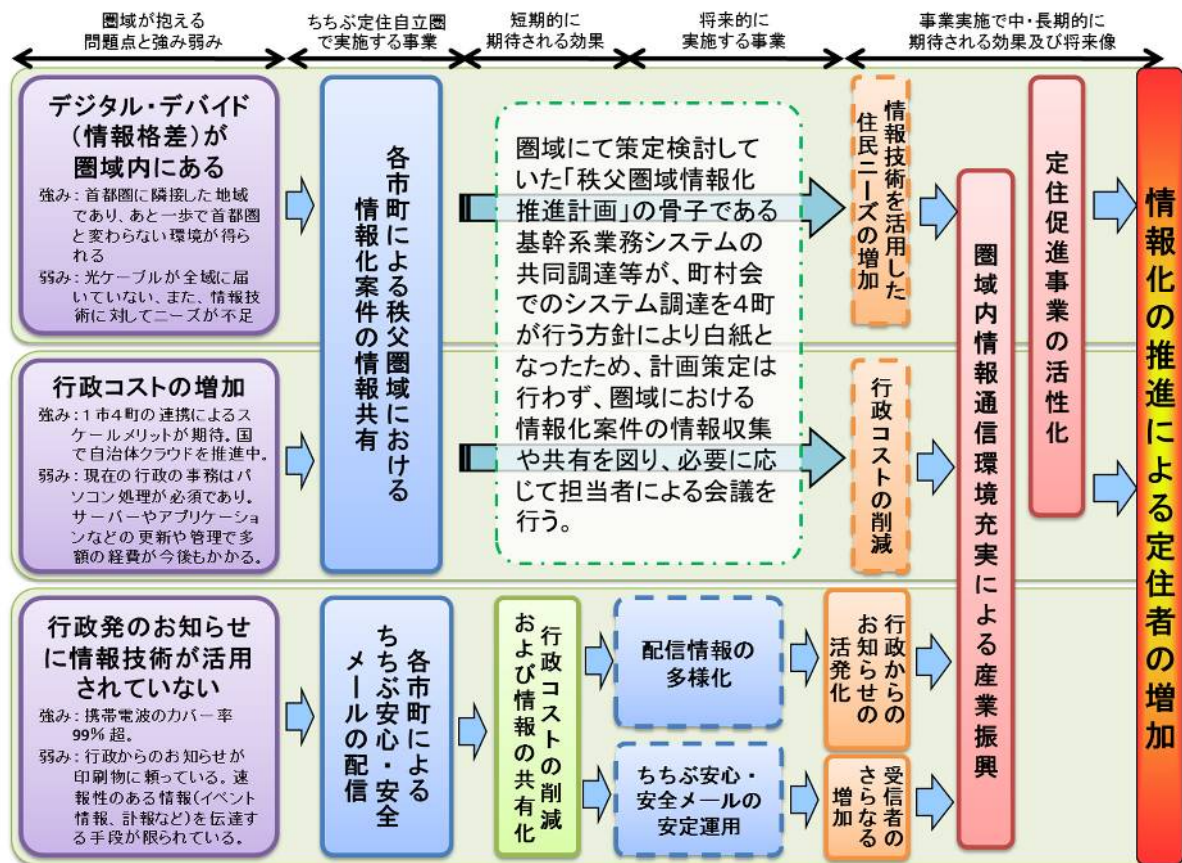
(ア) 秩父圏域情報化の推進

- 推進計画の策定 (終了)
- 情報化研究会の実施 (終了)

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

- ①ちちぶ安心・安全メールの運用

○戦略図○



(ア) 秩父圏域情報化の推進

○現況と課題○

情報通信技術の発達による全国的な情報インフラ整備が進められ、様々な情報サービスが提供されるようになり、人々のコミュニケーション方法も多様化するなか、行政サービスにおいても ICT を活用したサービスが多く行われるようになっていきます。

しかしながら、通信事業者の事業収益や地理的な条件による整備の進捗状況に差が発生し、デジタル・デバイドと言われる情報インフラの地域間格差により企業や住民が受けられる情報サービスに差が生じておりました。

ちちぶ定住自立圏形成協定の締結を行った平成 21 年 9 月時点では、秩父圏域において秩父市、横瀬町、皆野町の一部だけであった光ファイバーによる光サービスも、平成 26 年 4 月現在、秩父市（大滝地区）、小鹿野町（三山、河原沢地区）、皆野町（三沢地区）を除く地区で光サービスが開始され、当初想定していたデジタル・デバイドの状況は改善されています。（上記、光サービス利用不可地域においても ADSL によるサービス利用可能なためブロードバンドサービスを受けられない地区は秩父圏域には無い）

また、秩父圏域内 1 市 4 町の特性を考慮し、基幹系業務システムの共同化によるコスト削減や構成団体を接続するためのネットワーク等の検討を計画の基盤とする「秩父圏域情報化推進計画」の素案を作成し、専門家に助言を求めながら 1 市 4 町の情報担当者による「情報化研究会」にて策定を検討していましたが、社会保障・税番号制度、自治体クラウド、スマートグリッド等、計画作成に影響する社会情勢の変化があり、その都度、計画に内容を追加する必要が発生し、策定作業に時間を要していました。

このように、各市町の抱える問題点や方針等の情報交換を行い「秩父圏域情報化推進計画」の中核となる基幹系業務システムの共同調達と各市町を結ぶネットワーク構築についての検討を進めていましたが、埼玉県町村会が基幹系業務システム共同調達の検討を開始し、当情報化研究会を構成する 4 町が町村会でのシステム調達に参加する意向を示したため、当計画の骨子となる秩父圏域での基幹系業務システム共同調達およびネットワーク構築については白紙となり、当計画の策定は行わないことになりました。

○今後の展望○

今後は特別な事業を設けず、各市町による秩父圏域における情報化案件の情報収集を行い必要に応じて担当者による会議を行うものとします。

なお、情報化研究会において、地域情報共有システムの一環である行政から発信するお知らせメールシステムの研究を行う中で、秩父市が運用している「安心安全メール」の共同利用については、市町の防災・防犯担当者と業者の調整・運用打合せを行い、「ちちぶ安心安全メール」として平成 25 年 8 月 1 日より運用を開始したため今後は防災・防犯セクションでの運用に移ります。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

○現況と課題○

近年、パソコンやインターネットが急速に普及し、多種多様な情報の入手や発信が容易になり、地域内で発信される情報に対する関心が高くなっています。

1市4町においては、防災・防犯情報に関しては、防災行政無線を活用し地域住民に情報を発信していますが、秩父市ではその補完的機能として安心・安全メールで防災・防犯情報や災害時における被害状況、避難勧告などの情報を登録者にメール配信をしていました。

平成25年8月から圏域全体で安心・安全メールの配信を始め、平成26年7月1日現在、登録者は14,357人となっています。

更に、平成26年度にはエリアメール・緊急情報メールの連携構築を行い災害時等における情報伝達手段の向上を図っています。

今後、登録者の増加を目指すとともに、より多くの圏域住民に災害等の情報を迅速に伝える配信手段の構築が課題となっています。

○今後の展望○

今後、安心・安全メール登録者の増加を目指した広報周知活動などを行うとともに、災害情報等の緊急を要する新たな情報伝達手段について研究を行うことでちちぶ定住自立圏として支援可能か検討を行っていく予定です。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

① ちちぶ安心・安全メールの運用

事業名	安心・安全メールの拡大拡充					61	関係市町名
事業概要	携帯電話の普及状況を踏まえ、圏域内すべての市町で安心・安全メールで防災・防犯情報等を配信しているが、より多くの住民に情報を配信できるよう周知活動を行う。 また、災害時の情報伝達については迅速さが求められていることから、情報伝達手段の運用について研究する。					秩父市（危機管理課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（総務課） 小鹿野町（住民課）	
成果	登録者が増加することにより、より多くの住民に防災・防犯情報等が発信できるようになる。また、迅速な情報伝達がされることにより、素早い避難行動等が可能となるため、より多くの住民の生命財産が守られることになる。						
関係市町の役割分担	市が中心となって企画立案、研究・検討、また、契約事務等を行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	7,780	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、安心・安全メールの運用経費として秩父市が 836 千円、各町が 180 千円とする。						

○今後想定される事業○

特になし。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

○施策体系○

(ア) 交流及び移住促進事業の(合同)実施

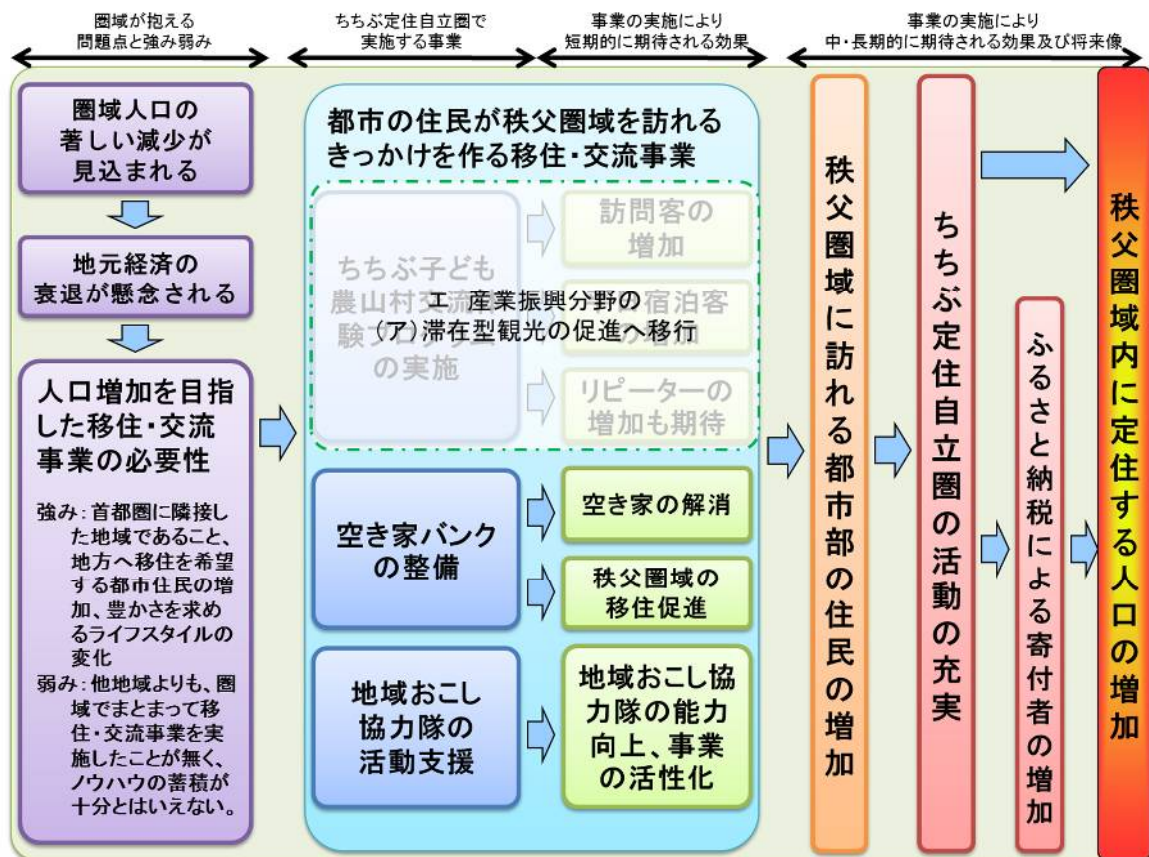
①空き家バンクの運用

②地域おこし協力隊の活用

○農山村体験交流事業の推進

(エ 産業振興分野の(ア) 滞在型観光の促進へ移行)

○戦略図○



(ア) 交流及び移住促進事業の（合同）実施

○現況と課題○

人口推計によれば、秩父圏域は2020年（平成32年）には10万人を下回ると予想されており、地域コミュニティの喪失やいわゆる限界集落の増加、農業従事者の減少による遊休農地の増加、林業の衰退による山林荒廃や荒川下流域への災害面での影響などが懸念されています。

その一方で、都市部においては、近年、いわゆる「団塊の世代」の大量退職、ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、UIJターンや二地域居住の普及等により、「都市から地方への移住・交流」の気運が高まってきています。

秩父圏域は、都心より約60kmから80kmに位置しながら、自然環境や歴史的資源等に恵まれ、町内会や消防団など地域の結びつきが強い地域です。都市からの移住・交流に適した圏域として、東京から「近い田舎」として、田舎暮らしが実現でき、地域の人々と訪れる人々が「近い仲」になれる可能性を持っています。

以上のことから、人口減少による諸課題を解決するための手段の一つとして、都市住民が秩父に求めるニーズの把握分析により都市住民を受け入れていくための受け皿づくりを圏域が一体となって推進することで、交流及び移住促進策を展開していくことが考えられます。

○今後の展望○

秩父圏域では、これまでも荒川流域の自治体との交流事業や「ちかいなか秩父」に代表されるような移住促進事業に取り組んできました。今後は、秩父への訪問者を増加させ、定住者を多くするための交流及び移住促進策の効果をより高めるため、圏域内の自治体が連携して展開していく必要があります。

具体的な取組として、まず、移住促進事業については、すでに運用が始まっている空き家バンクの効果的な運用整備に取り組めます。空き家バンクとは、圏域内にある空き家の有効活用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大及び定住の促進による地域の活性化を図るため、地域内にある賃貸や販売が可能な物件の所有者から登録を募集して情報提供を行うデータベースのことです。現在、民間団体や地域住民の協力のもと、移住希望者が情報収集できる仕組みを構築して、都市部からの移住受け入れ態勢の整備を進めていますが、秩父圏域に関心を持っている人々の多様な要望に対して十分に答えられていないのが現状です。

そこで、圏域外の住民のニーズに合致する豊富な情報を提供していくため、空き家バンクの利用手続きの簡素化や民間事業者の活用を検討します。また、物件情報の充実とともに、移住・交流のための情報提供事業を推進していきます。さらに、移住後の生活（仕事、リフォーム、移住者同士の交流等）を支援する仕組みを構築し、移住者の不安解消に努めます。併せて、移住を検討している方に、秩父の生活を体験できる事業の実施などを検討していきたいと考えています。

次に、総務省が推進する「地域おこし協力隊」の活用により、秩父圏域の生活に関心を持つ都市住民を受け入れて、地域力の維持・強化に取り組んでいきます。地域お

こし協力隊とは、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、1年～最長3年間、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、秩父の魅力をHPやフェイスブック等で全国へ発信、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組を支援する制度です。すでに、秩父市では「緑のふるさと協力隊」制度の活用により、受け入れた都会の若者が定住した実績がありますが、この取組を圏域内で広げることにより、定住する人数を拡大したいと考えています。

これらの取組による効果としては、短期的には、空き家の解消や秩父圏域への移住促進が見込まれます。また、長期的には、定住者の増加による人口・税収の増加が見込まれ、過疎・辺地対策にもつながります。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、子ども農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施する。

① 空き家バンクの運用

事業名	空き家バンク整備及び運営委託事業					62	関係市町名
事業概要	<p>都市住民が秩父圏域へ移住するための足掛かりとなる空き家バンクの効果的な運用を行う。</p> <p>秩父圏域が消滅可能性都市に指定されたことを受け、これを回避すべく、空き家バンクのシステム運用を民間団体と協力して行う。</p> <p>具体的には、空き家データの充実や広報周知など成約件数を増加させるための企画立案を行う。</p> <p>秩父に移住することに不安を感じている方に向け、移住交流フェアなど都内で開催されるイベントに積極的に出展し、秩父圏域での田舎暮らしの魅力をPRする。同時に秩父での暮らしについて、インターネットを活用した情報発信も積極的に行う。</p>					秩父市（商工課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>空き家バンク運用方法を改善し、データを充実することにより、成約件数の増加が期待される。また、定住者の増加による人口・税収の増加が見込まれる。</p> <p>ちちぶ田舎暮らしの魅力PRを強化することにより、注目を集めることができ、移住者の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市が中心となって、各町とともに、埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部及びFIND Chichibu ちかいなか分科会などの関係機関と連携し、空き家バンクの効果的な運用や移住者・移住希望者の支援事業の企画立案を行う。</p>						
事業費 (千円)	27 1,800	28 1,800	29 1,800	30 1,800	31 1,800	計 9,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 968 千円、各町が 208 千円とする。						

② 地域おこし協力隊の活用

事業名	地域おこし協力隊の活用					63	関係市町名
事業概要	都市の若者を地域おこし協力隊員として、一定期間以上（最長 3 年）受け入れ、農林業の応援、水源保全・監視活動、秩父の魅力を HP やフェイスブック等で全国へ発信、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る。					秩父市（商工課、大滝総合支所地域振興課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	地域おこし協力隊員を積極的に活用することにより、地域力の維持・強化を図る。また、地域おこし協力隊員の秩父圏域内での定住・定着を図る。						
関係市町の役割分担	地域おこし協力隊員の受け入れについては、総務省の要綱等に基づき、各市町において手続きを行う。 隊員を対象に合同研修等を開催する必要がある場合、秩父市は研修等の企画立案やとりまとめを行う。各町は研修等の実施に協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	0	0	0	0	0	0	
※対象は隊員受入側の研修等費用とする（隊員受入経費は別途計上。）。							
国県補助事業等の名称・補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊員受入経費については、「地域おこし協力隊」の推進に向けて年間 4,000 千円を上限（うち報償費 2,000 千円、その他 2,000 千円）とした地方財政措置（特別交付税）がある。 ・ちちぶ定住自立圏では、協力隊員を受入れる側の研修等費用を負担することとし、隊員のための研修等費用は、地域おこし協力隊の受入経費で負担することとする。 						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 ・地域おこし協力隊の受け入れ経費は、各市町で計上し、各自で財政措置を受ける。 						

○今後想定される事業○

特になし。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

エ 水道

○施策体系○

(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し

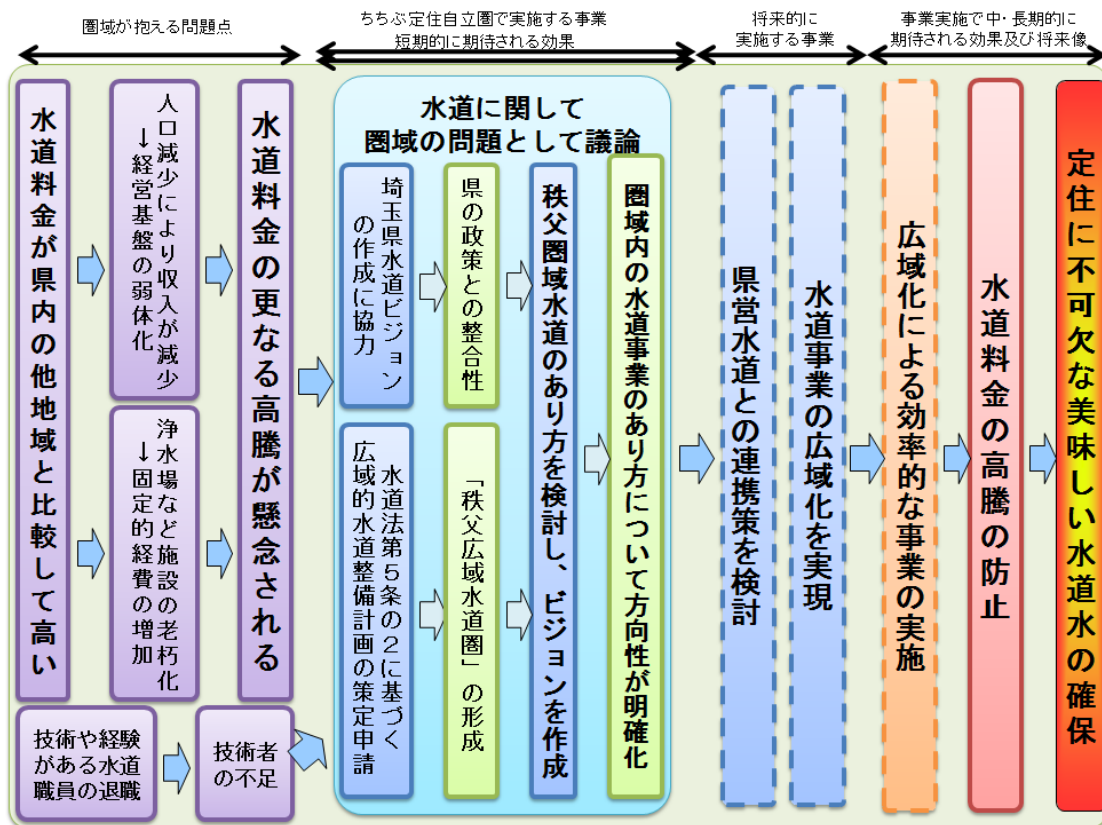
① 秩父圏域内の水道事業の在り方の検討

○ 埼玉県水道ビジョンの作成協力 (終了)

○ 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の策定申請 (終了)

○ 秩父圏域内の地域水道ビジョンの検討 (終了)

○戦略図○



(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し

○現況と課題○

秩父圏域では、荒川水系の二つのダム開発水と河川水を水源とし、各自治体が安心・安全な水の安定供給に取り組んでいます。

平成24年度の水道普及率は、秩父市99.7%、横瀬町98.5%、皆野・長瀬上下水道組合94.7%、小鹿野町99.1%と、圏域全体では98.7%であり県全体の99.7%に比べ、若干低くなっています。

また、標準世帯の1ヶ月の使用量である20 m³使用時の水道料金（平成25年4月1日現在）を比較しますと、県平均の2,384円に対し、秩父圏域の平均では2,848円と約2割高くなっている状況にあります。

さらに、今後は、浄水場等施設の老朽化による更新費用の財源確保や大規模災害時のライフラインの確保の観点からの耐震化、応急給水及び応急復旧対策を行っていく必要があります。この他、将来の見通しでは給水人口の減少等による料金収入の減少、技術や経験がある職員の大量退職による技術者の不足なども懸念されています。

秩父圏域の単独自治体又は一部事務組合の財政力を考えますと、これら水道事業の様々な課題を単独の事業者で解決していくのは困難な状況となっています。

○今後の展望○

前述のとおり、秩父圏域の水道事業は様々な課題を抱えていくことが予想されます。圏域内の水道事業の運営が困難にならないよう、定住自立に不可欠な水道水の供給という観点から、水道事業は圏域全体の問題として議論していくことが重要です。

将来的な議論をするにあたっては、水道事業の運営に関する考え方が近年大きく変化していることを注目すべきです。例えば、事業主体について、これまでは市町村単位の運営を想定して水道事業の制度が設計されてきましたが、住民サービスの均一化や災害時のライフラインの確保の観点から、県単位、広域単位で運営されるべきという考え方もあります。また、広域化の形態についても、単に水道事業者を事業統合させるだけではなく、新たな広域化の概念として施設の共同化や管理の一体化等を行うことにより経営基盤の強化や技術基盤の強化を行うことも可能となってきています。

今回の協定に基づき、水道事業の圏域が抱える課題解決に有効となる広域化方策について、埼玉県水道行政担当部局、企業局及び地域振興センターとも連携しながら、検討してきました。

平成26年度中に、基本構想・基本計画を策定し、秩父圏域における水道事業の将来像を示すことにより、圏域内の水道事業者が今後の事業運営方針について判断しやすくなると共に、秩父圏域の地域住民に説明責任を果たすことが可能となります。

最後に、水道広域化することにより、水道事業の効率的な運営、水道料金の高騰抑制や、安心・安全で「おいしい水」を安定供給できることなどが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】 圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

① 秩父圏域内の水道事業の在り方の検討

事業名	水道広域化にむけての検討	64	関係市町名			
事業概要	広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）と整合を図りながら、秩父圏域水道の広域化に向け、統合の手法や手続き等検討すると共に基本構想を策定し、統合後のビジョンを明示する。		秩父市（水道部） 横瀬町（上下水道課） 皆野町・長瀨町（皆野長瀨上 下水道組合） 小鹿野町（水道課）			
成果			秩父圏域の水道広域化に向けて、統合後のビジョンを策定することにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の水道事業者が経営基盤を強化することができ、経営の健全化に向けての見通しが明確になること ・地域住民に安定した水の供給を行うことができ、持続可能な水道行政として説明責任を果たせること などを明示することができる。 <p>また、広域的な水道組織の体制づくりを行うことにより、埼玉県及び埼玉県企業局の協力・連携などのアプローチを行っていく。</p>			
関係市町の役割分担	各水道事業体から広域化準備室へ職員を派遣し、水道広域化委員会などには、各水道事業体、皆野町、長瀨町、秩父広域市町村圏組合、埼玉県生活衛生課、埼玉県企業局及び埼玉県秩父地域振興センターなどで、秩父圏域の水道の広域化に向けての検討を行う。					
事業費 (千円)	27 40,000	28 15,000	29 10,000	30 10,000	31 10,000	計 85,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の市町負担は、秩父市が21,540千円、各町が4,615千円とする。 ・平成28年度の市町負担は、秩父市が8,076千円、各町が1,731千円とする。 ・平成29～31年度の市町負担は、秩父市が5,384千円、各町が1,154千円とする。 					

○今後想定される事業○

広域化後のビジョンを周知した後、秩父圏域における水道広域化を決定的にするために、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 統合協定書（覚書）の締結
統合の期日、統合の方法及び水道事業用資産などの基本項目を示した協定書（覚書）を締結する。
- ② 組合同約の制定（改正）
水道事業の統合にあたり、一部事務組合で共同処理する事務としなければならないため、組合同約の制定（改正）が必須となる。
組合同約の制定（改正）には、構成市町などで議会の同意や議決を経た後に、県知事の許可が必要である。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

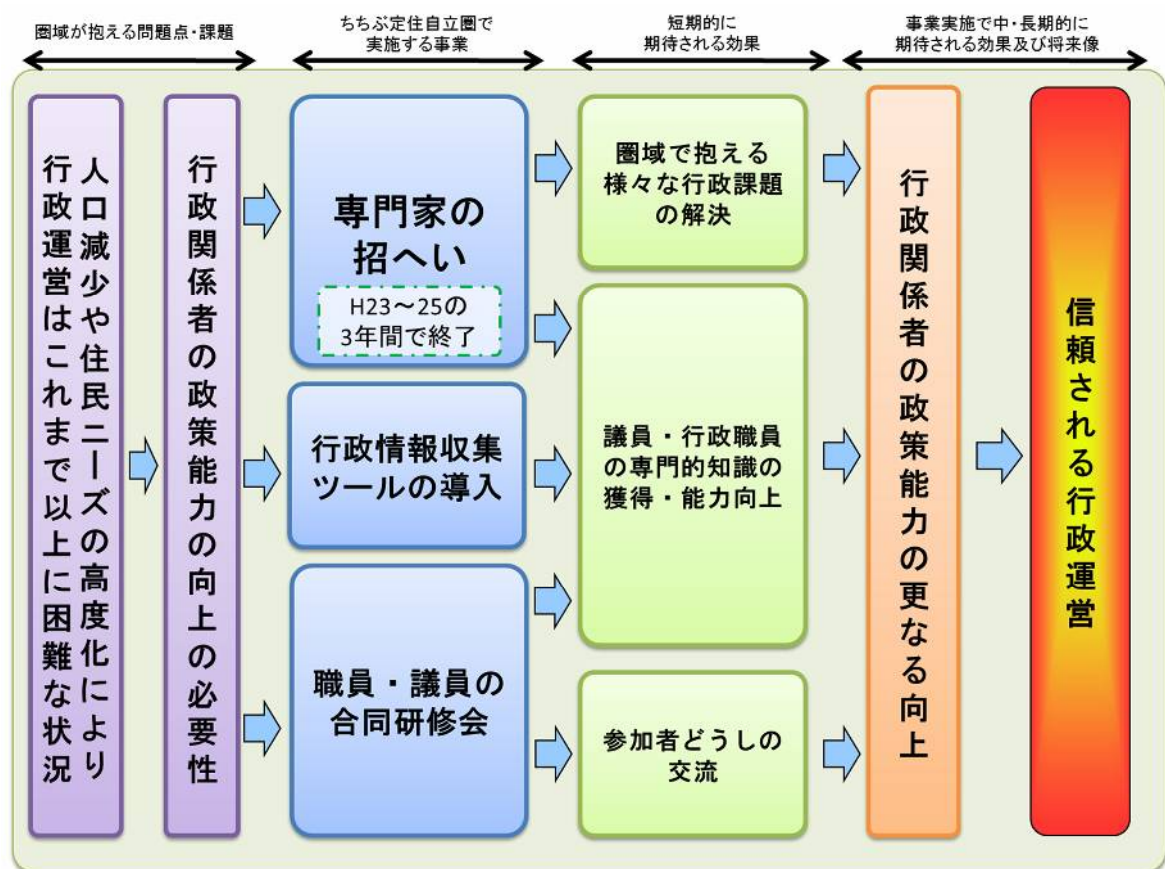
ア 人材育成等

○施策体系○

(ア) 人材育成等

- ①行政情報収集ツールの整備
- ②職員及び議員の合同研修会の開催
- 専門家の招へい (終了)

○戦略図○



(ア) 人材育成等

○現況と課題○

今後、少子高齢化により人口が減少し、地域住民の行政サービスに対する要請が高度化・多様化していくなかで、行政が直面する諸課題に対応するためには、圏域内の自治体職員の資質を向上させ、マネジメント能力を強化していくことが重要です。

これまでの研修は、職員が職務を執行する上で基礎知識を得ることが主目的となっていました。しかしながら、今後は、市町が単独で事業を実施するだけでなく、圏域全体で戦略的に展開していくことが多くなると予想されます。

○今後の展望○

今後、行政が直面する課題に対応した事業を職員が企画立案したり、議員が審議したりするためには、専門家の招へいや行政情報収集ツールの導入、合同研修会の開催により、その分野における政策の動向や最新情報を把握する必要があります。

専門家の招へいについては、外部から各分野の専門家を招き、圏域内の自治体職員とともに圏域内の諸課題の解決に当たるといふもので、平成 23～25 年度の 3 年間で実施してきました。これにより、外部の人間に秩父がどのように評価されているかを理解し、今後の秩父圏域内の行政施策に役立てることができ、また、外部の専門家と自治体職員が意見交換する中で専門的な知識を獲得することもできました。今後は招へいした 3 年間の蓄積を活用した行政運営が期待されます。

行政情報収集ツールの整備については、自治体を取り巻く状況が大きく変化していく中、職務に関連する政策を体系的に学習し、国や他の地方公共団体が打ち出す政策の動向を日々把握していく必要があります。秩父圏域の 1 市 4 町で行政情報収集システムの導入を行い、職員が自発的にツールを活用することにより、自らの政策形成能力や情報収集能力を向上させていくことが期待されます。

職員及び議員の合同研修会の開催については、定住自立圏構想で取り組むべき課題、あるいは、圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために合同で研修会を開催するというものです。これにより、単独の自治体では開催が困難な分野の研修を職員及び議員が受講することで幅広い知識を得ることができ、また、圏域内の職員及び議員が意見交換することで、圏域全体を考えた政策立案ができるようになることが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

① 行政情報収集ツールの整備

事業名	行政情報収集ツールの整備					65	関係市町名
事業概要	職員等が事業を企画立案する際に、国や他の地方公共団体の最新の取り組みを把握するために必要となる情報収集ツールの整備を行う。						秩父市（地域政策課、総務課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	職務に関連する政策を体系的に学習し、職員等が国や他の地方公共団体が打ち出す政策の動向を日々把握することにより、職員の政策形成能力や情報収集能力を向上させることが期待できる。						
関係市町の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案は、各町の協力を得ながら、秩父市が行う。 ・各町は、職員への利用状況調査、利用効果検証等の実施に協力する。 						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 27～31 年度の市町負担は、秩父市が 1,076 千円、各町が 231 千円とする。						

② 職員及び議員の合同研修会の開催について

事業名	職員及び議員の合同研修会の開催					66	関係市町名
事業概要	定住自立圏構想で取り組むべき課題、あるいは圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために、1市4町の職員及び議員を対象とした合同研修会を開催する。						秩父市（地域政策課） 横瀬町（まち経営課、総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課、総務課）
成果	定住自立圏構想で取り組む可能性がある新たな課題や圏域内の自治体間で共通した課題について、合同研修会で専門的な知識を取得することで、今後の行政・議会の円滑な運営に活用されることが期待される。						
関係市町の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案は、1市4町で構成する秩父地域まちづくり協議会において行う。 ・各市町は秩父地域まちづくり協議会に運営経費として負担金を支出する。支出方法については、別途協議を行う。 						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	241	250	250	250	250	1,241	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の市町負担は、秩父市が129千円、各町が28千円とする。 ・平成28～31年度の市町負担は、秩父市が134千円、各町が29千円とする。 						

○今後想定される事業○

特になし。

共生ビジョン事業一覧表

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

(イ) 救急医療体制の充実

(ウ) リハビリテーション体制の確立

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
1	第3条(1)ア(ア)	医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保	圏域内の医療機関へ相互に医師・医療スタッフの派遣体制等を確立し、有効的な人材活用を行う。 医師・医療スタッフの確保に関する各医療機関等の取組や大学病院等からの医師派遣についても支援を行う。	秩父市	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	34,500	医療支援枠
				横瀬町	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900		
12		秩父地域リハビリテーション計画(仮称)策定	秩父地域のリハビリテーションの取組の方向性を打ち出すために秩父地域リハビリテーション計画(仮称)の策定を行う。	皆野町	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	34,500	医療支援枠
13	第3条(1)ア(イ)	予防医療に関連する事業の実施	地域住民の生活習慣改善と健康増進を目的とする事業を行う。 また、ロコモティブシンドロームの発症予防のため「ちちぶお茶のみ体操」の普及を行う。	長瀬町	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	34,500	医療支援枠
				小鹿野町	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900		
14		リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成	リハビリ専門職を確保育成する医療機関等に支援し、秩父地域のリハビリテーション医療の機能向上を図る。	計	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500	172,500	医療支援枠
2	第3条(1)ア(イ)	院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生向上	院内保育施設の整備や運営の支援など勤務環境・福利厚生向上を行う医療機関に対し支援を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
3	第3条(1)ア(イ)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	医療クラークの活用や電子カルテの導入などにより、医師・医療スタッフの事務負担を軽減することを目指す医療機関に対し支援を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
4	第3条(1)ア(イ)	コスト削減などによる公立病院の経営改善	救急医療や不採算医療を担っている公立病院において、コスト削減など経営改善に向けた取組を行う場合に、支援を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		

共生ビジョン事業一覧表

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
5	第3条(1)7(ア)	「ちちぶ医療協議会」の運営	「ちちぶ医療協議会」により、医師・医療スタッフの確保と相互派遣のための方策、救急医療体制の維持のための方策、リハビリテーションの充実に取り組むための事業を実施する。	秩父市	100	100	100	100	100	500	医療支援枠
				横瀬町	100	100	100	100	100	500	
				皆野町	100	100	100	100	100	500	
				長瀬町	100	100	100	100	100	500	
				小鹿野町	100	100	100	100	100	500	
				計	500	500	500	500	500	2,500	
6	第3条(1)7(イ)	地元医師の協力による初期救急の充実等	地元医師の協力により各医療機関が初期救急の充実を行う経費を支援する。	秩父市	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	医療支援枠
				横瀬町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				皆野町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				長瀬町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				小鹿野町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				計	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000	
7	第3条(1)7(イ)	休日及び準夜帯の薬局開設	秩父郡市薬剤師会の協力により、二次救急輪番担当病院及び休日診療所に隣接する薬局において、休日及び準夜帯に調剤薬局の開設を行うための経費を支援する。	秩父市	800	800	800	800	800	4,000	医療支援枠
				横瀬町	800	800	800	800	800	4,000	
				皆野町	800	800	800	800	800	4,000	
				長瀬町	800	800	800	800	800	4,000	
				小鹿野町	800	800	800	800	800	4,000	
				計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	
8	第3条(1)7(イ)	救急医療体制維持のための広報周知	住民に対して、秩父圏域の医療体制の現状を理解していただくための広報周知活動を実施する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
9	第3条(1)7(イ)	救急車の機能向上	気管挿管認定救急救命士が使用するビデオ喉頭鏡と、LED喉頭鏡、AED、自動心マッサージ器、バスケットストレッチャーの資器材を装備し、救急車内の装備の充実・機能向上を図る。	秩父市	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	16,160	包括支援枠
				横瀬町	692	692	692	692	692	3,460	
				皆野町	692	692	692	692	692	3,460	
				長瀬町	692	692	692	692	692	3,460	
				小鹿野町	692	692	692	692	692	3,460	
				計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000	
10	第3条(1)7(イ)	人づくり（気管挿管認定救急救命士の養成）	秩父消防本部で行っている気管挿管認定救急救命士の養成を支援するため、実習受け入れ病院を確保し、養成することにより人的面での充実を図りたい。	秩父市	998	998	998	998	998	4,990	包括支援枠
				横瀬町	213	213	213	213	213	1,065	
				皆野町	213	213	213	213	213	1,065	
				長瀬町	213	213	213	213	213	1,065	
				小鹿野町	213	213	213	213	213	1,065	
				計	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	9,250	
11	第3条(1)7(イ)	救急隊員用教育訓練資器材の整備	秩父消防署各分署の統廃合により、これまで本署から借用していた救急隊員用教育訓練資器材（高度シミュレーター人形）を各分署の備品として整備する。	秩父市	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	5,380	包括支援枠
				横瀬町	231	231	231	231	231	1,155	
				皆野町	231	231	231	231	231	1,155	
				長瀬町	231	231	231	231	231	1,155	
				小鹿野町	231	231	231	231	231	1,155	
				計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
(1)ア 医療 合計				秩父市	15,306	15,306	15,306	15,306	15,306	76,530	
				横瀬町	11,136	11,136	11,136	11,136	11,136	55,680	
				皆野町	11,136	11,136	11,136	11,136	11,136	55,680	
				長瀬町	11,136	11,136	11,136	11,136	11,136	55,680	
				小鹿野町	11,136	11,136	11,136	11,136	11,136	55,680	
				計	59,850	59,850	59,850	59,850	59,850	299,250	

共生ビジョン事業一覧表

イ 保健・福祉

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の合同実施

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
15	第3条(1)イ(7)	「私の療養手帳」推進事業	地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳」を発行し、これを秩父圏域で普及させる。	秩父市						0	
				横瀬町						0	
				皆野町						0	
				長瀬町						0	
				小鹿野町						0	
				計	0	0	0	0	0	0	
16	第3条(1)イ(7)	口腔機能向上事業	口腔内の衛生状態の維持・改善など、講演会や勉強会等の実施する。	秩父市	540	540	540	540	540	2,700	
				横瀬町	115	115	115	115	115	575	
				皆野町	115	115	115	115	115	575	
				長瀬町	115	115	115	115	115	575	
				小鹿野町	115	115	115	115	115	575	
				計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
17	第3条(1)イ(7)	自殺対策事業	自殺防止や自殺者の親族の心のケアなど、講演会や勉強会等の実施する。	秩父市	540	540	540	540	540	2,700	
				横瀬町	115	115	115	115	115	575	
				皆野町	115	115	115	115	115	575	
				長瀬町	115	115	115	115	115	575	
				小鹿野町	115	115	115	115	115	575	
				計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
18	第3条(1)イ(7)	「秩父地域自立支援協議会」運営事業	相談支援事業をはじめとする秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置し運営する。	秩父市	108	108	108	108	108	540	
				横瀬町	23	23	23	23	23	115	
				皆野町	23	23	23	23	23	115	
				長瀬町	23	23	23	23	23	115	
				小鹿野町	23	23	23	23	23	115	
				計	200	200	200	200	200	1,000	
19	第3条(1)イ(7)	秩父障害者就労支援センター運営事業	秩父障害者就労支援センター（愛称：キャップ）を設置・運営委託し、職業相談や就労準備支援、職場開拓等の障がい者の就労に必要な事業を実施する。	秩父市	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	16,160	
				横瀬町	692	692	692	692	692	3,460	
				皆野町	692	692	692	692	692	3,460	
				長瀬町	692	692	692	692	692	3,460	
				小鹿野町	692	692	692	692	692	3,460	
				計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000	
20	第3条(1)イ(7)	手話奉仕員養成研修事業	秩父地域内の聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。	秩父市	624	624	624	624	624	3,120	
				横瀬町	133	133	133	133	133	665	
				皆野町	133	133	133	133	133	665	
				長瀬町	133	133	133	133	133	665	
				小鹿野町	133	133	133	133	133	665	
				計	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	5,780	
21	第3条(1)イ(7)	地域包括ケアに関連する事業の実施	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、在宅医療体制の推進と包括的な支援を『ちちぶ版地域包括ケアシステム』として構築する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
(1) イ (ア) 保健福祉 小計				秩父市	5,044	5,044	5,044	5,044	5,044	25,220	
				横瀬町	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	5,390	
				皆野町	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	5,390	
				長瀬町	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	5,390	
				小鹿野町	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	5,390	
				計	9,356	9,356	9,356	9,356	9,356	46,780	

共生ビジョン事業一覧表

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
22	第3条(1)イ(イ)	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業を秩父圏域で合同事業として実施し、事業の啓発、会員の拡大を目指す。	秩父市	4,216	4,216	4,216	4,216	4,216	21,080	秩父市負担分には、県補助金1,572千円、秩父市単独分1,728千円を含む。
				横瀬町	196	196	196	196	196	980	
				皆野町	196	196	196	196	196	980	
				長瀬町	196	196	196	196	196	980	
				小鹿野町	196	196	196	196	196	980	
				計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
23	第3条(1)イ(イ)	病児・病後児保育事業の研究	病児・病後児保育事業について、秩父圏域での合同実施が可能かどうかの調査・研究を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
(1)イ(イ)子育て支援 小計				秩父市	4,216	4,216	4,216	4,216	4,216	21,080	
				横瀬町	196	196	196	196	196	980	
				皆野町	196	196	196	196	196	980	
				長瀬町	196	196	196	196	196	980	
				小鹿野町	196	196	196	196	196	980	
				計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
(1)イ 保健・福祉 合計				秩父市	9,260	9,260	9,260	9,260	9,260	46,300	
				横瀬町	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	6,370	
				皆野町	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	6,370	
				長瀬町	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	6,370	
				小鹿野町	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	6,370	
				計	14,356	14,356	14,356	14,356	14,356	71,780	

共生ビジョン事業一覧表

ウ 教育

(ア) 生涯学習の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
24	第3条(1)ウ(ア)	地域学の企画及び実施	ちちぶ学セミナーに関する講座を秩父圏域に広げ、圏域の自然や歴史、伝統文化を継承する団体と連携しながら、地域学に関する講座を企画・実施する。	秩父市	939	939	939	939	939	4,695	秩父市負担分には、受講生からの受益者負担で455千円/年の収入を含む。
				横瀬町	104	104	104	104	104	520	
				皆野町	104	104	104	104	104	520	
				長瀨町	104	104	104	104	104	520	
				小鹿野町	104	104	104	104	104	520	
				計	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355	6,775	

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
25	第3条(1)ウ(イ)	「親の学習」の普及・啓発	親学アドバイザーの活用を図り、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、圏域全体に親の学習を普及・啓発する。	秩父市	134	134	134	134	134	670	
				横瀬町	29	29	29	29	29	145	
				皆野町	29	29	29	29	29	145	
				長瀨町	29	29	29	29	29	145	
				小鹿野町	29	29	29	29	29	145	
				計	250	250	250	250	250	1,250	

(1) ウ 教育 合計	秩父市	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	5,365	
	横瀬町	133	133	133	133	133	665	
	皆野町	133	133	133	133	133	665	
	長瀨町	133	133	133	133	133	665	
	小鹿野町	133	133	133	133	133	665	
	計	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605	8,025	

共生ビジョン事業一覧表

エ 産業振興

(ア) 滞在型観光の推進

(イ) 外国人観光客の増加

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
26	第3条(1)エ(ア)(イ)	観光連携のための体制づくり	秩父の観光を対外的に打ち出すための体制作りを進めている。 具体的には、「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」の組織を強化し、主催する着地型観光商品の造成や教育旅行の誘致を行う。	秩父市	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384	26,920	
				横瀬町	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	5,770	
				皆野町	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	5,770	
				長瀬町	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	5,770	
				小鹿野町	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	5,770	
				計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	
27	第3条(1)エ(ア)(イ)	着地型観光商品の造成	圏域の観光資源を売り出すための商品造成・販売を実施する。 魅力的な観光資源のブラッシュアップとともに着地型観光商品にして、HPを中心に販売する。商品数を増やし、販売先も旅行会社を中心に拡充していく。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
28	第3条(1)エ(ア)(イ)	観光資源を再発掘するための勉強会	秩父地域内に点在する観光スポットの掘り起こしと磨きをかけるため、観光資源の再発掘をするための勉強会を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
29	第3条(1)エ(ア)(イ)	自転車を活用した事業	サイクリングを楽しみながら圏域の魅力をゆっくりに堪能できるレンタサイクル事業を実施する。 レンタサイクルステーションを利用者のニーズ等により、利用遮水環境も整備していく。	秩父市	0	0	0	1,616	0	1,616	
				横瀬町	0	0	0	346	0	346	
				皆野町	0	0	0	346	0	346	
				長瀬町	0	0	0	346	0	346	
				小鹿野町	0	0	0	346	0	346	
				計	0	0	0	3,000	0	3,000	
30	第3条(1)エ(ア)(イ)	圏域の様々な観光資源を活用した観光誘客事業	様々な観光資源と公共交通機関を複合的に連携させ、多様な観光誘客策を進める。また、情報発信等、地域の活性化につなげられる事業を積極的に展開していく。	秩父市	2,692	2,692	2,692	2,692	2,692	13,460	
				横瀬町	577	577	577	577	577	2,885	
				皆野町	577	577	577	577	577	2,885	
				長瀬町	577	577	577	577	577	2,885	
				小鹿野町	577	577	577	577	577	2,885	
				計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
31	第3条(1)エ(ア)(イ)	交流体験事業の実施	埼玉県の「教育メッカ事業」と連携を図りながら、民泊を活用した修学旅行誘致の事業展開をしていく。	秩父市	268	268	268	268	268	1,340	
				横瀬町	58	58	58	58	58	290	
				皆野町	58	58	58	58	58	290	
				長瀬町	58	58	58	58	58	290	
				小鹿野町	58	58	58	58	58	290	
				計	500	500	500	500	500	2,500	
32	第3条(1)エ(ア)(イ)	外国人にもわかりやすい案内板マップ等の作成	圏域内で外国人観光客の増加を目指して、外国語標記を加えたルート案内板やマップを作成する。	秩父市	540	540	540	540	540	2,700	
				横瀬町	115	115	115	115	115	575	
				皆野町	115	115	115	115	115	575	
				長瀬町	115	115	115	115	115	575	
				小鹿野町	115	115	115	115	115	575	
				計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
33	第3条(1)エ(ア)(イ)	外国人受入体制整備事業（外国人観光客の受入れに向けた勉強会の開催）	外国人観光客に対応するため、英会話教室を開催する。また、wifi環境整備や観光案内所を「外国人観光案内所認定制度」の基準に達するよう整備して、外国人観光客の受入れ体制の充実を図る。	秩父市	2,692	2,692	540	540	540	7,004	
				横瀬町	577	577	115	115	115	1,499	
				皆野町	577	577	115	115	115	1,499	
				長瀬町	577	577	115	115	115	1,499	
				小鹿野町	577	577	115	115	115	1,499	
				計	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	13,000	

共生ビジョン事業一覧表

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
		(1) エ (ア) (イ) 観光 小計		秩父市	11,576	11,576	9,424	11,040	9,424	53,040	
				横瀬町	2,481	2,481	2,019	2,365	2,019	11,365	
				皆野町	2,481	2,481	2,019	2,365	2,019	11,365	
				長瀨町	2,481	2,481	2,019	2,365	2,019	11,365	
				小鹿野町	2,481	2,481	2,019	2,365	2,019	11,365	
				計	21,500	21,500	17,500	20,500	17,500	98,500	

共生ビジョン事業一覧表

(ウ) まるごとジオパークの推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
34	第3条(1)エ(ウ)	「ジオパーク秩父」ホームページ・フェイスブックページの運営・更新	秩父まるごとジオパークの活動を対外的にアピールするためにホームページ及びフェイスブックページの運営を行う。	秩父市	64	64	64	64	64	320	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	12	12	12	12	12	60	
				長瀬町	12	12	12	12	12	60	
				小鹿野町	12	12	12	12	12	60	
				計	100	100	100	100	100	500	
35	第3条(1)エ(ウ)	ポスター、チラシ、ジオサイト解説板等の作成	秩父まるごとジオパークの活動を住民及び学習観光者に普及啓発するために、ポスター、チラシ、ジオサイトの解説板の作成を行う。さらに、ジオパークコンサートを開催する。	秩父市	393	393	393	393	393	1,965	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	69	69	69	69	69	345	
				長瀬町	69	69	69	69	69	345	
				小鹿野町	69	69	69	69	69	345	
				計	600	600	600	600	600	3,000	
36	第3条(1)エ(ウ)	ジオサイト観察会の開催	住民及び学習観光者への普及啓発を主眼としてジオサイト観察会（ジオツアー）を随時開催する。特に、秩父ならではの特性を活かした秩父礼所と関連付けた事業を展開する。	秩父市	131	131	131	131	131	655	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	23	23	23	23	23	115	
				長瀬町	23	23	23	23	23	115	
				小鹿野町	23	23	23	23	23	115	
				計	200	200	200	200	200	1,000	
37	第3条(1)エ(ウ)	ジオガイド育成研修会の開催	ジオパークの活動に関心のある地域住民や既存の観光ガイド養成講座等を受講した地域住民などを対象として、ガイド養成研修会等を実施する。	秩父市	1,374	1,374	1,374	1,374	1,374	6,870	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	242	242	242	242	242	1,210	
				長瀬町	242	242	242	242	242	1,210	
				小鹿野町	242	242	242	242	242	1,210	
				計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	10,500	
38	第3条(1)エ(ウ)	子ども向けジオパーク秩父ガイドブックの作成	秩父地域の子どもたちが郷土に誇りを持ち、地域をしっかりと理解できるように、子ども向けジオパーク秩父ガイドブックを作成する。	秩父市	326	326	326	326	326	1,630	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	58	58	58	58	58	290	
				長瀬町	58	58	58	58	58	290	
				小鹿野町	58	58	58	58	58	290	
				計	500	500	500	500	500	2,500	
39	第3条(1)エ(ウ)	世界ジオパーク認定に向けた活動	世界ジオパーク認定を目指し、関係機関との調整や先進地域の情報収集、申請書作成などを行う。	秩父市	326	326	326	326	326	1,630	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	58	58	58	58	58	290	
40	第3条(1)エ(ウ)	学習活動等の誘致（自治体連携事業）	首都圏の小・中・高等学校、教育旅行関連企業等に働きかけ、学習活動を秩父圏域で行うよう誘致活動を行う。	長瀬町	58	58	58	58	58	290	
				小鹿野町	58	58	58	58	58	290	
				計	500	500	500	500	500	2,500	
(1)エ(ウ) ジオパーク 小計				秩父市	2,614	2,614	2,614	2,614	2,614	13,070	
				横瀬町	—	—	—	—	—	—	
				皆野町	462	462	462	462	462	2,310	
				長瀬町	462	462	462	462	462	2,310	
				小鹿野町	462	462	462	462	462	2,310	
				計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	

共生ビジョン事業一覧表

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
41	第3条(1)エ(エ)	コーディネーター事業の実施	中小企業診断士資格を有するなど、企業支援に精通したコーディネーターによる訪問型企業支援を実施する。	秩父市	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	16,160	
				横瀬町	692	692	692	692	692	3,460	
				皆野町	692	692	692	692	692	3,460	
				長瀬町	692	692	692	692	692	3,460	
				小鹿野町	692	692	692	692	692	3,460	
				計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000	
42	第3条(1)エ(エ)	企業支援事業の展開	企業支援ニーズ調査結果に基づき、企業の課題を解決するため、セミナーや助成事業等により支援を実施する。	秩父市	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	14,800	
				横瀬町	635	635	635	635	635	3,175	
				皆野町	635	635	635	635	635	3,175	
				長瀬町	635	635	635	635	635	3,175	
				小鹿野町	635	635	635	635	635	3,175	
				計	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	27,500	
43	第3条(1)エ(エ)	企業支援・企業誘致事業の連携促進	圏域全体の企業情報の収集、公的助成制度の紹介等を実施する。また、市町の用地・企業支援情報を一元化するとともに、「秩父地域企業立地ガイド」を活用して圏域のPRや企業誘致活動を行う。	秩父市	432	190	432	190	432	1,676	
				横瀬町	92	40	92	40	92	356	
				皆野町	92	40	92	40	92	356	
				長瀬町	92	40	92	40	92	356	
				小鹿野町	92	40	92	40	92	356	
				計	800	350	800	350	800	3,100	
44	第3条(1)エ(エ)	地場産品の販路開拓支援	圏域内の地場産品の販路拡大を図るため、インターネット販売等への出展支援を行い、地域内外での知名度向上、新たな販売方法の導入を図る。また、海外への販路開拓も視野に入れた勉強会等も実施する。	秩父市	2,152	808	808	808	808	5,384	
				横瀬町	462	173	173	173	173	1,154	
				皆野町	462	173	173	173	173	1,154	
				長瀬町	462	173	173	173	173	1,154	
				小鹿野町	462	173	173	173	173	1,154	
				計	4,000	1,500	1,500	1,500	1,500	10,000	
45	第3条(1)エ(エ)	雇用対策事業の実施	秩父地域雇用対策協議会が実施している雇用対策事業、及び市が単独で同協議会に委託している大学生等合同就職説明会をちちぶ定住自立圏事業として位置付け、雇用の場の確保や定住人口の確保・維持を図る。	秩父市	3,010	3,010	3,010	3,010	3,010	15,050	
				横瀬町	645	645	645	645	645	3,225	
				皆野町	645	645	645	645	645	3,225	
				長瀬町	645	645	645	645	645	3,225	
				小鹿野町	645	645	645	645	645	3,225	
				計	5,590	5,590	5,590	5,590	5,590	27,950	
(1) エ(エ) 企業支援 小計				秩父市	11,786	10,200	10,442	10,200	10,442	53,070	
				横瀬町	2,526	2,185	2,237	2,185	2,237	11,370	
				皆野町	2,526	2,185	2,237	2,185	2,237	11,370	
				長瀬町	2,526	2,185	2,237	2,185	2,237	11,370	
				小鹿野町	2,526	2,185	2,237	2,185	2,237	11,370	
				計	21,890	18,940	19,390	18,940	19,390	98,550	

(オ) 有害鳥獣対策

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
46	第3条(1)エ(オ)	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業	秩父地域の関係機関の長等で構成されている「秩父地域鳥獣害対策協議会」に、農作物等の収穫を目的とした効果的な鳥獣害対策が実施できるよう支援する。	秩父市	3,768	3,768	3,768	3,768	3,768	18,840	
				横瀬町	808	808	808	808	808	4,040	
				皆野町	808	808	808	808	808	4,040	
				長瀬町	808	808	808	808	808	4,040	
				小鹿野町	808	808	808	808	808	4,040	
				計	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000	

共生ビジョン事業一覧表

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
47	第3条(1)エ(カ)	圏域内の地域ブランドの実態聴取調査	専門家による現地調査や事業者ヒアリングにより行われてきた秩父地域にある地域ブランド商品の体系的整理を継続し、活用する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀨町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
48	第3条(1)エ(カ)	圏域の統一名称やロゴマークの活用	聴取調査や専門家の分析をもとに、地域ブランドの名称を確立するために、秩父ブランド推進協議会により設定した統一名称・ロゴマークの活用を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀨町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
49	第3条(1)エ(カ)	地域外PR事業及び販売推進会議の検討	秩父地域の事業者の製品を地域外で開催される展示や商談会に積極的に参加してPRを行うことで販路開拓を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀨町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
(1) エ(カ) 地域ブランド 小計				秩父市	0	0	0	0	0		
				横瀬町	0	0	0	0	0		0
				皆野町	0	0	0	0	0		0
				長瀨町	0	0	0	0	0		0
				小鹿野町	0	0	0	0	0		0
				計	0	0	0	0	0		0
(1) エ 産業振興 合計				秩父市	29,744	28,158	26,248	27,622	26,248	138,020	
				横瀬町	5,815	5,474	5,064	5,358	5,064	26,775	
				皆野町	6,277	5,936	5,526	5,820	5,526	29,085	
				長瀨町	6,277	5,936	5,526	5,820	5,526	29,085	
				小鹿野町	6,277	5,936	5,526	5,820	5,526	29,085	
				計	54,390	51,440	47,890	50,440	47,890	252,050	

共生ビジョン事業一覧表

オ 環境・保全

(ア) ちちぶ環境保全の推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
50	第3条(1)オ	「ちちぶ環境基本計画」検証事業	平成24年12月に策定した「ちちぶ環境基本計画」の進行管理を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀨町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
51	第3条(1)オ	バイオディーゼルの燃料(BDF)製造事業	吉田元気村のBDF製造装置が老朽化等していることに伴い、高品質のBDFを製造できる装置を新たに設置する。	秩父市	421	421	421	421	421	2,105	
				横瀬町	91	91	91	91	91	455	
				皆野町	91	91	91	91	91	455	
				長瀨町	91	91	91	91	91	455	
				小鹿野町	91	91	91	91	91	455	
				計	785	785	785	785	785	3,925	
52	第3条(1)オ	外来生物の防除対策事業	オオキンケイギクなど様々な外来生物のまん延を阻止するため、住民への周知を図る。また、分布調査や駆除活動を実施する。	秩父市	46	46	46	46	46	230	
				横瀬町	9	9	9	9	9	45	
				皆野町	9	9	9	9	9	45	
				長瀨町	9	9	9	9	9	45	
				小鹿野町	9	9	9	9	9	45	
				計	82	82	82	82	82	410	
53	第3条(1)オ	温室効果ガス排出量収集管理システム事業	改正された省エネ法に対応するための「温室効果ガス収集管理システム」により、施設のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を管理する。	秩父市	318	318	321	321	320	1,598	
				横瀬町	68	68	68	68	69	341	
				皆野町	68	68	68	68	69	341	
				長瀨町	68	68	68	68	69	341	
				小鹿野町	68	68	68	68	69	341	
				計	590	590	593	593	596	2,962	
54	第3条(1)オ	公共建築物や民間住宅等における木材利用促進事業	圏域の各自治体において策定した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」により、公共施設等における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化を推進する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀨町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
55	第3条(1)オ	森林整備及び森林資源活用促進事業	「秩父地域森林林業活性化協議会」を中心として、林業関係団体等と連携し、森林整備及び森林資源活用促進に向けた事業を検討、実施する。	秩父市	2,692	2,692	2,692	2,692	2,692	13,460	
				横瀬町	577	577	577	577	577	2,885	
				皆野町	577	577	577	577	577	2,885	
				長瀨町	577	577	577	577	577	2,885	
				小鹿野町	577	577	577	577	577	2,885	
				計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
56	第3条(1)オ	森林整備・活用に関する行動計画実施事業	森林整備や活用促進に向けた基本計画である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」に基づき、圏域全体として森林政策を行うために策定した「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」の各事業を実施する。	秩父市	808	808	268	268	268	2,420	
				横瀬町	173	173	58	58	58	520	
				皆野町	173	173	58	58	58	520	
				長瀨町	173	173	58	58	58	520	
				小鹿野町	173	173	58	58	58	520	
				計	1,500	1,500	500	500	500	4,500	
(1) オ 環境・保全 合計				秩父市	4,285	4,285	3,748	3,748	3,747	19,813	
				横瀬町	918	918	803	803	804	4,246	
				皆野町	918	918	803	803	804	4,246	
				長瀨町	918	918	803	803	804	4,246	
				小鹿野町	918	918	803	803	804	4,246	
				計	7,957	7,957	6,960	6,960	6,963	36,797	

共生ビジョン事業一覧表

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
57	第3条(2)7	秩父圏域公共交通会議の開催	自治体間の情報交換や圏域内の公共交通網について議論するための検討会議を開催する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
58	第3条(2)7	地域公共交通広報事業	観光パンフレット等作成時に、公共交通情報掲載を促すなどにより、公共交通利用促進の広報周知活動を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
59	第3条(2)7	地域公共交通計画(ネットワーク計画)策定事業	圏域行政及び交通事業者等の連携により、秩父圏域における公共交通の総合的な連携計画を策定する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
60	第3条(2)7	地域公共交通活性化推進事業	圏域行政及び交通事業者等の連携により、秩父圏域における公共交通の総合的な事業を実施する。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
(2) ア 地域公共交通 合計				秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		

共生ビジョン事業一覧表

イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
61	第3条(2)イ	安心・安全メールの拡大拡充	圏域内すべての市町で配信している安心・安全メールで、より多くの住民に情報を配信できるよう周知活動を行う。また、災害時の情報伝達手段としての運用についても研究する。	秩父市	836	836	836	836	836	4,180	
				横瀬町	180	180	180	180	180	900	
				皆野町	180	180	180	180	180	900	
				長瀬町	180	180	180	180	180	900	
				小鹿野町	180	180	180	180	180	900	
				計	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	7,780	

(2) イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備 合計	秩父市	836	836	836	836	836	4,180	
	横瀬町	180	180	180	180	180	900	
	皆野町	180	180	180	180	180	900	
	長瀬町	180	180	180	180	180	900	
	小鹿野町	180	180	180	180	180	900	
	計	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	7,780	

共生ビジョン事業一覧表

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

(ア) 交流及び移住促進事業の実施

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
62	第3条(2)ウ	空き家バンク整備及び運営委託事業	空き家バンクのシステム運用を民間団体と協力して行う。また、秩父圏域での田舎暮らしの魅力PRやインターネットを活用した情報発信も行う。	秩父市	968	968	968	968	968	4,840	
				横瀬町	208	208	208	208	208	1,040	
				皆野町	208	208	208	208	208	1,040	
				長瀬町	208	208	208	208	208	1,040	
				小鹿野町	208	208	208	208	208	1,040	
				計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000	
63	第3条(2)ウ	地域おこし協力隊の活用	都市の若者を地域おこし協力隊員として受け入れ、各種地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る。	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
(2)ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進 合計				秩父市	968	968	968	968	968	4,840	
				横瀬町	208	208	208	208	208	1,040	
				皆野町	208	208	208	208	208	1,040	
				長瀬町	208	208	208	208	208	1,040	
				小鹿野町	208	208	208	208	208	1,040	
				計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000	

共生ビジョン事業一覧表

エ 水道

(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
64	第3条(2)エ	水道広域化にむけての検討	広域的水道整備計画(秩父広域水道圏)と整合を図りながら、秩父圏域水道の広域化に向け、統合の手法や手続等検討するとともに、基本構想を策定し、統合後のビジョンを明示する。	秩父市	21,540	8,076	5,384	5,384	5,384	45,768	
				横瀬町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				皆野町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				長瀬町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				小鹿野町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				計	40,000	15,000	10,000	10,000	10,000	85,000	

(2) エ 水道 合計				秩父市	21,540	8,076	5,384	5,384	5,384	45,768	
				横瀬町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				皆野町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				長瀬町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				小鹿野町	4,615	1,731	1,154	1,154	1,154	9,808	
				計	40,000	15,000	10,000	10,000	10,000	85,000	

共生ビジョン事業一覧表

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成等

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h27	h28	h29	h30	h31		
65	第3条(3)7	行政情報収集ツールの整備	職員等が事業を企画立案する際に必要となる情報収集ツールの整備を行う。	秩父市	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	5,380	
				横瀬町	231	231	231	231	231	1,155	
				皆野町	231	231	231	231	231	1,155	
				長瀬町	231	231	231	231	231	1,155	
				小鹿野町	231	231	231	231	231	1,155	
				計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
66	第3条(3)7	職員及び議員の合同研修会の開催	1市4町の職員及び議員を対象とした合同研修会を開催する。	秩父市	129	134	134	134	134	665	
				横瀬町	28	29	29	29	29	144	
				皆野町	28	29	29	29	29	144	
				長瀬町	28	29	29	29	29	144	
				小鹿野町	28	29	29	29	29	144	
				計	241	250	250	250	250	1,241	

(3) ア 人材育成等 合計	秩父市	1,205	1,210	1,210	1,210	1,210	6,045	
	横瀬町	259	260	260	260	260	1,299	
	皆野町	259	260	260	260	260	1,299	
	長瀬町	259	260	260	260	260	1,299	
	小鹿野町	259	260	260	260	260	1,299	
	計	2,241	2,250	2,250	2,250	2,250	11,241	

合計	秩父市	84,217	69,172	64,033	65,407	64,032	346,861	
	横瀬町	24,538	21,314	20,212	20,506	20,213	106,783	
	皆野町	25,000	21,776	20,674	20,968	20,675	109,093	
	長瀬町	25,000	21,776	20,674	20,968	20,675	109,093	
	小鹿野町	25,000	21,776	20,674	20,968	20,675	109,093	
	計	183,755	155,814	146,267	148,817	146,270	780,923	

包括分	130,000千円
医療分	50,000千円
ファミサポ	3,300千円
秩父学	455千円